

平成20年7月16日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里巳
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 末次隆裕
次長 黒川和広
議事係員 森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | | | 長 | 樋 | 渡 | 啓 | 祐 |
| 副 | | 市 | 長 | 古 | 賀 | | 滋 |
| 副 | | 市 | 長 | 大 | 田 | 芳 | 洋 |
| 教 | | 育 | 長 | 浦 | 郷 | | 究 |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 大 | 庭 | 健 | 三 |
| 企 | 画 | 部 | 長 | 角 | | | 眞 |
| 営 | 業 | 部 | 長 | 前 | 田 | 敏 | 美 |
| く | ら | し | 部 | 國 | 井 | 雅 | 裕 |
| こ | ど | も | 部 | 藤 | 崎 | 勝 | 行 |
| ま | ち | づ | く | 松 | 尾 | | 定 |
| 山 | 内 | 支 | 所 | 永 | 尾 | 忠 | 則 |
| 北 | 方 | 支 | 所 | 浦 | 郷 | 政 | 紹 |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 森 | | 基 | 治 |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 古 | 賀 | 雅 | 章 |
| 水 | 道 | 部 | 長 | 宮 | 下 | 正 | 博 |
| 市 | 民 | 病 | 院 | 樋 | 高 | 克 | 彦 |
| 市 | 民 | 病 | 院 | 伊 | 藤 | 元 | 康 |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 山 | 田 | 義 | 利 |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 久 | 原 | 義 | 博 |
| 企 | 画 | 課 | 長 | 橋 | 口 | 正 | 紀 |

議 事 日 程 第 1 号

7月16日（水）10時開議

| | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | | 会期の決定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | | 市長の提案事項に関する説明 |
| 日程第4 | 第79号議案 | 武雄市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第5 | 第80号議案 | 武雄市立武雄市民病院の移譲について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第6 | 第81号議案 | 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第5回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |

開 会 10時30分

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。ただいまから平成20年7月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第79号議案から第81号議案までの以上3件を一括上程いたします。

〔30番「議長、議事進行」〕

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

議長の今の議事の進め方について、ちょっと意見があります。申し上げたいと思いますけれども、一括上程をするとおっしゃいました。本来は議案のそれぞれについての意見があれば、それに対する動議、あるいは考え方を示すのが本当ですがけれども、一括上程してしまうと、例えば、それは議案を執行部が、これはまだ十分じゃないから取り消すとかいうことも一切できなくなりますから、あえて議事進行で議長の計らい方についてお聞きをしているわけです。議事の進行をお諮りください。

これは大体和白病院に対する——その次の議案ですね。一括上程されますので、いわゆる和白病院を交渉の相手として、それを認めるということの議案ですがけれども、それについての問題は、実は本来であれば、いわゆる地方自治法第96条にされている議案ではございません。ですから、そういう意味では、事件決議とも言えんし、微妙な問題がありまして、本来ならば、そういうのは議会として、本当に和白病院と交渉する権利、あるいはそういう順位

等については選考委員会で決定されたことですから、それについてとかく言う考えはございませんけれども、問題は、議案として出す場合の問題ですよ。そういうときに、実際に和白病院とどういう交渉をして、例えば、市民病院の土地を無償でやるとか、格安でやるとか、あるいは機材についても幾らでやるとかという細目のある程度基本的なことについて、財政上の、あるいは権利、義務に関するものを記載したところの請負契約と同じじゃないですか。そういうふうなものをきちっとのせた上で議案として提出されるならば、当然、粛々と賛成、反対の論議はできますけれども、実際に、ただ和白病院に交渉相手が決まりましたという交渉相手方を決める議案なんていうのは私は聞いたことないですね。ですから、今まで長い議員経験の中でも、そういうのは一度も聞いたことないですね。

そういうことから考えてみて、一度それが上程されたら、賛成するか反対するか、どちらかしかないんですよ。一方、提案した執行部が取り消すこともできるんですよ。議会はもちろん賛成するか反対するか、どちらかを決めにゃいかん。これはもう取り決めですから。

私も地方自治法第96条ほか、いろんな関係する問題について私なりの資料を用意しております。そして、いろいろ研究をさせてもらいました。しかし、和白病院に対して仮に譲渡をするにしても、それが市民のためにどういう条件になるのか、いろんな条件をきちっと交渉した上で議案として出すならば、それは当然、議会としては論議をします。しかし、これはまだ議案になっていないわけですよ。ですから、それを議会が受けるということ自体が見識を問われることになると思いますから、その点について議長としてはどういう取り計らいをされるか、それについて議事の進行という格好の中でお尋ねをします。

〔29番「議長、議事進行について」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

私が議事進行を出すのはおかしいかもわかりませんが、といたしますのは、私はもともと議会運営委員会、今までこれに重きを置いておりませんでした。それは皆さん御存じのとおりですよ。しかし、武雄市議会議員となりまして2年になりますし、じゃ、議運で諮られたことに従うということで、今度、新しくうちの吉原議員が委員長になられたんですね。だから、議運の決定に従うということでやってきたんですよ。だから、きょうも9時から議運をされているんでしょう、今の言われた問題で。言われた問題で9時からお互い意見を出し合って、私が言ったように、本来は議長の全責任ですから、議長の黒子ですよ。しかし、そうやなくて、やっぱり議会運営委員会の言うことを聞こうということで来ていた。きょうもずっと待って、1時間半ですよ。そして、一つの結論を出された。動議でやっていくと、こうなるんですね。

いろいろありますよ。第96条というのは、原則はそうですけど、しかし、首長が広く議会

に知らせるためにはしてもいいとなっている。差し支えないとなっているでしょう。言われた方は、きのう実は県庁に行って聞かれているんでしょう、市町村課においても。だから、すべて知り尽くして言われていますから、それを踏まえて議運で決めて、動議ということで出すんだと。その動議のあった後に言われるのはわかりますけれども、動議の前に言われるのはやっぱり慎むべきじゃないかと思う。

議長、そのことを十二分に考えて答弁していただかなければ、平野議員は先ほど手を挙げられましたね。恐らく動議の手だと思います。だから、せつかく議運を前提として議会が回っているのに、またぞろなりますので、ぜひそこは考えて答弁していただきたいと思います。

以上です。（発言する者あり）

〔30番「議事進行について」〕

○議長（杉原豊喜君）

答弁いいですか、議運の……（発言する者あり）30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

ちょっと変なことをおっしゃいますねと、私はそう思ったんですよ。議運の意見が、議運の報告があった後だと、この問題についての議事進行は出せんのですよ。それは順序を一番御存じの方がそうおっしゃっちゃいけませんよ。

そこで、私が言うのは、議運で決定したことといっても、その報告がある前に、当然これは瑕疵ある議案と私は思います、それくらいに。それくらいに重要な議案ですから、あらかじめ私は県なり国に問い合わせる前に、議会事務局に申し上げた上で調査をしているわけですよ。

だから、武雄市の議会がそれを取り上げて議論をただけでも見識を問われるようになりますから、本当に権威ある議長という立場で、これについては十分交渉なら交渉した後で、その内容がどういうことになったのか、きちっと内容を踏まえた議案を出してほしい。そのときは粛々と議論をしますよ。ですけれども、全然そういう手数をせんで、ただ和音だけ決まったという既成事実だけをつくろうという形の中での議案の提出というのは、議会に対して極めて失礼だと私は思いますよ。だから、議長のそういう意味での見識ある判断をお願いしたいと、こう思っているわけです。

一遍上程されたら返せんということをはっきり頭に入れておいてください。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行についてでございますけれども、いろんな貴重な御意見いただきました。私に取り計らいをということでございますが、30番議員は一括上程について議事進行をいただきました。1つずつ議題としたらどうかということのようでもございますけれども、今回に関しましては、ただいま29番議員からも指摘ございましたけれども、議会運営委員会に諮問をいたしております。その中で1時間以上かけて御協議をいただいて、議運の委員長

からも後ほど報告があると思いますけど、一括上程という答申をいただいているところでございますので、この件は議案審議の中でもいろんな御意見賜りながら、皆さん方、十分な御審議をいただきたいなと思っておりますのでございます。

〔22番「議事進行について」〕

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

重大な案件が2つあるわけですからね、議事進行であれ動議であれ、大いに審議に入る前に、議題の取り扱いについては慎重にすべきだと、これは議会運営委員会でも発言したところですよ。

今回の地方自治法第96条に関して、議運でも論議になりました。最終結論が出たように黒岩議員言いますけれども、確かに本会議を開くという前提で、最終的にはそれは動議で議案として認めるかどうかという方法はあるというところで一致はしているんですよ。しかし、一括上程してしまうと議題として提案されるわけですからね、ここは大事な入り口のところですから、そこで執行部がどう考えているかと。この第96条のどの項目に該当しているのかという点では論議しましたけれども、結局、武雄市の議会が次に掲げる事件を議決しなければならないという1項から15項目、この項目については当てはまらないと。いわば第2のところですね。今、黒岩議員が紹介しましたけれども、議決することができるという文言でしょう。

そういう判断から、今度の特に第80号の民間移譲の交渉相手を和臼に決めるという議案については法的根拠がないと。議案として出す法的根拠がないと。もう1つは、拘束力はないと。決定しても、法的根拠もない、拘束力もないものを何で臨時議会を開いて、それで決めるのかと。議会での議決というのは重みがあると思いますよ。選考委員会の最終答申というのは、優先順位を決めただけですよね。これまでの市長の答弁等々を見ますと、交渉相手を決めて、そして職員の継続雇用の問題とか、いかに公的医療を担ってもらうとか、あるいは市民的病院の役割をどう担ってもらうとか、あるいは医師会、市、そして和臼に決まるであろうと思われましても、その三者の協議会を設ける。こういうプロセスを経て、そして議案として合意を得ましたということで仮契約で出てくるものだと。従来ならそういう方法を、今、谷口議員が指摘するように、契約関係にしろ、請負契約にしましても、そういう手順を踏んできたでしょう。ところが、この法的根拠もない、拘束力もない議案を何で市長が提案するのかと。これは広く市民の民意を反映させるためだ、意見を聞くためだと。意見を聞くためだと言いながら、まだ資料として十分来ていないでしょう。どういう交渉をしていくのかという――公募要領はありますからね、公募要領に基づいて交渉していくんですけども、そういう点では、従来の議会の契約案件だとか、そういうことについては事情が違いますから、これは慎重に議題として取り上げるかどうかというのを入り口の段階で

大いに論議したがいいんじゃないかというのは議会運営委員会でも指摘をしたところですし、これが時間との関係もありますからね、それは動議という方法もあるでしょうという意見は申し上げたところです。

そのことを踏まえて、議長の裁量というか、進行をお願いしたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 10時43分 |
| 再 | 開 | 10時43分 |

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほども議事進行についての答弁で申しましたように、議会運営委員会の中で皆さん方に御審議をいただいて、一応決定を見ていただいているということでございますので、議運で決定のように進めさせていただきたいと思います。

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成20年7月武雄市議会臨時会の招集に基づき、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開き協議をいたしました。その結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1. 会期及び会期日程について、第2. 付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、以上2項目でございます。

本臨時会において審議されます案件は、ただいま議長から上程になりました条例議案1件、事件決議議案1件及び補正予算議案1件の計3件でございます。

審議順序は議案番号順に行い、いずれの議案も所管の委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

以上のことから考えまして、会期は本日16日の1日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上、議長の諮問事項に対する答申を終わります。

〔22番「動議を提出します」〕

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

議会運営委員会での論議の中身というのは、先ほど委員長報告にあったとおりであります

けれども、そこで、一致点を見出せなかったのは、市長が提案されております特に第80号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲について、これは地方自治法第96条の規定による議会が議決しなければならない項目、15項目の中に該当しないということが1つであります。

議会に議決を求める場合には、あくまでも法的な根拠が当然求められる内容であります。また、先ほど議事進行で出された第96条の法解釈の中で、これはあくまでも例外的な規定により、長が権限を行使するに当たり、行政の円滑化を期するため、一応議会の意見を聞くという場合もあり得る。このような場合、議会は議決するも否決するも任意であるが、議決したとしても何らの法的効果を持たないことは当然であるという例外規定があります。

しかし、これまでの武雄市議会に出されてきた契約案件、それから財産の譲渡であれ売却であれ、条例に定められた契約案件については、執行権の範囲内で相手との協議をし、そして規定された公募要領、今回に関して言えば移譲先との公募要領に沿って交渉を始めていく。議会の意見を聞く、あるいは議会に反映させる、これは本会議だけでなく、全員協議会だとか、そういう場もあり得るわけです。議案として出すということには、それなりの重みがある。法的根拠も当然必要ですし、議会での議決というのは拘束力を持つのは言うまでもない。

しかし、先ほどの説明によると、法的根拠のない議案、あるいは拘束力を持たない議案、どうしてこれを出すのかと、手順が違うのではないかということなども論議した内容であります。あくまでも議会での議決、重みを持つわけですから、そういった意味では、この第80号議案が地方自治法第96条に照らして議案として成り立たないと、議題として取り上げるべきではない、そういう意見を申し上げてきたところであります。

以上、動議を出した趣旨について説明するところです。議長の取り計らいをよろしく願います。

○議長（杉原豊喜君）

22番議員、賛同者の名前を。（発言する者あり）

ただいま22番平野議員から、第80号議案として取り上げるべきではないとするこの動議が提出されました。この動議は2名以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

ここで11時まで暫時休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 10時49分 |
| 再 | 開 | 11時 |

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

第80号議案が議会の議決事項に該当しないのではないかとこの動議が提出されました。この動議を議題といたします。

ただいまから討論を開始します。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私はただいまの動議につきまして賛成の立場で申し上げます。

この議案は、本来の地方自治法に言う議決の事件等を列挙された、例記された議案の内容とはいささか異なるものでありまして、今、動議を提出された意見の中にもありましたように、本来であれば選考委員会が決定をされました優先順位が決まっただけの内容でございまして、通称和白病院に対する、いわゆる契約を進める前の段階で、今から、じゃ、市民病院のどこどこを和白に譲渡するのか、あるいは和白病院がどういうふうな医療体制を組むのか、あるいはまた財産の処分について、例えば、市長が権限を任されている、通常の値段以下で売ることも権限として与えられているし、無償にすることだって与えられているわけですよ。

そういうふうなことについて、この議案については、和白病院との交渉の結果、具体的にこれとこれとこれについては合意をしたと。だから、通常言う大きな工事の請負契約と同じで、じゃ、値段は幾らにするとか、あるいは人間はどういう体制を組むとか、あるいはどこどこを譲渡するとか、どこどこは買い取ってもらうとかという具体的なことを示した上で論議をしなければいかんわけですから、本当に議案として提出するならば、そこを示してするならば地方自治法、あるいは議論の対象になる議案としては当然理解されるわけですが、そういうのは何も出ないと。

同時に、議案として議会に示されておりますけれども、本来であれば、こういう議会で論議するためには、選考した経過、どういう方々が選考委員であって、どういう方々がどういう内容の選考をしたかと。そして結論がこういうことであつたと。結論だけを示して、その選考した経過が正当だったから、そのことを対象として和白病院を指名するということは、これはちょっと理屈に合わないことじゃないかという気がします。

ですから、そういうものをひっくり返して、本当にどういう論議がされた上でこういう和白病院に決定されたからどうだということをですね、本来は選考委員とか選考の経過については明らかにして、市民の前で秘密なく公平に明らかにして論議をして、そして納得をした上で採決をすべきものが本来は議案なわけです。ところが、この条例は、移譲を行う相手及び移譲の時期を定めたいので、提案する。わずか2行ですよ。これに対する資料は何も出ていませんよ。そういうのを出さずに議案として認めるということ自体がおかしいんじゃないかと、そういう気がしてなりません。

さらに、こういう問題については、きょう新聞にも発表されましたように、医師会の問題、いわゆる和白病院で決定する場合は、医師会との連携協力、そして地域医療をどんなにして守るかということについても、本当に重大な関心を持って対応しなさいということを選考委員会で委員長が申し上げているわけです。そういうものについても、何らの取り組み経過についても説明がないまま、いきなり2行の議案として出されると。こういうのを議案として

受け取れないわけですよ、議会としては。ですから、本当の意味では、こういうふうなものに対するきちっとした明確な資料をつけて、本当に議案として成り立つような形で提出されるならば、それは当然、議会としては肅々と論議をしなきゃいけません。しかし、これは議案の形をなしていないし、受け取るべき議案ではないと、私はそう思うわけでございます。

同時に、この議案が本当は問題が1つあるんですよ。順番が、いわゆる第79号議案と、それから第80号議案でございますけれども、この第80号議案の順番が逆じゃないかと思うんですよ。というのは、第80号議案が仮にここで否決されたとする。仮に上程されて否決されたとしますと、第79号の根拠を失うわけですよ。だから、市民病院を廃止するところは、市民病院を残さんと医療ができませんようになるわけですよ。ですから、本当に順番が逆じゃないかという気もするんですよ。

ですから、そういう問題を含めまして、この第80号議案の取り扱いが、今後、この第79号議案の審議にも大きな影響があるということを申し上げて、とにかく第80号議案そのものが、当然これは議案としては取り上げるべきじゃないということについての先ほどの平野議員の動議に対しては賛成ということで申し上げておきたいと思っております。（「反対討論せんと、かみ合はんよ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

今出された動議に反対の立場で討論したいと思っております。

先ほど地方自治法第96条の件を出されましたけれども、そして、言葉の中に、文2行でおさめられているというふうな形で言われました。これは過去にも、例えば、旧武雄市議会の中でも同様のことが起きました。それは合併離脱ですね。合併離脱の件も、実際にはこの議会にかける必要はないけど、市長が広く円滑に議会の、そして市民の意見を聞くためにかけられました。それも合併を離脱するという2行じゃなくて1行の文章でした。それは大変重要なことで、今度の市民病院に合致する以上の、もしくは同等に値する議案だと思っております。

資料も、合併のときもいっぱいありましたけれども、今回も5月30日の議決を経て、6月議会の議決を経て、ありました。合併のときも資料自体は過去の資料しかございませんでした。

第96条に関しましては、確かにおっしゃりますように、法としての——ちょっとすみません、小さく書いてあるのですよね。第96条の第1項は制限列举という形になっております。第96条の第2項は、これも条例で規定されたもののみの権限が及ぶものとなっております。しかしながら、これら以外についても一切議決してはならないということではないと。それは首長、そして執行部が広く議会に、そして市民の方々に意見を聞くために議会にかけるという場合もあり得ると。その例が、さっきの合併離脱が一番記憶に新しいことであります。

これと同様のことで、合併離脱も市民の、そして議会のことを広く聞こうということで、こういうふうにも上程されました。それと同じことで、今度の場合も大変重要な問題ですので、5月30日に議決して、6月議会を経て、さらにもう一度意見を聞こうということで上程された分と解釈いたします。

以上をもちまして、私の反対討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

賛成の立場で討論させていただきます。

特に紙をつくってきて読むわけではないですけども、今、牟田議員が言われましたような形で一緒じゃないかと。そいぎ、資料がありますと。資料はないですよ、はっきり優先交渉権が決まっただけでしょう。決まった後に優先交渉者と話し合った資料はないですよ。だから、その1点が間違っているということを明らかにしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

動議に賛成の立場で討論を申し上げます。

まず1点は、第80号議案について、提案理由でも述べられましたように、地方自治法第96条に照らして、議案として体をなしていないから反対するものであります。

提案理由にもありましたように、一応議会の意見を聞くと言われる場合もあると言いながらも、議会は議決するも否決するも任意であるか、議決したとしても何らの法的効果を持たないことは当然であるというこれまでの議会の運用についての手引にも照らし合わせますと、全くこれは第96条に照らし合わせても体をなしていないということでもあります。

第2点に、この間、市長は平成20年6月2日に武雄市民病院移譲先選考委員会設置要綱を制定されました。これに基づいて、執行権者として市長は6月17日に第1回の選考委員会を開催されました。まさに電光石火のように、場所もわかりません。メンバーもわかりません。どこでやられたかもわからない。まさに秘密主義の秘密そのものではないでしょうか。6月25日、第2回の選考委員会を開催されております。そして、7月2日に第3回、第4回は7月4日であります。第5回が最終、7月7日であります。

当初、3回の選考委員会を開くということを私どもに示されておりました。しかし、世論の沸騰とあわせて、まさに選考委員会が秘密裏で進めていることが、選考委員の間でもやはり進めにくかったんでしょうか。結果として、第5回の委員会を開かれております。そして、7月7日に答申をされました。この答申はあくまでも執行権者である市長に対して答申をされました。それは優先権者として、福岡和白病院を指定されたわけでありまして、そして、こ

の選考委員会の答申は、優先交渉権者と交渉をして、それがうまく契約ができなければ次点の佐賀内田記念病院とやりなさいと、これが答申ですよね。これはあくまでも執行権者として、執行部側がその仕事をするわけです。その途上で議会に議決を求めるというのは、それは議会が、先ほど第1点で言いましたように、地方自治法第96条に照らしても議決案件には付されんわけでありまして。だから、ちゃんと答申されたように、信友委員長がこの答申にありますように、優先権者として指名された福岡和白病院と移譲協定書をまず結ぶべきではないでしょうか。これを議会に提案して、そして、5月30日臨時議会で示されました特例条例に基づいて契約案件を議会に示すべきではないでしょうか。そういう意味では、まさに執行権と議決権を混同されて、きょうの日を迎えているのではないのでしょうか。私はこのことを強く申し上げたいと思います。

そういう意味では、第80号の移譲先選考の議決を求める議案については、第96条に照らして明確に体をなしていないということを申し上げ、賛成討論にかえるものであります。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

動議に対して反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

今、動議を提出された賛成の方を含めて、るるおっしゃいましたけれども、例えば、選考委員会の決定があつて、その答申を市長のほうに出されています。したがって、この選考、どの病院にするのかという最終的な決定の責任は市長にあるわけでありまして。このことについては問題はないわけでありまして、その途中で議会に諮るということは必要がないという、むしろ問題であるというのが論点でありまして、しかし、もう一方の観点でいくと、市民に対する説明責任という観点もまた必要ではないだろうかというふうに思うわけでありまして。選考委員会の経過と結論について、どのような経過があり、そしてどのような判断があり、それをもって行政の執行を行うのかという説明責任、この2つの部分があるというふうに思うわけでありまして。

したがって、今、議会ですべきなのは、いわゆる市長の説明責任を明確に果たしていく、そのことが最大の市民に対しての責務であろうというふうに私は思うわけでありまして。一部、執行権の範囲に入る部分についての問題がありますが、しかし、この場合については、いわゆる市長の執行責任を明確にただすということによって、その分についてはクリアできるのではないだろうかというふうに思っています。一言簡単に言いますと、市長の決定の経過について、あるいはその内容について、私は十分市民の皆さんに説明をし、その内容を明らかにするという責任のほうがより大きなものがあるというふうに考えているわけでありまして。

大変な問題ではありますが、論の立て方としては、2つの責任の果たし方があるけれども、今は市民の皆さんに対して明確な揺るぎのない説明をすべきであるというふうに考えまして、

私は反対ということで、議案として取り扱うということについて賛成をさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

動議に賛成の立場で意見を申し上げます。

今、るる反対論者のほうが、合併離脱の件、また市長の説明責任のことについて申し上げられておりますが、当然、選考委員会が優先交渉権を与えたわけであります。市長はさきの臨時議会で条例を決めるときに、公募要領の中にいろんなことを書いてあります。それを踏まえた上で、選考委員会は優先交渉権を与えたわけであります。であるならば、そのすべてを任せた選考委員会が決めた優先交渉権であるならば、まずそれと市長は交渉をすべきであります。そして、その後、協定書を結ぶなり、その選考委員会の選考内容の経過も何ら説明なく、いきなりこの議会にかけて、まずこの和自に決めるということを議案として上げるのはいかがかということを考えるわけであります。

当然、いろんな議論が庁内でも行われたはずですが。その庁内の議論も踏まえた上で、市長はこの和自に選定をされるのであれば、この議会にかける前に、市民にそれなりの場を持って、それなりの意見を出して、そして自分の意見を主張して、そして議会にかけるべきではないでしょうか。どうしてもこの第96条というものに私もひっかかりがあります。であるならば、それこそ公正公明にすべてを出して、市長の思いを市民に伝えるべきではないか。この議場にその場をかりるべきではないと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

討論をとどめます。

採決いたします。この採決は起立によって採決を行います。

本動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、第80号議案が議会の議決事項に該当しないのではないかと動議は否決されました。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日16日の1日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日16日の1日間に決定いたしました。

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

武雄市議会会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員に9番山口良広議員、12番末藤正幸議員、15番石橋敏伸議員、以上3名を指名いたします。

日程第3. 市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平成20年7月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました条例議案1件、事件決議議案1件及び補正予算議案1件について、その概要を私から御説明申し上げます。

これまで武雄市民病院が果たしてまいりました役割・機能を継承発展させ、広くは地域医療の維持向上のために決断いたしました武雄市民病院の移譲につきましては、6月2日から移譲を受けていただく医療機関の全国公募を実施した結果、2医療法人から応募がございました。

6月17日に「武雄市民病院移譲先選考委員会」を設置し、今月7日までの間に5回にわたる選考委員会、4回にわたるワーキンググループ会議を開催いただき、慎重審議、選考審査が行われたところであります。

また、6月25日には応募2医療法人による公開市民説明会を開催し、450人の市民の皆様が集まっていたいただき、多くの質疑・意見をいただいたところであります。市民の皆さんの市民医療への関心の高さを深く感じるとともに、今後の地域医療の継承・発展のためにも今回の公開説明会は極めて意義が大きかったというふうに理解をしております。

選考委員会での審査の結果、去る7月7日、優先交渉権者として医療法人財団池友会を選考いただきました。

今議会で議決をいただければ、医療法人財団池友会と移譲に関する協定書を交わすことといたしており、一刻も早く医師不足の解消を図るために医師を派遣していただくこと、そして救急医療の再開については、本年9月の再開を目指してまいります。そのことによって、市民の救急医療に対する思い、そして気持ちを十分に踏まえた上で、救急医療の再開に私自身が先頭に立って池友会と調整を進めてまいります。

次に、6月19日から22日にかけての梅雨前線豪雨についてであります。

この豪雨は、土砂災害や床下浸水の被害をもたらしたところであります。この大雨に際し災害警戒本部を設置し、地域住民の方々、関係機関との連携を図りながら対応したところであります。

被害に遭われた市民の皆様には心からお見舞いを申し上げる次第であります。

この大雨被害の公共土木施設、農地農業用施設の災害復旧に要する必要な経費につきましては、早急な復旧を行うため補正予算をお願いいたしております。

それでは、議案について御説明申し上げます。

「第79号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例」につきましては、平成22年2月1日を目途に武雄市民病院を民間へ移譲するため、根拠条例の廃止をお願いするものであります。

「第80号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲について」につきましては、武雄市民病院の

移譲の相手方等について議会の議決を求めるものであります。

「第81号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第5回）」につきましては、豪雨災害によります災害復旧等のための費用についてお願いをしております。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきます。よろしく御審議賜るようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

これより審議に入ります。

日程第4．第79号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

第79号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例について御説明いたします。

本議案は、第80号議案として提出しております医療法人財団池友会へ市民病院を移譲するため条例を廃止するものであります。

廃止する日は平成22年2月1日としており、同日をもって民間移譲を行うこととしております。

経過措置では、損害賠償に関する事項及び業務状況の報告に関する事項について規定をしております。これらは廃止前に係る事業について、武雄市において行うこととするため規定するものであります。

以上で第70号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第79号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

質疑したいと思います。

まず、武雄市民病院は内科、外科、24時間救急、医者は12人いて、地域の医療が守れて、なぜ市民病院を、今、廃止の説明があったようなあっていないような形ですけれども、まず第1に、廃止する理由を述べてください。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

根拠条例を廃止する根源的な理由につきましては、これはさきの議会、さまざまな場所でも御答弁申し上げますけれども、大きく2つございます。1つは、今後、新医療制度

のもとで、なかなか医師の確保ができにくくなる。これは全国津々浦々のところで現象が起きております。具体的に申し上げますと、独立法人、国立大学の医学部につきましては、100人の研修生のうちに半分しか戻ってきていない。そのような中で、大学の医学部、あるいは附属病院に対して、そういったお医者さんを依存できるのかという問題があります。これがまず第1点であります。もう1点が財政の問題であります。私といたしましては、財政より命が大事であります。できれば直営でやりたい。しかし、今かんがみますと、以前からこの6億3,000万円、そして現金ベースで11億円、これを平たく直すと、1日40万円の赤字が出ておるといふ計算になります。月間で1,200万円。そういった中で、これが最終的に市民の負担になるということは、夕張市の例を見ても、これは火を見るよりも明らかであります。

したがって、問題を先送りせずに、この大きく2つの観点から、私は市民病院の民营化を決断した次第であります。宮本議員と目指す道は私と一緒にあると思っております。ただ、その道のり方、山の登り方の手段が異なる。それについて、議会の意見、議会の意思を強く私は求めているところであります。

大きく分けて2つ申し上げましたけれども、以上が今回の廃止条例を提出するに至った根源的な理由として説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

理由として、医師不足の問題、もう1つは財政赤字の問題ですね。

まず、医師不足の問題からお話をいたしたいと思えます。

この病院問題について、まともに話し合ったことはないわけなんですよ、はっきり言えば。今の市民病院の問題点をコンサルから出されたものの検証はずっとしてきました。しかし、経営形態について話したことはないんですよ。

それで、結局どこで話し合ったのかなというのをずっと追求していったんですよ。議会の特別委員会でも、その経営形態について具体的に両方を比べて話し合ったこともないですよ。行政問題審議会でも、おのおのの感想を言っただけなんですよ。だから、どこでも話し合われていないと。そいぎ、どこで話し合われているのかなということで一応調べたところ、一番の根源的なところは病院経営検討幹事会と、市役所内部のお話なんですよ。

それで、優先交渉権者も決まったということで議事録を出してもらいました。そしたら、その中に職員が言ったところをとれば、「医局は市がどのような結論を出すか注目している。独法なら連携病院として引き続き医師を派遣していただける」と書いてあるんですよ。ということは、何も医師問題は、独法であればこういうことになっておらんわけですよ。

しかも、「明確に民間移譲が出されれば平成20年4月から医師の引き揚げが始まる、3科の医師の引き揚げが考えられる」と、ちゃんと担当者というか、そういう事務局の方が言っているわけなんですよ。そして、これがわかった上にやったということは、これは医師不足を市長自身が予期して発表したということになるですよ、背任みたいなことになるわけなんです。でしょう。結局そういう意味で、担当者というか、職員がそういうのがありますよと、危険性がありますよと。それはマッチポンプじゃないですか。自分で減らして、医師不足だから急がんといかにと。ちょっとそういうのがおかしいんじゃないかなと。だから、市長の言う医師不足の点は、自分で作り出したマッチポンプのおかげじゃないかなという点が1点です。（拍手）

そして、もう1点は……

○議長（杉原豊喜君）

宮本議員、ちょっと待ってください。

傍聴者の方は拍手したり話したりということはお控えいただきたいと思います。

続けてください。

○6番（宮本栄八君）（続）

もう1点は、財政のことです。

フローのほうの赤字というのを言われますよね。6億円と言われます。でも、そこにありますけれども、当初の武雄市の病院経営の計画書によれば、7億5,000万円までは赤字が行くとなっておりますよね。（発言する者あり）いや、それはなっている。持ってきましたよか、今。なっていますよ。

それで、結局フローのほうはそうだけれども、フローの赤字というのは減価償却費ですよ。減価償却費は資本費を払うためのお金ですよ。でも、資本費のほうは国の補助金とか、もともと最初に公立病院をつくる時にお約束したお金が入っているから、資本剰余金が4億円あるですよ。資本剰余金が年に4億円あるんですよ。それで、6,000万円とか1億円行っても、3億円は残るんじゃないですかね。

例えば、多久は12億円ですか、そういう計算の見方でいけば。伊万里は8億円ですよ。1円も入れていませんよ。だから、それは財政にかこつけた、ただ廃止するための理由じゃないですか。

以上の2点について質疑したいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

まず、1点目の検討委員会での幹事会の件ですけれども、私は幹事会に出席しておりませんが、報告を受けた内容では、民営化、それから独立行政法人、双方意見が出たようでござ

います。その中の一職員が独立行政法人云々という表現をしたと思いますけれども、それは単なる議論の中での一人の職員の発言ととらえております。結果的には、本体の会議で議論しました結果、独立法人、または民間移譲が望ましいという結論に至ったところでございます。

それから、2点目でございますが、財政的なものですが、減価償却をどう考えるかというところでございますが、私どもは会計準則にのっとって減価償却をして、将来的に永続的に病院を運営していこうと思えば、減価償却はちゃんと考慮の上していくべきものと思っております。

それから、赤字は予想された赤字じゃないかということですが、そのときの財政計画では、18年度だったと思いますけれども、それから黒字化する計画でございました。にもかかわらず、計画では黒字化になる予定でしたけれども、結果的には黒字化になった年度はございません。それを受けて財政的なことを考えたわけです。さらに、今後の財政見込みも踏まえて、市民病院のあり方について議論をし、結果的に民営化を選択したわけでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

そういう職員の一人が言ったと。職員が一人言ったけれども、反論も何も書いていないで、この議事録にはそういうことしか書いていないとですよ。そして、「新たな経営形態に対する幹事の意見を委員会に報告する」と書いてあるわけなんですよ。

だから、それは大田副市長が弁護するためにただ言っているだけで、そういう危ないですよと言われたら、それは十分に検討して、3人やめれば1人1億円の3億円減ることは素人でもだれでもわかるわけなんですよ。それで、それは最初の第一弾で、その後ずっと引いていかれると。そう言われておって、何でそれをちゃんと対応しないんですかね。

それで、次の病院についても、17年度以後はそれは脳神経外科が途中おらなくなったから目標を達成しなかったかもしれません。しかし、19年度も黒字というのは、ここにも報告されているじゃないですか。「市民病院は今年度上半期で4,000万円の黒字です」と。全部合わせれば8,000万円の黒字になるわけでしょう。ですよ。そして、前から言いましたように、市長は20年度も黒字予算を出しているじゃないですか。だから、将来的に赤字になるということはないでしょう。そして、3年後には長期借り入れも返済終わるんですよ。そしたら、支払いが40%ぐらい減るんじゃないですか。だから、何も問題はないですよ。その辺についてお答え願います。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

幹事会での議論の件ですけれども、そのときは独立行政法人、または民間法人という制度的な議論をしていた段階でございます。その中の1コマで、ある職員から独立行政法人であれば医師が云々という表現があった、意見が出ただけでございます。その中で、引き揚げの議論とか、そういう話はあっていなかったと思います。ただ、今後、医者不足が見込まれるという議論は、本体の委員会でもしておりました。

次に、財政的なものですが、私どもは今までの病院の財政状況、計画と違って黒字化できない状況、それは医師の獲得数、派遣医師数によるものが大ですが、今後の財政赤字の見込みにつきましては、現在のところ7月から医師5名になっております。今後、このままの状態が続けば、物すごい赤字が出てきます。それについて危機意識を持っておりますので、今後の赤字を見込み民営化の選択肢を選んだところでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

お尋ねします。

先ほど副市長は、例えば、第9回の病院経営検討幹事会、市長は市民に対して、市民病院の民間移譲を決めたのは、それぞれ幹事会なり、あるいは有識者会議といたしますか、そういう方々のいろんな意見を十分尊重した上で、そういう基本的な交渉を入れた上で決めたと市長はおっしゃっていますね。ところが、副市長は今、答弁に幹事会の人が一生懸命論議して、本当に綿密な分析をしたんですけど、単なる一人の発言にすぎんとおっしゃったですね。そういう失礼なことがありますか。市長はそれを重大なものと認識して民間移譲を決めているわけです。ところが、副市長はこれは単なる議論の一つにすぎん。そういうことで民間移譲を決められ、市民病院をなくすことが決められていいんですかね。

これは討論じゃないですから、この程度にしますけれども、そういう認識が市民の声を無視するような認識になるという気がしてならんから、あえてお尋ねしているわけです。考え方です。

せっかくですから、このことで1つずつお尋ねしますけれども、では、幹事会、要するに皆さんの幹事会でも――経過じゃないですよ。幹事会での結論は、独立行政法人、独法と民間移譲は並立であったと。要するに対立した対等の立場で論議をされていると。もちろん私たちは市民病院をそのまま、あの形で存続するという検討も十分された上でのこの結論だと。これは幹事会の結論でしょう。それはそれとして、そういうふうに単なる議論の一つじゃないわけですよ。結論としてというのがきちんとサイン入りでできておるじゃないですか。欠

ここでお尋ねしますけれども、実際に今、廃院に伴う問題の中で、じゃ、前に市民病院に12名の医者がいたときに、その後で5名に減っていますね。どの科とどの科が減ったのか。どのお医者さんがどういう立場で減られたのか、その点を含めて答弁を、病院事務長は御存じでしょうからお答えいただきたい。

それから、「民間移譲のリスクを覚悟する必要がある」ということを説明の中でありますけれども、そういう点については、どういう検討をされた上で病院の廃止を決められたのか。

それから、「民間移譲されたら、若手の看護師はやめていくだろう。7対1看護の関係で、そちらのほうに流れていくんじゃないか」と。看護師さんたちの身の振り方、あるいは立場についても随分と論議をして真剣に考えてあるわけですよ。そして……（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）まずは聞かせてくださいよ。明確に民間移譲が出されれば、平成20年4月から医師の引き揚げが始まるけれども、3科の医師の引き揚げは考えられるんじゃないかと。その中で、特に大事な1項は、申し上げますけれども、専門家の意見を聞くという考え方があったんだけど、専門家の意見をもっと聞くべきじゃないかと。要するに審議会の中で、医師会とかいろんな方の意見を真剣に聞いたらどうかと、そういう形で取り上げていかにかいかんということをご中で明確にしてあります。

一番気になる点は、移行する経営形態は、民間移譲が優位とする書き方に変えようじゃないかと書いてあるんですよ。この点については、この幹事会の報告に基づいて、これが大きな市民病院を廃止する条件の一つにもなっているとすれば重大なことですから、まずはこの点についてお答えをいただきたいと思います。

〔28番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

28番富永議員

○28番（富永起雄君）

今の谷口議員の発言で、メモ用紙をずっと見ながら言うておられます。この用紙は、私も朝、手に入れました。というので、病院経営検討幹事会、第9回の報告なんですよ。それをずっと読まれたと思うわけですよ。だから、全議員に渡ってれば問題ありませんけど、やっぱりこれは議長にお願いをして、全議員に配ってもらいたいと思います。議長の裁量をお願いしておきます。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行については、お昼休みにいいでしょうか。お昼休みに配付をさせていただきますと思います。（「それに対する答弁がある」と呼ぶ者あり）議事進行についてですか。（発言する者あり）これは答弁を求めますよ。（発言する者あり）ちょっと待ってください。議事進行は、私、議長に対しての質問ですので、御理解いただきたいと思います。

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

谷口議員から大きく8点御質問があったと思いますので、重要かつ根幹的な部分については私から答弁をさせていただきます。補足的なものについては、副市長並びに病院事務長から答弁をいたさせます。

まず、経営形態について、市民の意見を聞かなかったのではないかという御質問については、これもさきの議会等で答弁しておりますとおり、私はこのように考えております。それは経営形態をどのようにするかといったことについては、一義的には市長である私が判断すべき話であります。その上で、これは重要かつ根源的な話でございますので、議会にお諮りするのには、これが経営というあり方については、それは私の責任というふうに思っております。その上で、市民の御意見等については、どういう医療をしてほしいか、どういう医療がふさわしいか、これについては、私は十分意見を聞くべき話だというふうに思っております。

したがって、さきの公開説明会もそうでございますけれども、今後、議会の御議決をいただいた後に、交渉権者の池友会と十分に市民の意見を聞くことにしております。これについては、信友委員長の最終的な報告にも、タウンミーティングであるとか、あるいは評価委員会であるとか、さまざまな御意見がありますので、これは真摯に踏まえたい。したがって、どういう医療をするかというのはきちんと聞いていきたいというふうに思っております。

次に、4,000万円の黒字の話が出ております。

これは本当に市民病院のスタッフの皆さんたちのおかげ、たまものだと思っております。しかし、どうでしょうか、ミクロの意味で頑張られたにしても、マクロの意味で今後、私は小泉内閣が押し進められた交付税の極端な削減、これは交付税があつて市民病院の維持、機能というのが今までなし遂げられております。この交付税が今後、私としてはこれは絶対にふえることがない。もう減っていつております。これはほかの事業を見てもそうであります。そういう中で、総務省であるとか国であるとかに頼れないという状況があります。頼れない中で市民医療を果たしていかなければいけないという責任だけは、谷口議員、心中を十分お察ししてほしいというふうに思っております。市民医療を守るために、そして国に頼ることができない今、自立的な医療構築ということをしなればいけない。これは財政運営から、これも責任を持つ者としてあえて申し上げたいというふうに思っております。

次に、3点目の患者対策についてであります。

これにつきましては、これはビジョン、あるいは池友会等についての議論の中でもありますけれども、これについては十分引き継ぐということ、これについてはビジョンの中でもしっかりうたっております。これについて、個々の事情については、議会で議決の後、しっかり患者さんの御意見、あるいは御要望を聞きながら円滑に移行をしていきたい。22年2月まで、

この件に関しては十分に聞いていきたいというふうに思っております。一朝一夕で変わるわけではありませぬので、十分に意見を聞いていきたいというふうに思っております。

次の5点目の、民間移譲のリスクは検討したのかということであります。

これについては、2つ論点があります。1つは、独立行政法人か民営かと決めるときに、なかなかこれだけでは決められないわけですね。民営化については、やはりA、B、C、Dという個別具体的な検証をしなければいけない。しかし、入り口の部分で、我々は民間移譲のほうがこれからの市民医療にこたえられるだろうということで、私は意見を聞き、最終判断をしたところであります。

民間移譲について、直営でやるのがいいのか、あるいは地方公営企業法の全適がいいのか、さまざま考えて、その選択肢の中から経営形態として民間がふさわしいと。その中で、個別具体的に選考委員会に御議論を賜って、今回の審議に至ったわけでございます。

そして、6番目の民間移譲されたら看護師の皆さんたちがやめるのではないかと御指摘がございました。

これについては、ビジョン、そして選考委員会の中でも、看護師の皆さんの十分な意見を聞きなさいということがあります。これについては、私としても、これは市民病院の説明会にも直接私が出向いてお約束しているところでもあります。どういう処遇を望まれているのか、あるいはどういう医療をしたいのかといったことについては、きめ細かくアンケートをして、そして面接をして、面談をして把握していきたいというふうに思っております。

看護師の皆さんたちも、本当に市民の皆さんの大きな、そして大切な財産でありますので、そういうお気持ちを十分にそんたくをしていきたいというふうに思っております。

7点目でございます。専門家の意見を聞くべきではなかったかと。

これは経営形態のさきの第1の質問にありますけれども、最終的に、私はこれは見解の相違と言われても仕方がないと思います。経営形態については、あくまでも執行権者である私、そして議会が最終的な判断をやっぱりするべきだろうと。その上で、どういう医療がいいのか、あるいはどういう病院がいいのかについては、私は市民の意見をきちんと聞くべきだというふうに思っております。そういう意味で、私は専門家の意見といったことについては、問題を先送りせずには決断をしたところであります。これも市民のためであります。

そして、最後の8点目の質問については、民間移譲の書き方に変えようじゃないかという質問については、これは副市長等から答えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

検討委員会での議論の流れでございますが、私の記憶では、去年の5月ぐらいからスター

トいたしました。その中で、さまざまな議論をしたわけですが、その経過の中で、独立行政法人、または民間移譲の方向性が固まりつつありました。

その中で、民間移譲が望ましいという意見もありました。それを受けて、民間移譲についてどう思うかという議論を幹事会のほうでもらったものと記憶しております。その結果、民間移譲の意見、それから独立行政法人の意見、両方、従来どおりの方向性でやるべきだという意見が本体のほうに戻ってきましたので、独立行政法人、または民間移譲が望ましいということで最終的に検討委員会としては結論づけたわけでございます。

その後、御存じのように、独立行政法人、または民間移譲と決定したことについて、議会の特別委員会で議論をしていただきました。結果的に、御存じのように、民間移譲をすればどういう形態になるのか、どういうふうになるのか再度執行部が再検討して議会に提出しなさいということでしたので、私どもとしては先進地視察なりをいたしまして、独立行政法人では医師不足を解消する抜本的な解決策が見当たらない、将来的には行き詰まる可能性が高いということで民間移譲を選択したわけでございます。それを受けて、臨時議会を開いて、民間移譲を承認いただきました。その後、御存じのように、公募いたしまして移譲先が決定いたしましたので、今回提案している次第でございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

私のほうからは、常勤医師の動向と診療科の動向について先ほど御質問がありましたので、その分について御報告させていただきます。

昨年の12名から、現段階で常勤医師が5名ということになっています。内科医が1名、それから呼吸器科が2名、代謝内分泌科が1名、脳外科が1名、外科が1名、整形外科が1名、常勤医師が合計7名減っております。

このうち代謝内分泌科については非常勤医師の補充がありませんでしたので、ここについては、今、休診状況ということでありまして、その他については、残った常勤医師並びに佐大からの非常勤医師の派遣に伴いまして、診療日数については減少をいたしましたけれども、現在、外来診療については行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ここで議事の都合上、13時20分まで休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 11時59分 |
| 再 | 開 | 13時20分 |

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

審議を続けます。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第79号議案に対する質疑をしたいと思います。

市長の演告にありますのは、第79号、第80号に関する演告でありますので、議案の一部として、まずそこから質疑していきたいと思います。

私どもに手渡された1週間前の市長提案事項説明書、これがきょう差しかえられました。ここから質疑をしたいんですけども、1週間前に手渡されました市長演告の中には、1ページの下から8行目ですか、「今議会での議決をいただければ、優先交渉権者であります医療法人財団池友会と移譲に関する協定書を交わすことにいたしており」というのが最初配られた演告であります。きょう差しかえられた中を見ますと、「今議会で議決をいただければ、医療法人財団池友会と移譲に関する協定書を交わすことにいたしており」というふうに文章が変わっております。

これは選考委員会が最終答申をしたときに、交渉の第1法人として池友会が上げられておるわけですね。ですから、これまでの市長の答弁、議会での答弁を見てみますと、第1交渉権者である池友会とどういう内容を詰めていかれるのかと。きょうの議運で見ますと、基本協定を口頭で確認していると。この基本協定というのは何なのかと。公募要領の中に基本協定という文書はありませんけれども、これは相手に文書を渡したのではなくて、基本協定を市が準備して、これを口頭で確認している。基本協定にある中身ですよ。いつ資料を提出してもらおうのかと。もちろん提出していただく資料は幾つか述べられております。

これは第80号にもかかわってきますけれども、こういった市長の演告の変更と、もう1つは基本協定、こういったのは先ほど部長が第80号議案、いわば民間移譲の相手先を和臼に決めたい、そのための第79号議案だというふうに説明されましたね。そのための廃止議案だということですので、関連しますけれども、出していただきたいと思います。これが第2点です。

もう1つは、この間のきょうの第79号議案に対する質疑を聞いておりますと、市長の答弁から見ますと、今後、新しい医療制度のもとで医師確保が難しくなると。これは一般的な医師不足を理由にして、武雄市民病院を民間に移譲すると、この大きな柱になっていますね。市長も国とのかかわりでは深い経歴を持っておられますので、国に頼ることなくやっていかなきゃならない。それは行動で示す必要がありますね。と同時に、医師不足に関しては、佐賀大学も定数2名ふやすと。2名で足りませんが、今後の方針としては定数枠2名ふやすというのが出ております。もう1つは、厚労省の舛添大臣も、全国的には14万人の医師不足、これは認めております。と同時に、OECDの中で医師不足、14万人足りない。平均3人ですけども、1,000人に2人しかいないという状況からしますと、国は医師をふやそ

うとしてきている。当然、これは先刻承知の上で国に頼ることなくという答弁をされているんですか。国の方向としては、医師不足を認めた上で、従来は医師をふやせば医療費が高くなるということで医師をふやさないと。実際には研修医制度を進めていった結果、公立病院の医師不足が一般的に出てきている。こういう中で、医師不足を認めて漸次ふやしていくという方針をとろうとしております。そこをもっと強く働きかけていくという立場、観点も求められているんじゃないでしょうか。国に頼ることなくということですね。

もう1つは、今回の武雄市の事態を考えてみますと、一般的な医師不足に原因を置くべきではない。これはこの間の本会議でも、一般質問でも論議してきたところです。と同時に、市民病院の院長が認めたように、昨年10月までは12名体制を13名、もしくは14名になると、そういうのがきちんと答弁されております。どうしてこれが医師不足が生じたのかと、この原因ははっきりと市長が民間移譲を打ち出したためだと。これは先ほどの検討委員会の第9回ですか、この中でも指摘されているとおりですね。その因果関係をはっきりさせないことには、一般的な医師不足の解消に責任を転嫁すべきではない、そう思いますけれども、ことしの6月議会での院長の答弁、昨年の10月までは12名を13名、もしくは14名にする計画であったという答弁がありますけれども、これに対して市長がどう認識されているのか。

以上3点、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、私から答弁をしたいと思います。ちょっと順番が前後いたしますけれども、それは御容赦いただきたいと思います。

まず、私がそもそも市長に着任したときに、確かに武雄市民病院は12名のドクターがいらっしゃいました。一番多いときは、平成16年の16名だったというふうに理解をしておりますけれども、既に4名減っていたといったこと。それと13名、14名、ちょっとすみません、これは私は聞いておりませんが、いずれにしても、そういう状態であったということ。

私の責任ではないかということとお見受けしますが、私としては、地域医療のあり方等については、多くのドクターとひざを交えながら議論をしたところであります。そういう意味で、もちろん私の言い方によって、言葉じりによってドクターの皆さんの気持ちを傷つけたということについては、それは私は公の場でも非公式の場でも陳謝しております。しかし、私は基本的には、医者が、ドクターが去られたというのはさまざまな理由があったと思います。そういう意味で、その1つとして、やはり私というか、私たちと言いかえたほうがいいかもしれませんけれども、目指す地域医療のあり方について、見解がどうしても最終的には合わなかったといったこと、それについて、その原因の一つとして去られたというふうに私は認識をしております。

私としては、今まで一生懸命頑張っておられましたし、今残っておられるドクターも一生懸命頑張っておられます。このドクターの方については一緒にやっぺいこうという思いでありますので、そういう意味で、そういったドクターのお気持ちは大切にしたいと。去られたドクターのお気持ちも含めて大切にしたいというふうに思っております。

さすれば、じゃ、私はなぜ決断をしたかという、医師不足というのが今後解消し得ないというふうに私は思っております。これは2点目の御質問かと思っておりますけれども、確かに佐賀大学の医学部、これは国立大学も含めてそうですけれども、医者の方数はふえています。しかし、たかだか、私からすれば焼け石に水なんです、この定数のふえ方というのが。だから、非常に私は失望、落胆をしております。それともう1つが、厚労省が医師をふやそうとしているといったこと。このお医者さんたちが武雄市のような、言い方はちょっと悪いかもしれませんが、交通の便が悪くて、本当に地方の田舎に来ていただけるかという、それは保証がないわけです。今のお医者さんの2つ流れがあって、1つは、都会の便利などところに行きたいと、こういった流れで東京、あるいは大阪がふえているということは、平野議員も御承知のとおりだと思います。それと黒岩委員長が視察で行かれた、これは谷口議員も行かれたと思います。松尾議員も行かれました。そういった本当に魅力のある病院、研修して足りるべき病院にふえているといったときに、じゃ、果たして直営の市民病院のままでこれができるかと。医師の不足を解消した上で、それをふやすことができるかといった問題については、私はそれはできかねるという判断から、今回の決断に至っております。

優先交渉権者等については、副市長から答弁をさせます。

〔22番「市長の演告なら、市長が答弁せにゃ」〕

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

まず、演告の修正の趣旨でございます。選考委員会からの答申を受けまして、次の日に池友会のほうから来ていただきました。その際に、移譲条件を守っていただけるのか、それから売買価格についてこの方法でいいのかどうか、それから医師派遣の前倒しは必ずしてもらうのかなど確認をいたしました。それで、そういうやりとりをした後、市長を入れた庁議で最終的に移譲先として決定するという意思決定を行いました。

それで、演告を見ますと、「優先交渉権者」となっておりますので、正しく表現するために、その表現を削除して、移譲先として医療法人財団池友会と契約を結ぶというふうに表現を変えたわけでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

基本協定につきましては、今、案を検討中でございます。十分練ってから相手と結びたいというふうに考えております。

〔22番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

議長もけさの議会運営委員会での発言、答弁を聞いておられると思うんですよね。そこで部長が言ったのが、部長は基本協定について検討していると今答弁しましたよね。けさの議運では基本協定を口頭で確認していると、相手と、池友会との間で。文書で確認したんですかというふうに聞きましたけれども、それは文書じゃない、口頭で確認している。確認しているというのと作業中と違うじゃないですか。

もう1つ、公募要領の中のどの部分が基本協定なのか。和白と協定したのであれば、それは資料として出していただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 13時32分 |
| 再 | 開 | 13時32分 |

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

けさの議運の件での質疑が一部ございましたので、確認をしておきたいというふうに思います。

当初、私も聞かれたときに、口頭で確認したというふうにまず言いましたけれども、再度あの時点で企画に確認をして訂正させていただいております。それは優先交渉権者と協議の場を持ち、提出書類の履行を確認したということで訂正させていただいておりますので、基本協定を口頭で確認したというのは、今言いましたように、提出書類の履行を確認したということで訂正をさせていただいているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

基本協定につきましては、今、事務方のほうで準備をいたしておりますけど、内容的には、池友会のほうと確認をしたのは、公募要領にあります移譲の条件、11項目あります。これに

ついて基本協定に盛り込む準備をしておりますけど、いいですかと、確認できますかということで、一応11項目を改めて見てもらって、それでお受けしますという話がありました。

それともう1つは、物件の売買参考価格ということで書いておりましたので、この部分についても確認をしたところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長の演告は、市長みずからがペンを握るんじゃないくて、大田副市長が書いたということは大田副市長の答弁でわかりましたけれども、大事なところだと思うんですね。きょうになってみないと差しかえられないと。市長が責任持って提案するのであれば、この一番最初に書いてある「優先交渉権者であります医療法人財団池友会と移譲に関する協定書を交わす」、これを「医療法人財団池友会と移譲に関する協定書を交わす」、全然意味が違いますよね。選考委員会の最終答申というのは、優先交渉権者として池友会を認めたということでしょう。その際に、市の責務とありますよね、市の責務。この関係でいいますと、第79号議案、すなわち武雄市民病院の廃止条例、これを先に決めてしまうということは、いわば池友会との交渉を対等、平等に進めていくことができますか。いわば施行は平成22年2月1日になっておりますけれども、その間は今の条例が生きるようになっておりますよね。池友会、交渉する相手側からすると、担保をとったようなもんじゃないですか。いわば廃止することを決めてしまう、施行は22年2月1日ですよ。しかし、池友会側からすると、既に武雄市は廃止条例を決めたと。

今、古賀副市長が言いましたけれども、公募要領11項目、これは改めて口頭で示すまでもなく、その公募要領に示された11項目に沿ってやってきたわけでしょう。選考委員会の求める資料を提出してきたわけですよ。問題は、この公募要領にある11項目、これをどう履行させるかでしょう、執行部の仕事としては。これを第79号で市民病院の廃止条例を決めておいて、さあ、これから交渉しましょうと、あるいは優先交渉権者であるという言葉が消して池友会に決定してしまう。この市の責務の中には、もし履行違反、契約違反であれば、重大な違反があるとすれば、市の責任というのは重いと書いてありますよね。と同時に、第1優先交渉権者である池友会にかわって、2法人しかありませんから、もう1つの内田記念病院がなると、この可能性もあるわけでしょう、交渉の中身次第では。あるいは市長が目玉にされている医師会と、あるいは武雄市と、そして和自ですか、この三者協議の場。これはこの前の選考委員会の委員長の記者会見では、施設完結型と。こうなっていくと、施設完結型となっていくと、医師会との関係は必要でなくなりますよね、和自側から見ますと。あるいは和自に決めた理由というのは、短期的には和自がいいと、マンパワー以外にない、質よりも量だと、市民にとっては医療費の高騰につながるかわからないと、そのことで市民

の納得を得られるかと、医師会との連携がとれていないと、こういうことを選考委員会の委員長が記者会見で言ったと。

このことを照らしてみましても、今、市民病院の廃止条例を決めるということは、今後の交渉の行方を見守る上でも、執行部としても不安じゃないですか。あるいは交渉される相手とする和臼からしますと、第80号議案になりますけれども、市も和臼に決定してくれたと、そして市民病院も廃止することを決めてくれたと。何回も言いますけど、担保にとったようなもんですよ。そこで働いている労働者、いろんな人たちがおりますよね。医療従事者の身分の問題も、もう22年2月1日以降は身分の確保をできませんよね、雇用の継続というのはあり得たとしても。市の職員でなくなるわけですからね。そういうことを早々と決めてしまう。

そういうことから見ますと、今度の選考委員会が第1の優先交渉権者として和臼を認めたというのは、いろんな心配があるけれども、マンパワーで選んだんだと。医師会との連携もとれていないし、難しいということも考えられますよね。そうすると、選考委員会が出した市の責任と今回の条例案との関係ではどう考えておるのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと演告の話が出ておりますけれども、これは基本的に草案は総務課長が書きます。その上で、私ども執行部で十分練りに練りに練りに検討をいたします。これは江原議員がよく言われる統括代表権を有する首長が、首長の独断と偏見で書いてはいけないということから、私はそれを深くかんがみて、議論に議論を重ねて演告というのを出しております。その上で、私はその説明というのは、それは事務方がきちんとすべきだと。言葉の詳細な意味については間違いがあってははいけませんので、それはすべきだというふうに認識をしておりますので、そういう意味では、これは統括代表権を有する首長が機関の代表として申し上げると。私の所感とかではございません。

そういう意味で、気持ちをそこに述べるというのは私はあり得ないというふうに思いますので、ぜひそれは御理解いただきたいというふうに思っております。

11項目の話が出ました。これについては、先ほど古賀副市長から答弁申し上げましたように、既にビジョンに入っておりますので、その履行について改めて確認をしたと。これは非常に大事な話でありますので、今後の手続の重要事項として改めて確認をしたと。だんだんそれを文書できちんと落とししていくと、これが私は責任行政だというふうに思っております。単にビジョンで言ったから、あるいは選考委員会でそれが議論になったからで終わるわけではなくて、きちんと文書でその節目節目ごとに書いていく、それが私はあるべき慎重な行政のあり方だと私は思っております。

そして、施設完結型というお話が出ました。これについては、往時の市民説明会のときに、これは資料で出ておりますけれども、池友会は地域医療連携を進めていきますと。そして、私がちょっと注目したいと思ったのは、紹介率が80%、逆紹介率が60%、これは行橋病院の例をとられていたと思いますけれども、私はこれを見ただけでも、施設完結型といったことにはなっていないのではないかというふうに思っております。そして、私も聞いておりましたけれども、なおかつ地域医療連携の推進を進めていくということが鶴崎理事長のほうからもありましたように、それはかの意見を私は尊重すべきだと。選考委員会は、それを踏まえたと判断をしていただいたというふうに思っております。

そういう意味で、委員長が施設完結型等々おっしゃったというのは私も理解をしておりますけれども、あくまでも選考委員会の最終的な委員会としての議決については、優先交渉権者としての医療法人財団池友会を選ばれたというふうに認識をしておりますので、委員長の所感として特徴の部分はおっしゃられましたけれども、私としては、いただいた答申、そして、その議決を最大限踏まえたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

第79号で2点質問します。

まず第1点は、今回の市民病院の民間移譲につきまして、廃止条例が出ていますけれども、その主なものとして、実は赤字の問題や医師の不足、そして救急体制の問題、さらには職員の雇用関係が言われていますけれども、午前中も出ました経営形態の赤字もです。

この間の赤字の問題なり、その対策について、6番議員からも質問がありましたけれども、実は過日の7月4日、武雄杵島地区医師会から公開質問状が出されまして、7月4日に市長名で回答書が出ています。その第1項に「セーフティーネットの考え方から行けば、不採算でも住民の健康上確保されなければいけない事項」があるという部分の設問に対し、るる説明されていますけれども、その最後の部分に「市民病院における不採算部門については、これまで有していた結核医療が赤字であったものの、ほかの12診療科については特に目立つ不採算部門はないものと考えています」と、こう回答がなされています。結核医療については赤字だったけれども、ほかの12診療科については特に目立つ不採算部門はないものと考えていますと。

このことにつきまして、この間、市長として1日四十数万円の赤字があるとか言われていますけれども、今後のあり方も含めて、この不採算部門、いわゆる赤字に対する考え方について、医師会にどういうふうな見解で回答されたのかお尋ねいたします。

2つ目は、この設置条例の廃止に伴う職員の雇用関係です。先ほどちょっと出ました、いわゆる雇用の継続と身分の保証についてです。

これまでも旧武雄市、さらには合併した武雄市においても、民間移譲等が実施をされました。いわゆる養護老人ホームの民間委託、それから保育所の民間移譲等をなされていますけれども、そのときと今回とは基本的にどのような職員の雇用と、そしてその身分の保証が異なるのか、その2点をお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

1点目についてお答えいたします。

医師会に対する回答に際しましては、先ほど質問にありましたように、「これまで有していた結核医療が赤字であったものの、ほかの12診療科については特に目立つ不採算部門はないものと考えています」という回答をしております。

この趣旨につきましては、特定の部門について赤字部門は見当たらないという趣旨でございます。実際的には赤字が続いておりますので、全体的に赤字基調であるという趣旨でございます。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

公募要領の中に条件として、「引き続き移譲後の病院に勤務を希望する職員については、全員を採用すること」というふうに書いております。池友会の条件等について、今、問い合わせをやっておるところでございますが、今の職員につきましては、一たん整理退職という形になろうかと思っております。その上で、希望する職員については、池友会のほうに採用していただくという形になろうかと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

1点目ですけれども、先ほど申しましたように、公開質問状の問いで特定云々とありませんけれども、実は特定の部分については赤字はないが、全体として赤字であると、そういう文章の答弁にはなっていないように私は思うんですね。基本的に、これまでの不採算部門とその費用につき具体的に説明をしてくれというふうになっていますけれども、それについては抽象的な文章にしかなっていません。ですから、特定の部分については黒字だが、全体については赤字であると、この点をもう少し解明してください。

2つ目に、職員の雇用関係です。職員を一たん整理退職するということでもありますけれども、実は先ほど市長として申されました。やっぱりその職員の方々と面談をしたり、アンケートをとったり、いろんな条件を具備しながら、大事な人たちですので、財産として大事な

ので、やっぱりそれを対処していきたいというふうに申されました。それは当然のことですけれども、この廃止条例を出されるとなれば、基本的にはこれまで一生懸命、民間の医療機関も公的な医療の方々も医療に対応することは同じであり、そういう条件の中で一生懸命働いていらっしゃるけれども、事、やっぱりこれまで武雄市の市立病院に採用され、そして武雄市の市立病院の中で一生懸命働いてこられた方々の中で、実は経営責任として、赤字であるから、医師が不足であるから、ここは一たん整理退職しますよと。なぜならば、多分これは地方公務員法の第28条を適用されているんじゃないかと思えますけれども、一たん整理退職されるということは大変つらいことであり、そういう状況がなぜ発言されるのか、改めて質問いたします。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

先ほどの医師会への回答書の件で、大田副市長の分の補足説明をさせていただきます。

診療科目ごとで先ほど答弁を差し上げましたとおりでありまして、外来診療、入院診療につきましても、例えば、医療スタッフをどの科に何名充てるといような形をとっているものではありません。当然、看護師にしても何にしても、お互いの診療科目上、一緒に共同で行っていくと。そういう面から申し上げて、突出した赤字部分というのは、回答書に書いたように、結核部門が赤字であったということでございます。

あとの部分につきましては、先ほど御答弁したとおりでありまして、そういう関係上、全体的な面から赤字ということでの回答書を差し上げたものでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

議員申されますように、今までいろいろ御苦勞なさって、市民病院を支えていただいた職員でございますが、今回は職場がなくなるということで整理退職という形をとらせていただきたいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

雇用という重大な話ですので、私からちょっと補足答弁をさせていただきます。

私も公務員という世界におりました。そういう意味で、人事をあずかっている立場から、今回、整理退職という非常に強い言葉になりますけれども、いずれにしても、先ほど部長から答弁があったように、一たん市民病院というのは廃止になります。しかし、廃止になって

切り捨てるわけではなくて、新たな職場できちんと雇用をさせると、していただくということで、我々はその要望をきちんと聞いていこうというふうに思っておりますので、私どもとすれば、身分の変更ということで、これは手続上行うものであり、これをもって切り捨てたとか、そういったことには当たらない。私としては、いい医療環境のもと、あるいは社会環境のもとで十分今まで武雄市民病院で頑張っていたいただいた看護師の皆さんが本当に生き生きと新しい職場でやっていただくと、そのための一つの手続上の話だというふうに私は思っておりますので、十分意見は聞いていきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今、質問に対する答弁を聞いておりますと、現在、市民病院に勤務の方々を、希望する方はそのまま残すと。ただし、一遍やめていただいて、その後で池友会の、和白病院の条件に合う人だけを採用するという事しか表現上は出てこなかったわけですが、問題は、国立療養所から武雄市民病院に引き受けるときは、いわゆる国立という受け皿が別にあったわけです。だから、武雄市民病院に勤務しない人はほかの国立病院に異動ができたわけです。今度の場合は公立の武雄市民病院から全く条件の違う民間の病院に移すということになるわけですから、そこらの感覚がですね、じゃ、就職先はあるじゃないかということと少し意味合いが違うような感じがするわけです。少なくとも武雄市民病院の場合は、国立の療養所、あるいは国立関係のほかの場所に転勤もできるし、異動もできる、そういう同じような条件での雇用の継続ができるわけですが、今度の場合は全く違うということですね。民間と公立の違いははっきり歴然としていますから。給与体系にしても、勤務の条件にしても違っていますので、それに対するものを一遍退職してもらった上でそうするんだ、だから、きちんと対応はしているんだというのは、それは当たらないような感じがします。

ただ、私が今から質疑することは、それ以前の問題なわけです。私はちょっとその次で質疑したいなと思っていましたけれども、あえてここで申し上げておきますけれども、市民病院をなくすという条件は、どこかに受け皿を持って、そこにバトンタッチすることを進めてある一つの過程でしょうけれども、先ほどから私は、今度、住民監査請求が出ておりますが、その中でも明らかにお願いをしているわけですが、なぜかという、いわゆる和白病院なり、あるいは民間のどこかの病院に引き受け先を決定すると、優先順位を決定してしたという経過の中で、それを決めたことは一つの決定をしているわけでしょうけれども、そのときに当然、どういうメンバーが選考委員になって、そして、どういう審議をして、どういうふうな判断をした上で和白病院に決まったかというプロセスというのが明確にされていないわけです。これは単に選考委員会に対する、例えば、外部的な影響があったらいかんからということで、選考が終わるまでは、いわゆる表面に出さないと、公開しないという

ことですけれども、それも実際、武雄市の情報公開条例とか憲法の規定からするとおかしい話でございまして、仮に一步譲って、じゃ、終わるまで待ったとしても、もう既に選考が終わって選考委員会が解散しているわけですよ。そうすると、この場所に選考委員の名前、選考した日、論議をした経過を資料として出してもらえんと、市民病院をなくすことが果たして適切かどうかということがはっきり私たちも判断できんわけですよ。議会にきちんとした形でそういう資料を出すことによって、私たちが市民のために正確な判断ができるかもわからんわけですよ、資料次第では。だから、そこらをきちんとまずしてもらわにゃいかん。それについて、そういう資料を今すぐ出す用意があるかどうかをお尋ねしたいと思います。

それはこの市民病院をなくすことが本当にやむを得ないのか、あるいは和白に決めたことが、その後出てくる議案について、本当にそういうことが許されるものであるのかどうか、そういうものを含めた大きな判断の材料になりますから、これは本当に議会の判断が正確かつ市民のためになるようにするためには、きちんとした資料を出してほしいと。そのためには、これは議員全部の意見だろうと思いますけれども、それに対することが何も出ないまま論議をしていくということは非常に無意味なような感じがしてどうしようもないわけですよ。これは私の思い過ごしかも知れませんが、まずそれを明らかにしてほしいと思います。

質疑の回数は3回ですから、続けてあと2項目話をしておきますけれども、今の採用条件の問題については、先ほど申し上げたとおりでございまして、池友会が出した、いわゆる新しい契約の条項に合った人が採用されると。それは何ですか、思想、信条、それから生活態度、何でもかんでも審査の対象になるわけですか。現在、市民病院で一生懸命頑張っている状況をそのまま引き継ぐ状況での採用になるかどうかですね。やはり民間病院は民間病院なりで、いろんなビジョンなり採用の基準があるじゃないですか。そういうものにもし該当せんなら、希望して手を挙げても採用されんとすれば、これは市が責任を持って解決せにゃいかん問題になってくるわけですよ。そういう点についてはどうかということですね、そういうものをお尋ねしておきたいと思います。

それからもう1つは、市長は今度、選考委員会のメンバーを決めて話を進めるときに、議会でこういうふうにおっしゃいました。私もあえてそのとき質問しましたがけれども、選考委員会が決めた優先順位の場合、例えば、全国から公募をするんだ、日本じゅうから公募すれば何十と集まって、本当に魅力ある引き受け手があらわれるという期待も一面持ったのは事実です。しかし、現実問題としては、2法人でした。そしたら、選択するとすれば1か2しかないわけですから、1がなったときは、その次は2ですね。それでもなおかつ市長は、いわゆる2番目には順位をつけませんと。次点というのはないんだということをおっしゃいました。選挙でもそうですが、法定得票数がないと次点にはなれんのですよ。要するに一度選考基準になったところでもしだめの場合でも、次の場合は選考の対象にならんわけですよ。だから、そうすると、もし和白が対象外になったときはどういうことになるでしょうかね。

そうすると、また新たにこのいわゆる市民病院を、市長のそのときの答弁では、もし2つとも対象にならなかった場合はもう一度公募をして、ハードルを下げた再公募をするんだとおっしゃいました。そうすると、最初からハードルを下げていけば日本じゅうから集まって、もっといいところもあったかもわからん。和白が悪いという意味でなくて、そういうことも想定できるわけです。そういう手順を踏まずして、たまたま2つしかなかったと。そのうち1つをけりましたと。2番目の順番まで、2位は次の病院だというふうな発表をされています。しかし、最初、この選考委員会を立ち上げるときに市長が議会で説明したことと全然違うじゃないですか。最初は本当に1つだけを決めると、2番目は順番つけんとおっしゃったわけですから、そういうところを私は考えたときに、この選考の仕方については、やはりきちっと資料を出してもらって論議をしたいと思うわけです。

もう1つは、この議案に関係することですから、それも申し上げますけれども、もし本当に何らかの事情でそれが仮に該当しないような状況になったときは、今の市民病院を廃止するという条例を先に決めておいて、どういうことになるんですかね。そこらについても、法律的な考え方を承っておきたいと思います。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

谷口議員の御質問にお答えしたいと思います。

大きく4点あったと思っておりますので、またちょっと順番が前後したら申しわけございません。

まず、委員名等、資料を出す用意があるのかといったことについては、基本的に私は今回は採用の話で、広くいえば公務員法上、これは国家公務員、地方公務員法上の採用の問題であると。これは私企業でもそうだと思うんですよ。採用をするときに、果たして全部それはオープンになっているのか、これが社会通念上あり得るのかということ。それともう1つが、これは再三説明しておりますけれども、やはり今回の場合は、いろんな特定の者、あるいは特定の団体から、そういった意見、あるいは圧力がかからないように私は委員会というのがあるべきだというふうに思っております。その上で、選考委員会が自立的な意思として、選定過程については非公開にするということについては、これは私は当然だというふうに思っております。

その上で、しかし、この世の中の、樋渡市政はオープンでなければいけないと、それは思っておりますので、そういう意味では、私は答申書、ここにもありますけれども、答申書に優先交渉権者及び次点者、その選定の理由等はいろいろ付記されております。これはオープンにしております。あるいは選考委員会のブリーフィング、これも私が聞くところによると、

全国でもこういった例はないというふうに聞いておりますし、選考委員会の議事概要についても、すべからくオープンにしておる次第であります。そういう意味では、節目節目で市民の知る利益を担保するために、私どもとしては最大限努力をしておるつもりであります。

それともう1つが公開説明会であります。公開説明会についても、これもおよそ全国に例がないと私は自負しております。そういう意味で、これは私どもの主催でやらせていただきましたけれども、公開説明会でそれぞれの法人がリスクを背負って、こういう医療をしたいんだとかいうことで、私は広く、これはケーブルワンでも生中継もされております。450人の皆さんたちも集まっております。谷口議員もおられました。そういうことで、私としては広く市民に知っていただくということからすると、我々としてはオープンに中立に公正にやっているとすることはぜひ御理解していただきたいと思っております。

2点目でございます。採用条件、思想、信条の話が出ました。私は思想、信条で採用はあってはいけないと。これは憲法違反になるというふうに私は思っておるんですね。したがって、池友会のオープンの資料の中には「患者のために」と書いておられますので、患者のために本当に尽くしたいと、尽くすのが当然であるという看護師さんたちがきちんと選ばれて当然のことだと私は理解をしております。

次でございます。2法人ということで、最初にハードルを下げるべきではなかったかといったことについては、我々とすれば、ハードルをどの部分を上げる下げるといのは、申しわけございません、ちょっと私は理解が及びませんけれども、基本的に我々としては、何でもかんでも来てほしいではなくて、要するにビジョンに沿ったところに来てほしいと。要するに武雄市民病院を担っていただく、市民医療を担っていただく法人に来ていただきたいという趣旨で公募を開始したところであります。

そういった意味で、私、ちょっと答弁は今確認しておりませんが、1つだけ決めてという趣旨については、選考委員会が2つ、これは基本的にはあり得る話として、ゼロ回答もあったと思います。どちらも公募の基準にのっとらないということ、あるいは選考委員会の議論にそれは浴さなかったといったことで、ゼロだといったことはあったと思います。しかし、ここに優先交渉権者と次点者ということで2つ来ておりますので、それは武雄市民病院を担っていただくこの2つの法人、しかし、2つの法人と交渉するというわけにはいきませんので、私どもとしては最終的に1つに絞って、次の議案になると思いますけれども、それを議会にお諮りしている次第であります。重要事項でありますので、それはぜひ御意見を賜ればありがたいというふうに思っております。

したがって、私は前に申し上げたことと自分の気持ちとしては何ら変わっていないということは御理解賜ればありがたいと思っております。

そして、もし法律上、何らかの理由で該当しないことがあり得るといった場合については、これについては、法律上の観点からいうと、まず、池友会がもし結果的にそういうふうにな

った場合には敬愛会と話をするという事になるかと思いますが、そのときに関しては、これはお約束をしたいと思っておりますけれども、きちんとまた今回と同じように議会にお諮りをして、議会がそれを許していただけるということであれば、敬愛会とその次の交渉になっていくというふうに思っております。

したがいまして、法律上、手続上、きちんと中立公正に手続を保っていきたい、それをできる限りオープンにしていくということが私どもの基本であります。

以上です。

〔30番「議長、議事進行。ちょっと答弁漏れがあります」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

私が質疑した中で明確にお答えと返事をいただいているのは、何か特定の圧力がかけられたらいかんから、いわゆる名簿を公表しないと。特定の圧力というのは何のことですかね。議会が圧力かけたわけではございません。ほかに特定は何もないじゃないですか。市民の声は特定の圧力ですか。私はちょっと疑問に思いますけれども。

いずれにしましても、しかも、選考委員の名簿なり名前なり、それから選考の経過については、しかるべき時期を置いて発表するというようなことを何かで述べられていましたね。しかるべきとはどういうことですか。今がしかるべき時期じゃないんですか。議会は本当に市民の皆さんの声を受けて、負託を受けて論議をしていくわけですよ。賛成、反対、数があるでしょう。しかし、そういうことを抜きにしても、きちっとこの場ではっきり出してもらって、十分に論議をできるように資料の要求を議会の質疑の中でしているわけですから、それに対しては議長、その取り計らいをしていただいて、例えば、さっき市の職員が幹事会で一生懸命論議をしたこと、これが出ましたね。でも、第9回だけしか出ていませんね。本来は1回目からずっと議論をして議事録があるわけですよ。議会だって特別委員会の議事録だって、いつでももらおうと思ったらもらえるわけですよ。選考委員会の名簿だけ、そしてまた名前、そういう発言、それだけはもらえんとすれば、変なおかしなぐあいになると私は思いますよ。出してオープンにして、そして気持ちよく論議をしたいじゃないですか。そういうことを議長としてどう計られるか、お計らいをお願いしたいと思います。

そのためには、必要なものの中にあるんですよ。というのは、どうしてかということ、選考委員会の経過については、これはもしかしたらオープンにしないということは市の条例違反になるかわからんし、憲法違反になるかわからんですよ。市民は知る権利がありますし、そして、当然それを知ることによって立派な審議ができると思うんですよ。ですから、まずそれをしてもらった上で次の質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員の今の議事進行については、私に対して執行部のほうに資料の提出をと、私のほうから申し入れをせろということですかね。

〔30番「当然。はい、お願いしたいです」〕

この場でですか。

〔30番「当然。論議がされん、とまってしまう」〕

申し入れは当然してもいいと思いますけど、この資料について提出できるかできないかをまず執行部のほうに答弁を私から求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私から答弁をいたしたいと思います。

選考委員会の名簿につきましては、私といたしましては、基本的にそれは公開すべきものは公開すべきだとやっぱり思うんですよね。しかし、選考委員会の自立的な意思として、選考委員会の決定として、出すのはしばしの間、待つてほしいということがありました。これは委員長から私も直々にそれを受けておりますので、それは選考委員会の意思として私は尊重する立場にあります。そういう意味で、私は先ほど言いましたように原則公開だと思っておりますので、しかるべき段階で、これももう一回選考委員会に私から働きかけようと思っておりますけれども、決定を下された後に出してしかるべきだというふうに私は思っております。

私としては、何も隠しているわけじゃなくて、先ほど答弁したように、種々の資料等については、既に私としては十分出しているということをぜひ御理解を賜ればありがたいと思っておりますし、その選考委員会の名簿がないからといって、市民の知る権利を毀損したり、あるいは憲法違反であったり、あるいは市の公開条例に違反するということには私は当たらないと認識を、理解をしております。

〔30番「議長、議事進行。今の件について」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

市長が隠しているとかというような悪い意味で私は表現をしているわけやないんですよ。当然、議会としての知る権利というのは、議会だけが知ろうと思っていないわけですよ。ここで議会の議員が聞くということは、市民の方々に明らかにすることですから、それは基本的なことだと思います。

もう1つ、市長は多分、選考委員長の言葉を覚えていらっしゃると思いますよ。第2回目があったとき、例の……（発言する者あり）いやいや、プレゼンテーションがあったときですよ、プレゼンテーションがあったときに、選考委員長がこれの経過について話すべきじゃないですかと選考委員会の幹事会に話をされた。そのとき事務局が、選考委員長がそのこと

を報告されるならば、選考委員の名前が、あなたの名前が出ますよということを行ったことが記録に書いてあるんです。そうでしょう。選考委員長は立派なもんですよ。名前が出て、きちんと堂々と選考経過を話したいとおっしゃるんだから、私は選考委員長さんの言葉は、その後のいろんな報告を聞いても、すごい素晴らしい人だなと思いますよ。あの方のもとで選考されたのなら、心配ない選考だと思っています。しかし、問題は、選考委員はその人だけやないですから、ほかにもいらっしゃるわけですから、そういう同じような気持ちを持っているかどうかをはっきり見せてもらおうじゃないかと、そういう気持ちがあるわけですよ。

それともう1つ、それはいいですよ、今の件は。ただ、問題は、選考委員長みずからが公表してもいいじゃないかとおっしゃっているんですよ。市長は名前を明らかにされちゃいかんというのが選考委員さんの意向だと今おっしゃったですけども、それは全く違うじゃないですか。本当にそういう気がします。

そしてもう1つは、やはりいわゆる最低入札価格と言うとおかしいですけども、最初、市長が議会に説明したときはどういうことかという、もし2つで決まらんやっただけの場合とか、決まりにくいような場合があったときは、そのことも当然ですよ、通常、入札でも最低入札価格というのがあるわけですよ、最低の基準が。その最低の基準を満たさん場合は選考しなくてもいいですよということを言って選考委員会に諮られたかどうかですね。

それからもう1つ、憲法違反じゃないとおっしゃいましたけれども、辞令を交付しているわけでしょう。選考委員さんに辞令を交付している以上は、辞令交付は公の公のことですから、それは当然発表すべきですよ。辞令書をもって、圧力かかるけんが名前を公表してもらっちゃ困るような選考委員さんは選考委員さんらしくないと私は思いますよ。そこらを踏まえて、議長としてはもう一度資料要求をお願いしてください。

〔29番「議長、議事進行について」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

ただいまの30番議員の中に少し疑義がありますので、確かめたいと思うんですけども、信友委員長は本来こういうのは余り出すべきじゃないというふうに言われていると思うんですよ、私が知る限りですね。だから、委員長は自分の名前は出しますと確かに言われております。しかし、そういう中においても、執行部のほうは、むしろ出すべきだという考えをされたと思うんですよ、いろんな中身をですね。しかし、私が今の話を聞きますと、私はかばうわけやないですけども、ちゃんと委員の方が出さないでほしいと言われたら、言われたことはちゃんと守らなければ。そこをきちんとしなければ、私自身も隠されるならば出してくれという思いしますよ。しかし、信友委員長ののを見たり、今までのいろんな情報等を見たときには武雄市は出されていない、そういうことを聞いております。しかし、信友委員長は

自分の名前は出しますと言われたですね。だから、そこをはっきりしてください。今、30番議員のほうでは出すべきだと言われたと言いますから、そこが食い違いますので、ぜひそのところを確かめていただいて、そして進められたらいかがでしょうか、議長。

〔23番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。今、29番議員の議事進行について……

〔23番「関連して指摘します。議事進行」〕

議事進行を履き違えないでくださいよ。

〔23番「いや、今の関連で議事進行」〕

23番江原議員

○23番（江原一雄君）

書いてあるんですよ、ここに。ここに書いてあるんですから、皆さん。議長、言いますよ。黒岩議員、言いますよ。

第1回選考委員会と、これは議長から送ってきたんでしょう。（発言する者あり）じゃ、変わったら変わったで、ちゃんと何で報告しないんですか。（発言する者あり）

平成20年6月17日の第1回の市民病院移譲先選考委員会概要、私たち議長からファクスで送ってきました。そして、ホームページにも載せているじゃないですか。委員長は情報の公開について、「審議中は委員名は公表しない。終了後、委員名公表はいいということで」と記載されていますよ。（発言する者あり）

じゃ、変更されているといたら、いつ変更したのか。第1回の選考委員会で公表すると言っているんですよ。そして、委員の選考について、ちゃんと移譲決定後、記者発表で公表するとなっているじゃないですか。議長、我々はファクス、これしか知らないですよ。だから、委員の公表は当たり前だと私は考えておりますが、議長の議事進行、市民に対して、私は今この点を指摘しましたけれども、本来、市民病院という市民の命を預かる施設を、それをいわゆる経営形態を変えるということで選考委員を秘密にすること自体が市長の責任は大問題ですよ。そんな選考委員会を秘密にするような経営形態変更についての市長の政治手腕、全く市長の資格ないですよ。（発言する者あり）

だから、そういう意味では、議長に対して、ここにちゃんと報告しているんだから、ちゃんと公表をなささいよ。そういう議長の議事を進めていただきたい。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

江原議員、私に言っているんですか。公表をなささいよと、私にですか。（発言する者あり）23番議員、公表をなささいよとは私に言っているんですか。（発言する者あり）

〔29番「議長、議事進行」〕

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

だから、そういう議事進行のやり方はやめまじょうと、この前から話しているわけでしょう。そうせにや私も言いますよ。私もぜひ公開してくださいと思いますよ。当然のことじゃないですか。しかし、それをね——傍聴席、黙っとかせんですか。だから、対で話をしているわけですよ、積み重ねて。自分の意見を言っていなら言いますよ、質疑で何でも。そうじゃないでしょう。議事進行もそういう過程があったというから、それはちゃんと説明しなさいよと、私はむしろ言っているんじゃないですか。今、23番議員が見たように、私はそれを見ましたから。当初、そう書いてありますよ。委員の中には、隠せば疑われますよとも書いてありますよ。そうでしょう。私だってそう思いますよ。そういう中で、今、当分はと言ったらちゃんとかたえにやいかんですよと言うたです、私は執行部に。そのことを言ったらいいじゃない。それをいかにも隠すように言われれば、議事進行で私も意見をずっと言うてから、最後だけ聞きますよ。そうやないでしょう。正常にやって、対でいきまじょうや。

（「議長が判断するから」と呼ぶ者あり）はいはい、議長、判断してください。先輩から怒られています。議長、判断してください。

○議長（杉原豊喜君）

再度、議事進行について議員の皆さん方にお示しをしたいと思います。

議事進行に関する発言とは、ただいま審議をしている議案の議事進行上の問題について、議長に対して質疑や意見、または希望を述べる発言である。例えば、議長、議事運営についてお尋ねしたいと、何でここで質疑を打ち切るかと、何で討論をさせないかと、そういった要望を議長に申し入れる、これが議事進行の一番の役割じゃなかろうかと思っております。

また、本案の審議のために必要があるので、教育委員長の出席を求められたいとか、議長に取り計らいをお願いすると、これも議事進行の一つだと書かれております。

この発言に対しては、議長は必要に応じて答弁をして、また、これに応ずる適切な措置をとればよいとなっております。議事進行に関する発言は動議じゃないから賛成者の必要はなく、また採決の対象になることもないので、議事進行と動議とは区別して取り扱わなければならないとなっております。さらに、この発言は議題に直接関係のあるもの、または直ちに処理する必要のあるものでなければならないので、議事進行に関する発言として一たん許された発言の中で、その趣旨に反すると議長が判断したときは直ちに制止させるものであるというようになっております。

ですから、この議事進行とは、審議をしている議案に対して議長に取り計らいを求めるといのが議事進行の最大の目的でございますので、ここら付近を十分に御理解いただきたいと思っております。（発言する者あり）

本来なら休憩をして申し述べますけど、傍聴者の方は私語を慎んでいただきたいと思いま

す。（発言する者あり）

ここで14時40分まで休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 14時23分 |
| 再 | 開 | 14時40分 |

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの議事進行等も含めまして、執行部より答弁を求めます。大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

選考委員会での委員さんの氏名についての協議経過について御説明いたします。

どういう情報を公開するかということについて、委員会で議論をしていただきました。その中で、委員の氏名を公表するかしないかについても議論をしていただきました。

第1回目の概要版、議員のお手元にあるかと思えます。ホームページでも公開しております。それから、マスコミにもお渡ししておりますけれども、その中で1回目のときに議論をしていただきました。その結論としては、1回目の委員会の概要版では、「審議中は委員名は公開しない。終了後、委員名公表はいいということ。」という表現があります。これをもって、終了後いいではないかという主張だと思えますけれども、これは概要版ですので、この前後に若干のやりとりがっております。この終了後につきましては相当の期間を置いてということでございます。そのあらわれといたしまして、第1回の委員会の概要版、議事録ではなくて結論をまとめたものについて、同じくホームページとか議員の手元にもお渡ししております。その中で、情報公開の2番目の項目で、委員の氏名、選考過程において外圧が予想される（相当の期間を置いて）ということ、委員会の結論として決めていただいて、それを公表しております。

さらに2回目の冒頭で、その確認の意味で、概要版の初めの段落にありますけれども、「委員の名前は一定の期間を置いて公表するとなっております。」ということで、確認の意味の発言をしております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

さきの客観的な審議経過を踏まえた上で、私から御答弁をさせていただきます。

委員氏名の公開につきましては、そもそも個人情報保護条例第7条第2項におきまして、委員の氏名については特定の個人を識別できる個人情報であるため、それは公開をしなくてもいいということになっておるのは、議員、先般御案内のとおりだと思っております。

そういった意味で、私としては、これは個人情報でありますので、委員全員の了承を得た

場合は個人情報としてその氏名を公開すべきだというふうに思っております。私どもといたしましては、市政を展開する意味では、あくまでも、できる限り市民の知る利益を保護する、あるいは毀損しないために、公開というのは私も原則だと思っておりますので、そういう意味から委員会にきちんと働きかけてまいりたいと、かように考えております。

以上です。

〔30番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

議長の計らいで一応報告らしきものがありましたけれども、現実問題として、委員の名前を公表しないと、そういうふうな回答が出たわけですけども、実際問題として、議会で審議をする場合に、例えば特定の人、考え方だけの方々がまとまってある場合は特定の方向しか出てこんわけですよ。

そういうことから、私たちは、市は公平に、本当にふさわしい方をしてもらおうと信じておりますから、信じている人たちが、名前を出せんごたる人を信じているわけではないわけですよ。ですから、そこらについて議長はどういうお計らいをされたかということについて、回答は今出ましたけれども、本来は、議会にも公表しているということをおっしゃったけど、議長の計らいで初めて、つい何日か前に議事録がホームページとかそういうもので発表されました。議員は必ずしも、ホームページを見て一つ一つ審議会の内容を見る機会がない人もいますし、そういう操作になれない人もいらっしゃる。だからといって、議員がそういうものについて、ホームページで発表しているけんが議会も知っているだろうというのは執行部の思い上がりですよ。もっときちんとした形で出さなきゃいかん。議長に計らってもらって初めて、やっとこの間、五、六通ばつと一緒に来ただけです。その間は、議会を無視した形の中で発表していないじゃないですか。だから、そういうものをきちんとせんといかんから、あえて氏名の公表とかというものを議長を通じてお願いしたわけですが、これくらい確実な議事進行はないと私は思っています。

○議長（杉原豊喜君）

30番議員の今の議事進行につきましては、先ほども執行部のほうに公開されるものであれば即公開をということでございましたけれども、委員会にも再度諮って、なるべく早い時期に公表できるよう努力をしてくれという申し入れをさせていただいております。よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。28番富永議員

○28番（富永起雄君）〔登壇〕

第79号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例ということで、質疑を

したいと思えます。

選考委員会の信友委員長ですかね、その人のコメントを新聞から拝見いたしましたして、ちょっと心配、不安をいたしております。なぜかと言えば、信友委員長は個人的に疑問だということ、不安がっておられました。なぜかと言えば、医師派遣ですかね、8月に2人来られるということと、その中の年齢が60歳前後で2人ということで、本当に緊急医療ができるのかなという心配をしているコメントが、まず1つあります。

そして、きょう市長が、大体8月からということが今度9月に延びたという現状ですということで、2人来られるのがまた延びたのかなということで、私も不安であります。

そして、きょう、医師会からの緊急声明ということが新聞に折り込んでありました。それを読んでみますと、この声明は、「市は一方向的に民間移譲を決定し、特定の民間病院に売却しようとしている。このまま進められると市との信頼関係が大きく崩れる。まして、休日急患センター運営や予防接種、乳幼児健診、あと競輪開催日の医師派遣等など、市が医師会に委託している医療保健事業の協力について、根本的な見直しを含め重大な決意をせざるを得ない。」と言っておられます。その点を踏まえて、本当に池友会と密にできるのかなと、私はそこがまだ不安であります。

そして、この池友会ですね、結局、みずからのマンパワー型で、施設完結型の医療を提唱しているということも不安だと委員長は言うておられます。

その2点を考えますと、私は平成22年2月1日から施行するという、条例廃止を何で急ぐのかなと私は思います。新しい医師派遣が2人、5人と来られてから、当分、半年でもいいですよ、様子を見て、ああ、こういう病院かなと不安を解消したら、そのときになってまた廃止条例を出されたらいかがかなと、その辺のお考えを聞きたいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

いいです。質問続けてください。

○28番（富永起雄君）（続）

次3番目ですね、今度は事務長お願いします。

今2人の医師の派遣が決まって、何回か病院のほうに来訪されていると聞きましたけど、会うてはおられないんですか——ああ、そうですか。それで、その中で特別室が2つ必要だということ言われたということで、ああそうかなと、まだ予算も何も見ておらんとに何でそがんとぼすものかなと。そしてまた、だれが来られるのかなと。院長も院長室を持っておられるのに、院長より偉い人まで個室を面々に欲しいと。60歳と65歳の方。そんな偉い人が来られたら、先ほど述べたように緊急医療ができる——もちろんベテランやけん、おんさつきすぐでくっと思うばってん、やはり長時間やれば大変だと思うんですよ。去年の含みがありますから、本当にこうやって2人の個室の病室が必要なのか、また予算面がどうなっているのか、その辺をちょっと。そして、ましてそれが、向こうの相手の病院が敷地内に個

室と言われるなら、それはもう向こうの費用でつくんさあとやっけん土地を貸しても結構ですけど、その辺の施設の出先ですね、その辺がどうなるのかちょっと不安です。

その3つの点をお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私から3点のうち2点、お答えしたいと思います。

1つ目の年齢が高くて2人という話、そして、これは信友委員長の会見を踏まえて御質問があったかと認識をしておりますけれども、私はちょっと意見を異にします。これは年齢ということで、私は差別とか区別があってはいけないと思うんですね。あくまでも医療ということに関して言うと、私の意見とすれば、医師としての能力、そしてやる気です。人間としてのやる気です。そして、やっぱり体力というのも当然あるかと思えます。特に外科の部門では体力というのはあるかと思えますけれども、それを年齢ということで一刀両断的に言うということ自体、私はそれはいかなものかというふうに思っておりますので、あくまでも医者としての総合的な能力で判断をしていくべき問題であると、課題であるというふうに私は認識をしております。

その上で、2点目の池友会と連携を密にできるのかということについては、これは先ほどの答弁で申し上げたとおり、公開の説明会の中でも紹介率が80%、これは行橋病院だと思えますけれども、紹介率が80%、逆紹介率が60%ということ、そして地域連携はぜひ目指していきたい、果たしていきたいということを公開プレゼンの場でもお話をさせていただきました、これは池友会の意見、そして、我々としてはあくまでも、そういったことを第一条件としてビジョンに掲げておりますので、そういった具体的な中身について今後しっかり詰めなきゃいけないと、当然のことながらこれは大事な話ですので、きちんと協議をしていくべき問題だというふうに考えております。

そして、なぜ急ぐのかといったことにつきましては、大きく2つあります。

1つが、22年2月1日、これが基本的に移行の節目であります。そういう意味で、今、22年2月に向けてさまざまな準備をしていかなきゃいけない。そういう意味からすると、時間があるようでないんですね。だから、どういうふうに22年1月31日までを今の市民病院として維持継続をするかといったことについては、それはそれ以降のことも踏まえて私は議論すべきだというふうに思っておりますので、今回、廃止条例を出させていただいた次第であります。

そして、もう1つでございます。これはビジョンにも掲げておりますけれども、公募の要件にも掲げておりますけれども、医師の派遣というのが急務であります。そういう意味で、私はそういったことも踏まえてきちんと決めると、確定をせしめるということから、それは

当然、医師を派遣する側の一つの要望、希望だというふうに私は理解しておりますので、そういう意味で手続をきちんとやっていくと。そういったことで、安心して医師を派遣していただくということの短期的、中期的観点から、今回の条例提案に至っているということはぜひ御理解を賜ればありがたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

派遣していただく医師につきましては、この決定後にどういう採用形態をするかという具体的な話を行うことになるというふうに思っておりますけれども、まずもって、私ども現在の市民病院で個室を与えている者について言いますと、医師であれば副院長クラス以上、それから総看護師長、それと、大体部屋割りから言うと事務長に1部屋ということでの個室があるようになっております。

4月以降、一時的ではありましたが、副院長が2名制をとりました関係で、事務長の私が事務のほうに出て、そして、そこを副院長に充てたということでもありますので、どういう対応もできるようにということで、当初から予定したものではありませんけれども、個室がもう1つ必要であればどれぐらいかかるかという見積もりも徴取して、来られた方の格付が決まり次第、対応できるような形のやつをやろうということでの現場サイドの検討を今行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

第79号議案の質疑であります。この武雄市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例の条例文の中の2番の「この条例の施行の日の前日までに発生した損害賠償事故に関する廃止前の武雄市の病院事業に係る法律上の義務に属する損害賠償については、なお廃止前の武雄市病院事業の設置等に関する条例の例による。」ということで、要するに、これは平たく言えば、22年1月31日までは武雄市民病院での損害賠償に係るような事故は武雄市民病院に責任があるということですよ——というふうに私は解釈しますが、では今現在、そのような賠償を必要とするような事件などが考えられるのか。また、そういうふうなものが現にあるのか。また、前回、いつの臨時だったですか、損害賠償をしましたよね。その損害賠償に係る事例で、まだそれを引きずっているようなところがあるというふうにも聞いておりますけれども、そういうことがあるのかないのか。

それと手術、これも病院のほうから聞いたんですが、病院での手術に和自病院から医師が派遣されてきたと。手術に立ち会ったというか、手術執刀をしたというか、そういうことが

あったのか。これは従来、佐大や嬉野の病院から応援とか、麻酔医さんとか、そういう方たちに来ていただいていると思うんですが、そういう従来連携のある佐大、嬉野、そういったところをお願いをしたのか。また、した結果、断られたから和臼になったのか。なぜ和臼を選択されたのか。まだ契約も何もしていないのに、何で和臼なのかという疑問が素直にあるわけです。そういうことが今後も考えられるのか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

私のほうから、おおむね2点だったと思います。

損害賠償の件でありますけれども、現在、損害賠償事件については、市民病院としてはもう1件、今抱えているところがございます。これにつきましては、4月7日付におきまして、武雄市在住の20歳代の男性の代理人の方——これは弁護士さんであります、私どもの病院で今年1月に行った治療行為について過失があった旨の通知があり、見解と今後の対応について文書で回答を求められました。これにつきましては、今年4月に私どもの顧問弁護士であります安永弁護士のほうにお願いをして、今、弁護士同士がやりとりを行っているところであります。

それから、さきの臨時議会のほうで御承認いただきました損害賠償の患者さんの通院の件が1つありました。現在も当院に通院をしていらっしゃいます。当然、損害賠償で今後の治療費についてもお支払いを申し上げましたので、これについては、自己負担分については、当然支払い以降、いただいているところでございます。

それから、和臼病院からの医師の派遣であります。たしか一昨日だったですか、脳外科の緊急手術におきまして、私どもの脳外科の医師のほうから院長先生のほうに相談がありまして、従来の有田共立並びに嬉野国病のほうにも問い合わせをしましたが、対応ができないということで、たまたま佐賀大学医学部から派遣をされている同僚の皆さん方の中から、では応援体制をとるといふ申し合わせがあるみたいでありまして、その関係で副院長のほうから直接、医師のほうに連絡をとられて、そして大丈夫ということでありましたので、和臼病院のほうから脳外科の医師が助手として1名参って、緊急手術を行ったところでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

ということは、これは救急で受け付けたわけですか。救急は受け付けないんじゃないじゃないですか。緊急と救急の違いは、どういうところが違うんですか。（発言する者あり）今

答えんでよか、後で答えんさい。

ですから、そういうふうなことが今後ずっと起こり得るわけですね。そのときに、和臼への移譲を次の80号で認めると。そうしたときに、その和臼の医師が頻繁に武雄の市民病院に入ってくると、応援をしに来ると、お手伝いに来るということを今後ずっと考えていくわけです。そして、22年2月までの間にそのような損害賠償事故が起こり得たら、それはその医師の責任ということじゃなくて、市が、要するに病院がすべて賠償責任を負うということになるわけでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

通院されていた患者さんのぐあいが悪くなって、予定していた手術じゃありませんので、そういう意味で先ほど答弁としては緊急という答弁をさせていただきました。

今後の損害賠償もそうでありますけれども、当然、私どもの病院で手術をする場合、例えば、私どもからも応援医師として嬉野の国病に行く場合もあります。当然行った医師は、助手という形で、執刀医を行うものではありません。執刀医は、当然そこに働く常勤医師が執刀医を行うということになります。したがって、武雄市民病院で手術をしたもので仮に損害賠償が起こったとすれば、当然、武雄市民病院というよりも武雄市が損害賠償責任の責めを負うということになると思います。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第79号議案について質問をいたします。

市長にまず1点。7月6日の日曜日、10時からNHKのスペシャルで、今全国で公立病院の問題がクローズアップされて、各マスコミの皆さん、メディアの皆さんもさまざまな追跡報道をされております。私も以前、市長も先ほど言われました夕張の問題も、あるいは北海道の人口減少のもとで、北海道の地域医療の問題で本当にどの自治体も苦労されているなど、そういうのを数年前はよそごととして見ていました。ところが、まさに昨年の12月議会から、この武雄市民病院問題については本当に私も一市会議員として、これまで山内の議員としてお隣の市立病院ということで、やはり温度差はありました。でも、この数カ月間の間に、市民の医療、そして地域の医療をどうして守るか、どうあるべきかということを実際に学ぶ機会を得ました。そういう意味で、NHKの7月6日の報道スペシャルは、本当に私、勇気をいただきました。

それは、崩壊した医療、医師不足とか看護師不足とか言われておりますが、その現場で、そしてそのメインは、市民の皆さんと一緒に、スペシャルのテーマも地域力を医療に

どう発揮するかということで、地域の皆さんと、医療関係者と、そして中核病院として担っております県立病院の千葉県東金市の先進的な事例、そしてまた兵庫県の柏原病院、この2つの病院に光を当てて放映されました。私はこの2つの事例を見まして、もし市長が見なければ、一昨年、国民健康保険問題で福岡市の運動のことを報道したということで、市長に見ましたかと私は言いましたが、忙しくて見ていないということで、後日見られたようですが、そういう意味ではぜひ見ていただきたい。これをごらんになったかどうか、お尋ねしたいと思います。

それをなぜ聞くのか。それは今、市民病院問題をどういう形で、地域の中核病院としてふさわしいかどうかの選択でございますので、物すごく参考になるんだということを訴えたいからであります。

この間の質疑のポイントでいきますと、第1点、市長は経営形態を決めるのは自分だと、これを言っていますよね。では、その経営形態を決めるためにはプロセスがあると思いますよ、イロハが。でも、そのイロハは、昨年6月6日から幹事会が10月30日まで9回開かれております。この10月30日の議事録を先ほど宮本議員からも紹介されて、まさに現場の方の率直な意見が示されているではありませんか。それを受けて検討委員会、いわゆる部長クラスで7月26日から10月11日まで5回開かれております。私は、きょうは樋高院長もお見えでございますので、この検討委員会に現場を預かる院長として何回出席されているかお尋ねし、その中でどのような御意見を表明され、その議論にどのような形で参加をされ、その結果についてどのような認識をお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

そこで、この経営形態を決めるのは自分だと言われます。何度も。そして地域医療は、我々議員の質問に対して終着は一緒だと。ただ、手段が違うんだと、いわゆる道が違うと。あなたたちはこっち、市長はこっちから行きよると、でも目的は一緒だと言います。でも、経営形態を決めるのは自分だと言いながら、後で市民のために意見を聞くと言われておりますが、問題は、12月議会、3月議会、6月議会と市民の皆さんの前で市長と議論をしてきました。事の出発は、昨年の10月中旬ごろ、武雄市内の開業医の先生にある場所で和臼に売りたいと、地元医師会と取りまとめをしてほしいと、こういう話を、私たちは3月16日の集会の中でお話を聞かせていただきました。

紛れもなくこの市民病院問題は、市長はまさに解体スケジュールを最初につくってから、経営形態を最初から設定して、そして、それに対する肉づけをすべてやってきてあるのではなかろうかと、そういう疑問を感じる一人の議員でございますので、あえてこの場で3月議会でも6月議会でも私は質問してきました。他の同僚議員も質問してきました。しかし、この件について市長は記憶にございませんと。もう1点は、大田副市長に対して11月の連休後に、同じ開業医の先生に数週間単位でまとめてくれとお話をされた。これは事実であります。しかし、お二人とも記憶にありませんと答弁されました。これは、このことが明らかに

ならなければ、私は市民病院の廃止条例はするべきではないと申し上げたいのであります。

そこで私は、これまで武雄市民病院は本当に8年間鋭意努力されてきています。かつて国立武雄病院の時代、いわゆる地域医療を担うと。憲法25条はすべての国民が安心して生活できる権利をうたっています。そして、そのためには国が福祉向上のために努力をするという、まさに崇高な福祉条項が憲法に光り輝く25条として示されております。そういう意味で、国が責任を負う国立病院を発展するべきだと、また地元に残すという意味も含めて、国立病院解体に対して私は反対の立場で、残せの立場で、議会にもそういう請願が届いたときには、その請願の賛成者として頑張りました。しかし、国立の統廃合の問題で、ここの当時の市議会関係者の皆さん、市立病院として受けようということで努力されているわけです。

そういう流れの中で、私はここに、これも今度の武雄市民病院移譲先公募要領の別紙の資料に「武雄市立武雄市民病院 病院概要」ということで添付されております。その資料の中に、これは5ページですが、各科ごとの外来患者数、延べ数の推移を掲載されております。平成15年度、患者延べ数4万4,144名。それが16年度、4万8,880名。そして、省略しますが、平成19年度は4万9,382名とずっと患者さんが伸びているんですよ。これは紛れもなく武雄市民病院の存在価値がまさにあらわれている数字ではないでしょうか。これは移譲先選考委員会の資料として提示されている資料の中にあるんですよ。こういう資料を、市長、執行側は提示されているんですよ。そして、本当にもう市民病院解体路線はスケジュールだということが得々と述べられております。そういう中で、こういう資料を出されていることに対して、先ほどありましたけれども、移譲先選考委員の氏名公表はすると言いながら、しないと先ほど言われました。これは、先ほどの答弁で私は納得できませんので、大田副市長、もう一度言いますが、どこでどのように変わったのか、もう一回、御答弁を願いたいと思います。

最初の質疑の、市長に対して申し上げます。昨年の10月中旬、大田副市長は11月上旬、開業医の先生に対してそういう話があったと、記憶にありませんと言われていたのですが、会ったということは明確にあると思います。会ってそういう話をしたと。いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。質疑につきましては、現議題になっている事件に対して行われるもので、疑義をたずねるものでなければならぬとなっております。また、自己の意見を述べることができないと。議題外にわたりその範囲を超えてもならないと、いろいろあります。ですから、議題となっている議案に対しまして質疑をお願いいたしたいと思います。

答弁を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、7月6日のNHKスペシャル、すみません、残念ながら拝見しておりませんので、後で見たいと思っております。

ただ、その中で、千葉県東金市議会の話が出ましたけれども、実は先般、東金市議会の

議員さんが委員会視察として私どもに来ていただきました。そのとき私は説明員として、その場に入りましたけれども、市民病院のお話もやっぱり出ました。その中で、一人の議員さんの言葉として、直営のまんまはやっぱり厳しいだろうと。それで、一つの経営形態として民営化をされると。それを議会にきちんと諮るということについては非常に理解を示されたところでもあります。そういう意味で、先進地の——ちょっと番組の中身はわかりませんが、東金市議会の方からそのような言葉を賜ったことについて、まず御紹介をさせていただきたいと思います。

2番目の経営形態を決めるということで、自分が決めると言ったことについては、これについては、先ほどちょっと私の答弁の仕方が悪かったと思います。これは最終的に私が決めるということでもあります。何も議論を無視して、あるいは議論を聞かずに言う話ではなくて、幹事会9回、検討委員会5回、そして執行部の中でも、これは激論を闘わせたものがあります。そういう中から、私も意見を述べる一人として、私も自分の見解はその中でも申し上げたところでもあります。その中で、私も執行機関の一人でもあります。しかも、最高権者でもあります。そういった意味で、最終的な決定権、そして責任は私が背負うということで、私がさまざまなことを勘案した上で最終的に決めるということでもありますので、これも江原議員、ぜひ御理解を賜ればありがたいと思っております。

それと、10月中旬、開業医のお話が出ましたけれども、これはさきに議会で御答弁しておりましたとおり、貝原良太先生に対して、佐賀のニューオータニだったと思います。たしかパーティーだったと思いますけれども、その中で、和白病院から武雄市民病院を譲り受けたいという話が出ておりますといったこと、それと私は取りまとめをしてほしいと言ったことについては、これは言っておりません。

そういう意味で、この話を開業医の貝原先生に伝えたことは、これはさきの議会でも認めております。その上で、私は再度補足するならば、これも議会で申し上げておりますけれども、さまざまな病院が県内、県外、私のところに着任してからも来ております。そういう意味で、私としては、別にとりわけ池友会、和白病院に対して何か特別扱いをすとか、そういったことは断じてございません。さまざま来られております。来られた上で、自分たちはこういう市民医療を担いたいという真摯な言葉だったと私は思っております。これは各病院そうであります。それは、医師会の中でもそういう話が出ていたことは、これは相手がある話ですので申し上げませんが、さまざまな意見というのは、それは医師会と僕はあっていいと思います。そういう意味で医師会も担っていただいております。そういう意味で、意見交換、議論をしたといったことについては、私は貝原先生を含む医師会の方、そして私も武雄の市民医療を維持継続させるために、そういう真摯な話し合いをしたところでもあります。

解体スケジュールとありましたけれども、私はさきの交渉を踏まえて、私は再生スケジュー

ールだと考えております。その上で、私はこういう話がないように第三者の選考委員会をつくり、そこに委員会のあり方、そして委員会の自立的機能を持たせて、そこに、私も再三申し上げておりますけれども、その委員会の決定には100%従うと。それを最終的に議会、これは市民の代表でありますこの最高意思決定機関の議会に、私は最終的な判断をゆだねるといったことで、今回の議案を上程しておるところであります。

私からは以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

先ほど江原議員から、私が市民病院経営検討委員会に何回出席したかという御質問がありました。私は5回出席しております。市民病院の改革とか、経営形態に関する幹事会を踏まえての委員会でございます。結論に関しましては、現在の企画部長のほうから答えていただければと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

議事録等を見ましても、院長の発言がどこであったかよくわかりませんし、私の記憶もございません。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

先ほど院長の発言がどうだったかということですが、私が記憶する限り、独法、それから民間移譲、それぞれ専門的な立場から意見を言っていたと思っております。具体的な中身については記憶にございません。

それから、再度委員の非公表の経過について質問がございました。変更したとは思っておりません。議論の経過を説明しただけでございます。

もう一度整理して言いますと、1回目の選考委員会で、委員の氏名を公表するかしないのか議論をしていただきました。その中では、相当の期間を置いて公表するという結論に達しました。その表現が1回目の概要のところに入っていなかったもので、再度私の説明としては、その概要版ではなくて結論をまとめた資料を議員の手元にファクスで送りましたし、マスコミにも公表しております。その中で、選考委員の氏名については「相当の期間を置いて」という表現をしっかり入れております。

さらに、2回目の委員会の冒頭の議論のときに、「委員の名前は一定の期間を置いて公表するとなっています。」と事務局のほうから確認をしたところでございます。

それから、開業医の方のところに行って云々という話でございますが、先ほど議員の御質問のようなことは記憶にありませんし、しておりません。ただし、開業医のところに行っていろいろな意見を交わした記憶はございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 15時27分 |
| 再 | 開 | 15時28分 |

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

検討委員会に樋高院長が何回出席して、どういう発言をしてというような質問でしたけれども、先ほど議事録を見せていただきましたけど、だれが言った、だれが言ったとは書いてありません。委員という名前だけですので、先ほど角部長が答弁したのは、だれが言ったかわからないと、発言された者は委員とだけしか書いていないということです。ですけど、樋高院長が記憶にある部分は答弁をするということですので、答弁を求めます。樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

もう一度お答えいたします。

あの委員会では、現在の病院の問題点を、特に経営問題に関して、あらゆる面からいろいろな委員さんから発言がありましたが、結論として、私自身は、病院の今の状態としては何とかやっているけれども、将来的にはいろんな問題が出てくるだろうという発言はいたしております。しかし、最終的に私自身の結論という形では述べておりません。全体の委員会の結論に従うという形で、積極的発言はその場ではしておりません。それで、先ほど当時のまとめ役である企画部長にお願いした次第でございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

先ほどの市長の答弁、あるいは大田副市長の答弁を聞いていても、結局この問題が白と出るか黒と出るかで、市長は言われました市民病院再生スケジュールと――再生でしたか。私は解体スケジュールと言いました。結果として、現実の中から逆算していきますと、事の出発、市民がわかって、中核病院としての市立病院の紹介、あるいは逆紹介をして、地域の医療に携わっている皆さん方と先ほど紹介しました外来患者の延べ数が右肩上がりです。それは、まさに武雄市民病院は中核病院として、地域医療の地域力として、武

雄市民にとって、あるいは近隣の市町村にとって、そうした地域医療が武雄市民病院を核として成長発展しているんだということを私は申し述べました。

しかし、これが昨年12月17日、市長、御存じでしょう。武雄市民病院に行かれて現場の皆さん方に説明会をされました。その事の起こりは、市長が福岡の民間病院に、福岡和白病院に売りたいという話。この仕掛けは、首長として、武雄市の市民病院で従事する、市民の命を守る、そういう倫理を發揮して頑張っておられる勤務医の先生たちにとっては、まさに泥を塗られるような思いじゃなかったでしょうか。だから、私はこの市民病院の最大の問題は、市長の発言が大きな要因になって大問題を起こしているんだと。

これは全国的にも言われておりますが、京都の舞鶴市民病院の問題であります。これも過去、NHKの——固有名詞であれですけれども、放映されたときに「舞鶴現象」と言われております。そこの市長の発言によって勤務医の先生たちが職場を去っていくという、本当に地域医療を支える側の執行権者がどういう立場で発言していくかというのが問われているのではないのでしょうか。

一つ紹介したいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

江原議員、質疑をしてくださいね、質疑を。

○23番（江原一雄君）（続）

質疑しますよ。

○議長（杉原豊喜君）

討論形式になっておりますので。

○23番（江原一雄君）（続）

そういうときに、市長の責任を私は問題にしているわけですから、申し上げます。（発言する者あり）質疑でしょうもん。

ある大学の自治体公立病院に詳しい方のブログであります。「ちょっと調べたけど、ひどいですねこれ。まさに「舞鶴現象」。現市長は、地域医療を破壊した自覚を持っているんでしょうか」という、まさに厳しい言葉を述べておられます。

私はここに、市長が本当に市民病院の開設者として、昨年10月に地元の開業医の先生にそういう話を面談でされたと。これは市長の政治姿勢にとって、もうまさにアキレス腱ですよ。だから、そういう意味では市長は認めることができないでしょう。だから、そういう意味で、大田副市長も含めて——大田副市長は先ほども言われました。記憶にありませんと。この問題は、紛れもなく武雄市民病院問題のポイントであります。あえて正確に御答弁をいただきたいと思います。

というのは、先ほど市長はさまざまな病院からの問い合わせ、来てありますと申されましたね。病院から来てありますと言われました。これは6月議会に、市長、私が質問をいたし

ました。議事が空転しました。私は議長から「議長室に来てくれ」ということで行きました。そしたら市長おられましたね。そのとき市長、私に何と言いましたか。市長は高揚して、背も高いからですけど、居丈高に「あちこちの病院を回っていますよ」と言いましたね。私は明確に覚えていますよ。「あちこち回っていますよ」とおっしゃいましたよ。ほら、すぐ「言っていない」とおっしゃいますが。

今先ほどの答弁で、お医者さんがあちこちから来てありますと言われましたね。でも、私は6月議会の質問の中で、自分があちこちの病院を回っていると私に言ったんですよ。それは公開の場ではありませんから、わからんでしょう。市民の皆さん、またここにいらっしゃる関係者の皆さん、わかりにくいかと思えますけれども、私の体験した行為からいきますと、市長の先ほどの答弁は、まさに本当に正確な答えなのかどうか疑問に思いましたから指摘をしているわけでありませう。

そこでもう1点述べたいのは、先ほどブリーフィン……。市長は非常に雄弁家ですから、横文字かれこれをお使いになります。プロポーザルという、この前、市民に公開されました。本当そういう意味では市民にとって、こういう横文字というのはなかなか私も取っつきにくくて、ブリーフィングという言葉を開いてみました。これは特定の法案、いわゆるマスコミ関係の皆さんに、政府関係当局者が報道関係者に行う状況説明とか、航空機などで飛行前に行う状況説明、いわゆるパイロットが報告されますよね。そういうことをブリーフィングと言うそうではありますが、説明責任を果たしているというふうに市長はおっしゃいますけれども、方針を決定した後、市民に説明するということでは、このブリーフィングと言われても市民は納得できないんだと。

こういう言葉を踏まえて、私は市長がこの間の市民病院の問題について、いろいろ先ほども言われました。中立公正の問題で市民病院移譲先選考委員会をつくったと。公募要領をつくってされました。これは本当に、言葉、言葉は何か理解しているような感じがするんですけど、日本の言葉では詭弁という言葉があります。これは辞書を引いてみますと、市長、こういうことがありましたので、ある前提からだれが考えてもおかしい結論を導き出しているが、それに反論しがたい論法だと言われてますよ。

○議長（杉原豊喜君）

江原議員、質疑とは現に議題になっている事件に対してです。

○23番（江原一雄君）（続）

いや、だから、それを市長に私がそういう質疑をします。

○議長（杉原豊喜君）

いや、もう討論形式になっております。

○23番（江原一雄君）（続）

市長の答弁を求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 15時40分 |
| 再 | 開 | 15時44分 |

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部より答弁を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

医者が来ていると先ほどおっしゃったことについて、正確に答弁をしたいと思っております。

これは、さきの議会でも申し上げたとおり話が来ておりますと、複数の話が来ておりますということをお願いして、医者来ているということは申し上げたつもりもありません。例えば、話ということは電話であったり、あるいは手紙であったり、さまざまな手段を使われて、私のところにも直接、間接、話が来ております。そして、私の不徳のいたすところでもありますけれども、そういう居丈高にとられたといったことについては、それは私の修行不足だと思っております。ただ、私は回っているということは言ったつもりもありません。私は話が来ていますということ、これに対して、私は自分の政治的良心から、これがおかしいことなんだろうかといったことで、つい言葉に力が入ったといったことについては、江原議員におわびを申し上げたいと思っております。

そういうことで、私はもし仮に10月に本当に開業医の方に売りたいという発言をしていれば、黒岩委員長の議会特別委員会を設置してもらったこともなかったと思っております。そして、議会側も開催されることもなかったと思っておりますので、それは江原議員、ぜひ御理解を賜ればありがたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

先ほどの市長答弁を再々返しますが、こういう答弁に対して発言の一言は重いとブログで書かれていましたね。今の答弁は半分ぐらい認められたかなと、私が指摘したことに対して。そういう意味で、こういう話が来てあると言われましたが、どこに、市長室ですか、それとも市内のあるところですか。それとも、どういう方でそういう話が——電話と言われました。あるいはそういう話をどういう形で、複数と言われますが、その複数もいろいろありますが、中身についてもっと具体的に、はっきりと明確に答えてください。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

宮本議員、私語は慎んでください。

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

先ほどお答えいたしましたとおり、私のところに電話、そして手紙が来ております。その中で、どういう病院かといったことについては、県内、県外から話が来ております。総合病院もございました。単科の病院もございました。そういう意味で濃淡がございます。例えば、今の市民病院の経営状況はどうなっているのでしょうかといったこと、それと踏み込んで、これは全国的な傾向としていろんな話が出ておるけれども、武雄市民病院は今後どうされるのでしょうかといったことについて、私は2年半前に市長に着任いたしましたけれども、既に2カ月後には最初の話が私のところに、これは電話だというふうに認識をしておりますけれども、あります。ただ、この病院名を公表することについては、個人情報、そして、これは相手がある話でございますので、それはぜひ御理解を賜ればありがたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第79号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第79号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第79号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例に、反対の立場から討論をいたします。

市民病院が本来持っている公的役割、これを明らかに放棄するものであると言わざるを得ないと思います。武雄市民病院を利用している人たちの、昨年9月のデータを見てみますと、外来受診が65歳以上は65%、入院患者の65歳以上が68%、さらに後期高齢者と言われる75歳以上の患者が47%、それと農村部における武雄市の疾病構造といいますか、多くは慢性疾患の患者が利用されている。これは高齢化が進んでいけばいくほど、そういう構造になってくるのは当然だろうと思います。

と同時に、政府、厚労省は、毎年と言っていいほど診療報酬を引き下げる、あるいは後期高齢者医療制度の今度の改悪に見られるように、病院に行かない、医療費の抑制という中で、75歳以上は1回600点、6,000円以内に抑える。そういうことから見ますと、公的病院であれ、民間病院であれ、経営を圧迫するのは、いわば当然の結果が生まれてきております。そういうときに公立病院の役割というのは極めて大事だと。国の悪政の影響、最終的には患者に来るわけですから。そこを援助していくのが、助成していくのが私は市の仕事だろうと思うん

です。もちろん赤字が出て当然という立場には立ちませんが、外的要因があります。あるいは市長がいつも言う医師不足が今度の民間移譲の第一だと言いますが、これも厚労省はそこを認めて医者をふやす。確かに、佐賀大学が定員2をふやすというのは焼け石に水かもしれません。しかし、世論の結果だろうと思うんですよ。ここを押し上げていく。こういう努力がトップには求められてくる。

私は、市民の命と健康を守るというのは行政の最優先課題だと。そうであるからこそ、公的病院の役割と民間はおのずと違ってくる。公立病院は、不採算と言われる部分を担っていかざるを得ない——感染症を含めてですね、あるいは救急もそうでしょう。あるいは、6月25日に開かれたプレゼンテーションでは、慢性疾患だとか、あるいは終末期医療だとか、これを敬遠するような発言もあった。私は直接参加していませんので、伝えられた話によりますとですね、そういう感じがいたします。

そういうことを考えますと、市民病院という公的役割、これを市長みずからが放棄していると重ねて指摘するものであります。特に総務省が、公立病院つぶしと言っていいぐらいに公立病院改革ガイドライン、これは4つの選択肢があるわけですが、最後の民間移譲、この民間移譲に市長は真っ先に飛びついたわけですが、そのこと自体が私は総務省の公立改革ガイドラインを、先取りしたというふうに市長は一回言われましたが、総務省は遅いと、武雄市が先行しているんだと。ということは、もうこの言葉自体が公立病院つぶし、真っ先に手をかしていると言わざるを得ない。道は違うと言いますが、そこには民間病院の果たす役割と公立病院の果たす役割はおのずと違う。ですから、19年度の国の補助金7,100万円ですか、来ているわけでしょう。これは少ないですよ。年々下がってきていますからね。これをふやす努力は市長を先頭に市長会でもやっているわけでしょう。市長会でも、交付金の増額だとか、あるいは市立病院、公立病院への助成の増額だとか、当然市長会でも問題にしている。公立病院を抱えているところの市長会でも、なお深刻に、真剣に強く要求してきております。そういう運動を重ねていく中で政治を変えていくしかない、世論と運動で変えていく、そこにこそ市長は先頭に立つべきだと。先ほどの答弁では、国は当てにならないと言っていましたよね。そういうことを私は最初に指摘しておきたい。

もう1つは、これは第80号議案ともかかわってきますけれども、先ほど市長の演告の中で、優先交渉権者であるという文章を医療法人財団池友会というふうに変えました。先ほどの市長の答弁から言いますと、もし池友会との交渉が難しく、副市長が要望書に書いてある11項目、受け入れられない部分が出てくるかもしれない。そういうときには第2番目と交渉していきんだと、そういうふうに先ほど答弁されましたね。そうしますと、市長が演告で言う優先交渉権者、これをあえて池友会に変える必要は全くない。そういう腹構えでおられるとしますとね。

もう1つは、先ほど大河内議員の質疑に対して、11項目の要望書の中で、特に市民病院で

働いている人たちの身分の問題です。いわゆる整理退職と強い言葉で言われました。向陽園のときには整理退職はありませんでした。現業の労働者については、保育園の調理の部分に回ってもらうとか、そういういろんな形で雇用を継続されましたよね。あるいは学校給食の調理部門も現業部門でやっていました。そのときにも整理退職はありませんでした。

そういうことを考えますと、11項目の要望書の中に、⑥引き続き移譲後の病院に勤務を希望する職員については全員を採用することとあります。しかし、ここで一たん整理退職をしてしまい市の職員という身分をなくしてしまう、そうすると給与の体系についてはどうなっていくのかと。例えば、給与体系については、病院の給与体系は条例で決められていますよね。病院の先生は医療職の1、技術者は医療職の2、看護師は医療職の3、そういうふうに給与体系が決まっているでしょう。給与体系をそのまま引き継いでくれるのかどうか、その保障は何にもないです。整理退職をしてしまうと身分は市の職員でなくなってしまうわけですからね、条例の適用がなくなる。そういった明確な契約内容に入れるのかどうなのかと。

そこで、きょうの資料にもありますけれども、選考結果についてという選考委員会の最終答申があります。そこに、質疑でも紹介しましたがけれども、長期的には不安があるんだと。結局、選んだのはマンパワーなんだと。わかりやすく言いますと、今すぐ医師を派遣してもらえんということが中心だというコメントがありました。ですから、最終答申の中に武雄市の責務、4つありますね。

この中で、武雄市は平成22年1月31日までの武雄市民病院移譲前までに、本委員会の答申または契約等に関して移譲先に重大な違反が認められた場合は、契約の解除等を含む措置をとることと。

2つ目には、22年2月1日の移譲に際して、移譲先が武雄市民病院の運営への協力、医師会との意思疎通など、武雄市民病院の移譲先としてふさわしいかどうか新たな条件を付与することを改めて再評価する。こういう武雄市の責務を4つに分けて述べられております。不安があるからこそ、武雄市の責務を明確にしたと。

そして、今度出されている第79号議案の武雄市民病院の廃止条例、これは池友会との交渉、池友会に移譲すると決定するためにこの第79号議案は必要なんだと。さっき部長答弁しましたね。そのことを考えますと、移譲の過程にしる、あるいは公的病院の放棄という問題にしる、あるいは最初から和白に決まっていたんじゃないかと。いろんな新聞報道にもあります。出来レースという言葉で表現されております。あるいは、和白自身のコメントの中にも、2年前に話があったと。半年前から本格的に動いてきたというコメントもあります。

そういうふうに考えますと、病院経営検討委員会の第9回、先ほど論議になって昼休みに文書が回ってきましたけれども、これは19年10月30日、第9回の幹事会で、これまでの幹事会の議論から急に方向性が変わっている。幹事会の結論は独法と民間は並列だったはずだと。もう一回言いますよ。これまでの幹事会の議論から急に方向性が変わっている。こういうふ

うに幹事会の議事録は書いてあるんです。と同時に、協議の要点として、移行する経営形態は民間移譲が優位とする記述の変更についてと、こういうことが述べられておりますので、時系列に見ていきますと、市長が市内の開業医と会われたのが10月17日ですか、20日ですか、これは事実と認められました。12月議会の12月13日の質問で和白との接触を認められました。それで今度の6月議会では、院長自身に昨年11月13日に和白病院から電話があったと。医療問題で関係を持ったと、そういう電話があったという答弁を本会議でされていますよ。

こういうことを総合的に考えていきますと、市長が言う民間移譲先にありき、しかも民間移譲の中に和白が最重点課題として当初から想定されていたと。当然そのことが考えられる問題点であります。

そういった意味では、第79号議案は、市民病院を廃止することによって和白との交渉を有利に進めていく。和白にとってみるとそれが担保になっていく。あるいは職員の人たちからすると自分たちの身分がなくなってしまう。そういう極めて大事な内容を盛り込んだものがあります。そのことを指摘いたしまして、第79号議案に対する反対の討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

賛成の立場から討論をしたいと思います。

平野議員の今の反対の討論はなかなか高尚で、かみ合わない点があるかもわかりませんが、私なりに賛成の立場から討論をしたいと思います。

まず、昨日の医師会の緊急声明を見ましてびっくりしたことは、そしてまた、きょうの佐賀新聞を読んでおられますと、緊急声明の中に、休日急患センターの運営、あるいは乳幼児健診、あるいは予防接種、競輪開催日の医師派遣など根本的な見直しをしたいというコメントが新聞に載っておりました。

それで、これを見たときに、乳幼児、あるいは市民の命を守るべき人であるべき医師会が、何か子どもたちの命を人質にとったような感じがしないでもないわけです。それに加え、賛成議員に対して、これはあくまでも新聞の引用ですけれども、市に議案提出の見合わせ、あるいは市議会に議案否決を求めていると。賛成をした議員に対して、我々は何となく脅されているような気がするわけですね、恫喝といいますか。これは佐賀弁で言えば、あんたたちがこいば賛成すつぎにや、乳幼児健診もせんよ、休日急患センターの運営もしませんよと、予防……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

宮本議員、私語は慎んでくださいよ、発言中は私語を慎んでください。

〔6番「質問じゃなからうもん」〕

討論中は、発言中は。（発言する者あり）

○19番（山口昌宏君）（続）

何ね、よかさというぎ何ですか。（「ため息ですよ」「続けて、続けて」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

続けてください。

○19番（山口昌宏君）（続）

はい。恫喝されたようで本当に気になるわけですね。あなたたちは賛成ばすっぎにゃ、これは全部いかんよと。それは、子どもたちの命を担保に賛成せろということですか。そういうことがあってはならないわけでしょうが。（「議案に書いてない」と呼ぶ者あり）何ばですか。（「議案に書いてない」と呼ぶ者あり）おれは新聞ば言いようですよ。（「新聞の話は別のところでせんば」「黙っとれ」「議事進行」と呼ぶ者あり）ちょっと出してもろうてよ、出てもろうてよ。

あのですよ、憲法25条の話をしたのが江原議員やったですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのときに、すべての国民が安心して生活できる権利と江原議員おっしゃいましたね。そして、平野議員は市民の命と健康を守る、こうおっしゃいましたね。そしたら、医師会は休日急患センター、乳幼児、これらもろもろのことを根本的に見直す。根本的に見直すということは、市民の命と健康を守るということと何となく合致しないような気がするわけですよ。

そういう中で、我々賛成をした議員19名は（発言する者あり）何ですか。（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

討論を続けてください。

○19番（山口昌宏君）（続）

賛成をした議員も、反対をされた皆さん方も、本当に信念を持って反対であり賛成をしたわけでしょうが。それを、こういうふうなことで、私は恫喝されたような、こういうふうなことで気持ちが揺らぐようなやり方をしてもらっては困ると思うわけですね。そういう中で議会ですので、皆さん方の御賛同をよろしくお願いします。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

席についてください。私語を慎んでください。

ほかに討論ございませんか。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

市民病院の廃止に関する議案について、反対の立場で討論します。

市長は、今やっていることは市民病院の再生スケジュールというふうなことを言われております。再生スケジュールなら、もとに返さんといかんと。ということは、廃止議案という

のではないということですよね。再生と言うなら、ないんじゃないかなと。廃止というのと再生というのがつながるのかなと。

この廃止の中で、いろいろ話は長くすればありましようけれども、4点ぐらいに要約すると、まず1点目は、この公立病院問題は、再編計画というですかね、この辺の町とか、西有田とか、多久とか、いろいろ話し合っ、同じ部分は集約したり広げたり、そういう計画を立てる中の一つに民間移譲もあったと思うんですよね。でも、そこをまだやっていないじゃないですか。自分だけよければいいって、単独主義でやっているんですよね。だから、大きくここの周辺地域の公立病院の皆さんのことを考えて、その上で民営化をやるなら、少しは考えられるかなと思いますけれども、自分勝手に、自分一人、国から金来んからと言って、一人いい思いをしようというのは、もともとこの考えは間違っていますよ、はっきり言うて。そこがまず1点ですね。先行しているというか、自己だけをよくしようという考えなんです。それが1点ですね。

次、この廃止条例が決まれば、80人余りの職員さんがもう分限免職で職なくすんですよね。部長なんかその職場に、基準日におられたら退職になるのかもしれないかもしれませんが、ゆっくりされているから、その前にいろんな手を使ってその職場にいないようにされるんじゃないかなというふうにも思います。

まず、そういうことで80人の職員さんが首になると、職場がなくなるから首になります。それは市民病院が赤字で今後見込めないからです。それは経営者の責任でしょう。最高責任者の、経営者の責任でしょう。第一勧銀があったときも、従業員は悪くありませんと、悪いのは私ですと言いつたんですよね、泣いて謝りつたんですよね。（「山一証券じゃなか」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。山一証券です。だから、その80人を首にする前に自分がやめてくださいよ、責任とって。苦しい、経営者はこのこととして、もう平然として、80人の首を切ります。まずは経営者自身が自分の首を切ってくださいよ。（「第4ば出せと」と呼ぶ者あり）第4……

○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください。宮本議員、討論を続けて。

○6番（宮本栄八君）（続）

はい。次に、もう1点は負担の問題です。

もう前から言っていますように、今12億円の借入金返済が残っていますよね。そして、長期借入れも3年後ぐらいに終わるんですけど、まだ残っております。それで、ここでやめたら、結局、今度幾らで和白さんに売られるか知りませんが、半額であっても6億円は一般会計から出さなくちゃいけないんじゃないですか。だから、市民のため市民のためと言いながら、やっていることは今以上の負担をかけるんじゃないですか。それに今まで、退職金は多分こっちの会計で、一般会計から出していないと思うんですよね。そいぎ、それが

4億円でしょう。これで市民負担が10億円ですよ。そして、先ほど言いました独法だったらいいけど、民営化を打ち出したら医師が減っていくと。明らかにそこがわかった上の、市長かつくった6億円がありますよね。そしたら、16億円をこの廃止によって市民が負担せんといかんわけですよ。だから、何かいいことばかり言っているけど、市民に16億円、今ここでぼんとやるような話でしょう。だから、もっと慎重に考えんといかんと。

そしたら、対案はないかと言われるから、去年の10月には独法だったら職員を出すと、医師を出すとあってあるはずですよ。独法ですべきじゃないですか。そのほうがこの8人よりもですよ、和白の8人さん、高齢者を入れて8人さんよりも、前のみんなに信頼された12人のほうがよくないですか。

以上のようなことで、この案件について反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

賛成の立場で討論させていただきます。

昨日、私は武雄町川良というところに住んでおりますが、川良のある年配の御婦人の方から私のところに電話がありました。今回の議案については、ぜひ反対をしてくださいということでありました。事実、内容をお聞きいたしておりましたら、御主人が市民病院に4カ月ほど長期の入院をされていて大変お世話になったということで、そういう病院をなくしてもらっては困るといのがその趣旨でありました。

私もそのときに、私は前回考えていたときには、実は私の妻の父であります義父が胸の肺気腫で長らく苦しんでおまして、最終的に大変病態が悪くなってまいりましたので、職業病でありますので、そこの基準局から伊万里と武雄と紹介を受けたんですが、武雄のほうがぜひやりましょうということで引き受けていただきまして、約半年弱の入院をさせていただきました。最終的には自宅のほうで介護されたらどうでしょうかということで、亡くなる約1カ月ぐらい前に帰りまして、したわけであります。そういうことを私も実は経験をしていました。

そういう意味で、市民病院というのは本当に不採算部門を確保しなきゃいかんということについては、私も十分理解をしておるつもりであります。不採算部門と一言で申し上げましても、いろんな意味での不採算部門というのがある。救急もそうですよね、救急もそうありますし、先ほど平野議員がおっしゃったように、長期療養の、どうしても回復まで長期にかかる病気というのも実際あるわけであります。そういう面で、救急と長期療養のいわゆる慢性期という部分が、まさに今の医療制度の中では非常に谷間と申しますか、医療制度的に谷間になっているというのは私もわかっております。

今回、武雄市民病院を考えたときに、これからどうなるのかということを考えてときに、

私はこの2つを同時に確保していくというのは大変厳しい状況にあるのではないかというふうに思います。確かに、制度上の問題でありますので、厚生労働省の方針によって、こういう現状が生まれて、小児科についても、産科の医者の不足についても、やはりそういう制度的な失敗というものの積み重ねが、私ども地方にこうやって押しつけられている——押しつけられてというか、しわ寄せとなってあらわれているというふうに思っているわけでありませぬ。

だから、一つ私はこういうふうに思っております。きょう市長の答弁にもありましたけれども、読売新聞を見ておりましたら、臨床研修後、新人医の大学Uターンが56%と。これは7月13日の読売新聞ということであります。地域格差、関東82%、四国29%。文章の中には九州地区、佐賀県の方は載っておりませんでしたけれども、多分50%前後になっているのではなかろうかというふうに思います。新臨床医制度が始まりまして、医師不足というのがすべて地方の医療にしわ寄せがあっております。

ちなみに、2004年にスタートしましたが、佐賀大学の臨床医の部分の数字を見ておりました。2004年に募集定員——佐賀大学医学部ですね、56人に対して50の方がそこで臨床の研修をされています。ところが、2005年になると56人に対して34人、2006年になると56人に対して36人、2007年には開講いたしましたら56人に対して49名と募集定員を充たすことができていないという現状があるわけでありませぬ。研修が終わったとしても、そのほかの部分で研修をされても、実際には新人の大学Uターンで戻ってこられるのが大変少ないという現実があるというふうに思います。そういう医療制度の矛盾があるわけでありませぬ。

私は前のときに、脳神経外科の部分で話が出たときに、院長先生を含めて話をしておりましたが、例えば医師を大学が派遣する場合に、市民病院を優先していただければ、それは非常にうれしいことではありますが、現実にはそうはなっていないわけですね。一言で申し上げますと、教授との人間関係であったり、あるいはいろんな研修その他のサポートであったり、あるいは研修医を引き受けるときのこちらの条件ですね、給与だけではありません。例えば、研修ですから宿舎を準備するとか、そういったもろもろの小さな問題を含めて、いろんな意味でやはり体制を整えなきゃいかん。一番大きいのはやっぱり、この病院に研修に行けば自分のスキルアップになるんだと、腕を磨けると、そういう病院でなければ、なかなか研修医というのは派遣に回していただけないし、また大学からも現実にはなかなか、武雄市民病院に行けということが教授についても言いにくいというのが現状としてあるのではないかというふうに思うわけでありませぬ。

そういうことを考えると、宮本議員のお話じゃないんですけども、昔、私が三十数年前の大学のときに試験がありました。——短くせろということでありませぬ。そのときに哲学の試験を今でも覚えているんですね。晴天の中、海の中で船をこいでいると。あなたは船に乗っている。ところが、晴天の中、遠いところに黒い雲が1つぽつんと出てきたと。それ

について論評せろというのが試験に出されました。それは何かというと、今は晴天のように見えるけれども、将来的に黒い雲がある。中には、その黒い雲は嵐の前ぶれだということで、晴天の暑い中でも船をこいで港に帰ろうとする人間もいれば、あるいはまだ大丈夫だからということで何の対応もしないと。果たして、どういう対応をすべきなのかということがそこで試験に出たわけです。

私は今、そういう面では、医療制度の問題にしても何にしても、今はまさに武雄市をめぐる嵐の真ただ中にあるだろうし、これからどういう嵐が来るのか私はわからないと思っているわけであります。確かに国の制度の問題はある。しかし、今、武雄市ができる最大限のことは何かということですね。今、私どもの持っていることの中で最大限のことをするというのを私は選択しなきゃならんというふうに思うわけであります。やりたいこと、したいことというのは山のようにあるというふうに思います。すべきこととできることは違うというふうに思うんです。できることを選択していくというのが、私たち議会の一番の仕事であるというふうに考えております。

苦渋の選択でありますけれども、その選択は私は5年後、10年後、必ず正しかったというふうに確信をいたしておりますので、ここでそのお話をしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

ここで16時35分まで休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 16時21分 |
| 再 | 開 | 16時35分 |

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を続けます。5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

第79号議案に反対の立場で討論いたします。

これまでも多くの議論を積み重ねてきましたこの市民病院の存続問題につきまして、市民の多くの方々の存続をしてほしいという医師会での存続署名や、6月議会での請願署名等、多くの中で、市長としてこのような署名や請願につきましては重く受けとめているということも言われました。しかし、その一方では、やはり市民病院は民間移譲ありきという状況が出てきます。

2つ目には、昨日の武雄杵島地区医師会の緊急声明でもありましたけれども、いわゆる武雄市と、そして関係する団体との十分な意思疎通を行っていただきたいという要望や、県の医師会からの7月上旬の声明等々の中で、なぜ十分な地元での関係各位との意思統一ができないまま、そんなに急いで行われなければならないのかという部分が不十分であり、不明確

であります。

3つ目には、先ほど出ました雇用の条件の問題です。いわゆる雇用の存続と身分の保障の問題です。実は私自身、二十数年前、当時の国鉄からJRに移行する際に、雇用の継続の問題で、JR、民間での移行の関係では採用に対して不採用ということで差別がありまして、それから20年たちました。雇用の継続とか身分の保障というのは、本人のみならず家族やその関係の方々も大変な不安と心配です。

先ほど議案審議でも申しました。民間の医療機関で働いている方も、一生懸命、民間の医療機関で働いていらっしゃいます。公立病院で働いている方々も、一生懸命、公立病院で、医療機関で働いていらっしゃいます。お互い環境や状況は違っても、そこで働く気持ちは一緒なんです。問題は、その雇用する側の状況が違うだけです。

今回、多分、佐賀県では初めてではないでしょうか。先ほど、一たん整理退職をして再雇用を行うということが出ました。いわゆる地方公務員法で言う分限免職の適用ではないでしょうか。地方公務員法第28条に言う「降任、免職、休職等」の適用の中で第4項を適用し、分限免職を行おうとされています。次の雇用の場があるからいいではないかとも言われていますけれども、これはこの議案と次の第80号議案が通れば、多分なかなか本人の意になるような雇用形態の保障は、絶対私はあるとは言い切れません。

先ほど申しましたように、いろんな状況の中で本人の希望もありましょう。しかし、採用する側、雇用する側の言っている条件もあろうと思います。そこどころが全く不明確、不十分な中で、また職員に対しても十分納得させ得るような状況が説明されない中で、ただ廃止条例を出して、あとは次の項で説明させていただきますということは、私は納得できません。

いずれにしても、この間、武雄市民病院を守り育ててこられたのは、第一線の方々とその事務局の方々です。そういう意味で、この第79号議案につきましては、そういう関係団体との十分な対応方、そして職員の雇用とか身分にかかわる分が、第28条に伴う分限免職の扱いについては断固反対する立場で、反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

○9番（山口良広君）〔登壇〕

私は、第79号議案に対し賛成の立場で討論したいと思います。

私の義理の母も地元の病院で治療を受けていたわけですが、夜中に急に腹が痛いということで、どうしようかと市民病院のほうに行きまして、腸閉塞ということで大変苦勞して、看護師さん並びに皆さんのおかげで、治療し回復しております。市民病院の努力に対しては感謝しております。

しかし、私はこの市民病院の移譲ということでは、緊急医療の確保という大きな問題がかかっているわけです。私の地元の方が数日前に交通事故で、地元で軽トラックを運転してい

て、横っ腹からぶつかられて、石垣との間に挟まれて重傷でした。近くにはないということで、佐賀大学医学部のほうに運ばれたわけです。そこでも、どうしても首の骨が折れているということで大変ということで、ヘリコプターで飯塚のほうの病院に行って治療を受けたと聞きました。

そういうふうなことを聞いたときに、地元で安心できる緊急医療があったら。幸いにもこの人は助かったわけですけど、もしそういうふうな連携ができなかったときにはどうなったんだろうかということを感じるわけです。ぜひ、私は緊急医療の確保というものが、今の市内のお医者さんでは夜間医療でさえ断られるような状態の中で、我々市民の医療は守られるかという不安を持つわけです。

そういう観点で、私は地元の医師会と新しい病院が連携して、武雄ですばらしい医療ができることを期待して、賛成討論したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

第79号議案について、反対の立場で討論をさせていただきます。

救急医療ができなくなったのはだれのせいですか。医療制度、研修医制度のせいですか。それも一つはあるでしょう。その大きな原因は何ですか。まず、それが1つです。

そのことはこちらに置いといたにしても、議案の順番に私は一つ疑問があります。第79号議案は市民病院を廃止する議案であります。次に待ちます第80号議案は、和白に病院を売り渡す議案であります。

ここに1つのアパートであります。私がここに住んでいます。このアパートとの契約をやめて、そして和白というアパートに入るわけです。この契約を切るということは、ここを出ていきます。こちらのアパートとまだ契約はしていない。何ら住む条件も決めていない。もし和白というアパートが私を受け入れなかったら、私はどこに行けばいいんですか。簡単な理論です。これが違う。

そして、先ほど医師会からの緊急声明に対してのお話もありました。あえて私はこれをまた読ませていただきます。

緊 急 声 明

平成20年7月15日

私たち医師会は、今日まで、武雄市民病院を中核病院として互いに医療連携し共に補完し合って市民の生命と健康を預り地域の医療を支えてきました。

しかし、今回武雄市は地元医師会との正式な話し合いすら無視し、一方的に民間移譲を決定し、特定の民間病院に市民の病院を売却しようとしています。樋渡啓祐武雄市長は予定さ

れた移譲先の病院に『武雄市民病院の機能を引きついでもらう』と云っているが、それは公立病院の役割と機能を無視した程遠い内容である。

もし、このまま民間への譲渡が一方的に決定し押し進められるなら、これまで長年、武雄市との間で築かれてきた信頼関係は大きく崩れ、医師会の協力してきた医療保健事業のすべての分野で根本的な見直しを含め重大な決意をせざるを得ないことを強く表明する。

武雄杵島地区医師会（会長 古賀義行）

下のほうには、武雄市内の開業医の院名がすべて載っております。

このところが洞喝でありましょうか。私は今まで職員さん方の幹事会で積み上げられてきたこの話、そのことすらいつのか方向を変え、そして、医療審議会において、地域審議会においても、またいろんな会議において、すべてありきで進んでいく。また、請願として1万2,000有余の武雄市民の市民病院を残してほしいという切実な訴えも、そして医師会がこれまで対話をしてほしいというその願いも、すべて重く受けとめるとはいいながら、ずっと背中に流してしまう、この気持ちのなさ、やり方が今度のこの議案にあらわれているし、市長のすべての政治姿勢にこれがあらわれていると思います。

市民、そして武雄市の職員すべては樋渡啓祐市長のおもちゃではないということを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

26番川原議員

○26番（川原千秋君）〔登壇〕

私は本議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

これまで私は市民の皆様のいろいろな御意見を伺ってまいりました。そして、一番思ったことは、今までいろいろ議論がございましたが、今市民にとって何が一番必要なのか。武雄市のこの市民の命を守る、そのためにはどうしたが一番いいのか、これが何よりも最優先するものと、このように思っております。

市民は、これまでの市民病院であれ、またこれからの民間病院であれ、要は一日も早く救急医療を再開し、そして市民が安心して日々の生活がおくれる、このことが最重要な課題だと思うわけであります。

ある大学の教授でございますが、こういうことをおっしゃっております。病院経営は経済の合理性や継続性から考えた場合、民間が最も適している。公立では、どうしても職員のお上意識が抜けないと。自治体病院の民間移譲はまだまだ例が少ないわけですが、今後はまた多くなってくるのではないかと、こういうふうなことをおっしゃっております。

そして、ただ民間移譲すれば、それで自治体の役割が終わるわけじゃありません。移譲先が本当に充実した医療をきちんと提供しているのか、それを市としてもチェックをしていか

なければならないと、こういうふうにおっしゃっているわけでございます。私もそのとおりでと考えると、今回の移譲先の和白病院の規模から考えると、以前の市民病院よりも、もっとレベルの高い高度医療が期待できるものと考えますし、ひいてはそれが市民の利益につながるものと思います。また、市長も民間移譲しても責任を持つとおっしゃっております。

よって、私はこの議案に対し賛成するものであります。議員各位の賢明な御判断をお願いいたし、賛成討論といたします。

終わります。

○議長（杉原豊喜君）

間もなく5時になりますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第79号議案について、反対の立場で討論を申し上げたいと思います。

本日の臨時議会も、わずか1日であります。これだけ市民の命と健康、そして地域医療にとって大きな問題を、わずか1日で武雄市議会は議事日程を強行に決定をされ、そしてまた、さきの5月30日も臨時議会を開催し、市民病院問題に関して、わずか1日の臨時会であります。まさに2つとも、本当に市民にとって事が知らないうちに進んでいっている、まさに市民にとって暴挙であるという思いではないでしょうか。

そもそも今回の市民病院の廃止条例は、樋渡啓祐市長は就任以来わずか2年3カ月です。この市長が市民病院の廃止条例を提案することは、さきの質疑でも申し上げました、まさに武雄市民の地域医療を破壊するものではないでしょうか。

第1に、市民が知らないうちに市長は市民病院廃止スケジュールを腹に決め、昨年10月中旬、開業医の方に話をもちかけた事実が明らかになりました。その仕事を大田副市長とともに進めるために、開業医の方と接触し事を進めようとされていることが明らかになったのではありませんか。

先ほど前田議員も反対討論で述べられました、第2に、市民病院のこの間の問題は、その最大の原因は、市長が和白病院に売りたいと話をもちかけたことに端を発し、市民病院の現場の先生、勤務医の大量退職を招いたからではありませんか。

まして、さきの5月30日の臨時議会で、私はびっくりしました。私の反対討論の後に立たれました10番吉川議員が、まだ移譲先選考が決まってもいないときに新築移転の民間病院建設に50億円の経済効果があると賛成の討論をされました。

ここに見られるように、私はびっくりしましたと今言いましたが、まさに市長は経営形態だけを決めた後で、市民病院廃止スケジュールのこれからの肉づけをしていく手法ではありませんか。まさに市長の独断を市民とともに許すわけにはいきません。

武雄市民は、この2年3カ月の樋渡啓祐市長の政治姿勢を、賛否両論あるでしょう、でも皆さん、この間の2年3カ月の市長の政治姿勢を見てみますと、市民病院問題だけではありません。まさに今、市民の皆さんは市長の政治姿勢について紛れもなくさまざまな見解をお持ちであります。

私はこれから、この市民病院廃止条例が多数で可決されたとしても、今後市民の皆さんと力を合わせ、武雄市民病院と地域医療を守るために全力で取り組むものであります。それは何よりも、市長が昨年答申した、11月1日、市民が検討しようとし、そしてまた、その市民病院問題専門審議会の皆さんが市長に、紛れもなく大切な問題だから、専門家を入れた専門審議会を立ち上げて市民の大きなスケールのもとで審議をしようと言われたのを市長は足蹴にされました。こういう市長の政治姿勢を、多くの武雄市民5万3,000人は認めるものではないと思います。私は市民の皆さんと力を合わせ、再度申し上げたいと思いますが、武雄市民病院の復興と地域医療を守るために全力で取り組む決意を申し上げ、反対の討論とするものであります。

○議長（杉原豊喜君）

18番大渡幸雄議員

○18番（大渡幸雄君）〔登壇〕

私は、第79号議案に対しまして賛成の立場から討論をいたしたいと思っております。

先ほど述べられました23番議員に対しての意見でなく、私なりに考えた意見を述べさせていただきます。

今いろんなお話がっております。俗に言う「鶏が先か、卵が先か」と。これはどうであっても、今この武雄市民に求められているものは何かというふうに私は考えております。

さきの27番議員、また9番議員あたりも、義理のお父さん、お母さんの話もありました。実は私も1カ月前、6月4日に、これもまた私の義理の母なんですけれども、遊びに来ているときに急に腹痛を催し、時間帯が夕方の7時半ぐらいだったと思います。医療に無知な家族でございますのでどうすることもできず、頼るところは救急車というふうなことで救急車を呼びました。そこで救急隊員の方が「かかりつけはありますか」という質問をなされ、「あります。何々病院です」と答えて、救急隊員の方が電話を「山内救急ですけれども、救急搬入受け入れをお願いします」と。残念ながら即答で「先生は留守です」と、こういった事実もございまして。実際経験をいたしました。ここで市民病院が救急の受け入れをやってくれたら、こういうことはなかっただろうなというふうに自分もそこで強く感じ、結果的には明日、嬉野の医療センターを退院するようになっております。

そういうことで、山内ですから嬉野医療センターも近いんですけれども、本当に今考える武雄市民にとっての病院問題、これは救急医療の課題が緊急であるというふうに思っております。医師不足がいろいろと、また負担増がどうこうというのもありましようが、私として

は一刻も早く救急医療の再開、また午後の外来の再開、これができるところを一生懸命選考していただきました選考委員さんの御労苦にも対し厚く感謝を申し上げ、この移譲先がスムーズに決まるように、第79号議案、また第80号議案の関連も賛成の立場とするところでございます。

また、本当にこれを一生懸命考えられて——うるさいです。

○議長（杉原豊喜君）

静かにしてください。

○18番（大渡幸雄君）（続）

一生懸命、我が病院をプロポーザルされた2医療法人に対しても厚く感謝を申し上げ、皆様方の賛同を得て、無事に救急医療が再開するように本当に祈る一市民でもあり、一議員でもあるということを表明し、賛成の討論といたします。

議員各位よろしく願いをいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

まず最初に、私はこう思います。本当に武雄市民の健康と命、そしてまた子どもたちなり、あるいはお年寄りの方々の医療を守っていただいた方々はだれか。そういうことを、まず冒頭に考えてみたいと思います。それは、市民病院もその一つでございます。同時に、医師会の方々の御協力もあったと、私ははっきり思います。

ところが、先ほどの討論の中で、医師会がいかにもこの緊急声明の中で市民を恫喝したような感じを受けるという発言もありました。それは、現実の問題としてよく考えてほしいのは、例えば先般、佐賀県の医療審議会等があり、同時に県知事までが、武雄が市民病院を民間に移したからといって問題が解決するわけじゃないと。本当に地域の医師会、そしてまた佐賀大学医学部ともよくお互いが話し合った上で進んでほしいということを、知事が公式にコメントをしていることが新聞でも発表されておりました。

それはどういうことかという、現在、私たちの武雄市の医療体系の中で、市民病院だけでは果たせない分野がいっぱいあったわけです。例えば、休日急患センターにしても、私はいつか申し上げたことがありますけれども、その当時の医師会長の太田先生が、本当にあの暑い中一生懸命になって、この南部医療圏の各病院に一生懸命連絡をし、協議をしながら、休日急患センターに関係する医師が、例えば3名その日にいらっしゃるとすれば、その10倍、30名以上のお医者さんが必要なんですよ。そのために本当に努力してもらって、休日急患センター、市民病院が果たせなかった役割について、きちっとそれまで分担をしてやってもらった、そういうこと。

同時に、あの市長の発言以来、救急が休止された後、嬉野の医療センターに、もしかした

ら圧倒的に人が集まってきて大変なことになるんじゃないかと臨戦態勢を嬉野はとったわけですけれども、その間に武雄市内の病院の先生方は、お互いが診療時間を延長し、あるいはまた、できるだけ急患に応じるなど、何とかして救急体制ができるまでをフォローしていただいていた。そういう努力というものが一つも評価されないような形で、このような武雄市民病院の廃止というような、いわゆる坂道を転がって落ちていくような状態の中で民間移譲が行われたことに対して、医師会の方々のそういう信頼関係を失われたという気持ちが、このような声明になってあらわれたんじゃないかと私は思うんですよ。

だから、そういうことをきちっと踏まえた上で、この市民病院の廃止、あるいは民間移譲の問題等を真剣に考えていかないといけないと思います。単に緊急声明が出た、急患の問題、子どもたちの健診の問題、今、目の前に、もしあの感染症か何かが上がったときには民間の病院で対応できないということは、みんなはっきりされているんですよ。公立病院がなければ、悪性の風邪、あるいは感染症のいろんな事態がいつ起こるかわからん、そういう状態の中で、公立病院の果たす役割がどれだけ大きいかということをきちっと認識すれば、市民病院を廃止する条例なんて出せないと私は思うんですよ。そういうことから、まずは申し上げていきたいと思います。

幾つかの理由を申し上げたいと思います。

まず、「卵が先か、鶏が先か」なんて陳腐な議論をされる方もいらっしゃいました。卵も鶏も先なんですよ。大事なのは何かというと、救急とか救命とかいろいろおっしゃられますけれども、実際問題として、武雄で救急業務が休止された状態を考えたときに、あのころ佐賀大学医学部にしても、医師会の今の状況の中から、そのとき病院にいらした先生方のいろんな意見を総合してみると、多分、私はきょう出席の病院長だってそうおっしゃると思いますよ。本当にお医者さん方はできるだけ救急体制を組めるようにしようと、急患でも受けようという状況の中で、すべての先生方が急患を受けないとおっしゃったわけじゃないんですよ。何とかして努力してみようとされたんですよ。それは明らかなんですよ。それを、やはり最後は鶴の一声——鶴かどうかわかりませんが、市長の一声で最後は——一声と言いませんね、最後の決断をトップがしてもらったから、救急、そういう体制がなくなったということを、この間、病院長が答弁ではっきり言ったじゃないですか。はっきりおっしゃいましたよ、この間。

そういう状況の中で、本当に今、武雄市の赤字といいますか、そういうものがだんだんだんだん加速して行って、負担を今すぐしなきゃいかんような、先ほど宮本議員がいいことおっしゃいましたよ。そういう状況の中で追い込まれていく、そういう状況が今市民病院の廃止という状況の中で出てきているということを十分に認識する必要があります。それに立って、いろいろと代案を示せとか、今救急再開ができるかと。どんどんぶち壊しといて、今それじゃすぐできるか、そういう問いかけというのは僕は陳腐だと思いますよ。なぜかという

と、方法があると思うんですよ。救急だって、目の前に7人おらにゃ救急ができん、そういう解釈じゃなくて、例えば絶対に救急だけはしようとすれば、救急だけの市民病院があったっていいじゃないですか。これは考え方ですよ。

それからまた、仮に救急時間の問題にしても、診療時間の延長、今は診療時間が5時までに来なければ料金が上がるとか、そういう法の改正で、なかなかコンビニ外来的なもの、あるいはまた利用する患者の方々、市民の方々が、お互いが自分の病院ということを尊重して、本当にお医者さんらに、あるいは看護師さんらにも、もう自分たちが金払うから、患者だという感じじゃなくて本当にお互いが命を守ってくれる、そういう信頼関係と感謝の気持ちがあれば、本当に見事に立ち直った公立病院がいっぱいあるじゃないですか。そういう状況の中で、市の方針、トップの考え方が、もうそれがだめだ、すぐ民間にという、そういう貧しい発想が現在の状況を引き起こしている、私はそう思うんですよ。物の考え方ですよ、これは。私は思います。

今、救急医療の再開とか救急患者の受け入れとかというものが、目の前に本当に切羽詰まっているから、そういう表現をなさるけれども、それを再開するための努力は、それは可能かどうかわかりませんが、努力を市がやったらできたということが1つあると思うんですよ。それはトップが、例えば多久がそうじゃないですか、小城がそうですよ。やはり私たちはあくまでも公立病院でいきますということを表明したとたん、佐賀大学医学部だって、医師をまた戻して、少しでもその病院が立ち行くように、あるいは地域の方々が安心して治療に専念できるような体制を、多久の市民病院も、小城もできました。大町だって、武雄より小さい病院ですよ。それでも、もう黒字になったじゃないですか。そういう状況ができるのに、目の前に大きな、70億円かけたからいい病院だなんて、それは勘違いですよ。金かけた分だけ市民に負担があります。入院患者、治療した患者だけが負担を抱えるならまだしも、それを国民健康保険という保険全体の中に影響するわけですから、病院にかからん人にも負担はかかるんですよ。それを市民の方に言って聞かせて話をせんといかんわけですよ。やっぱり市民病院を廃止するというならば、そういうことまでみんな市民の方に公にして、はっきり話をした上で廃止という条例を出すべきじゃないですか。私はそう思います。

同時に、例えば、私は今回のこういう混乱の状況を引き起こした理由の中には、市民病院が今後どうしたらいいかということ、市民の方のために、市民のためにと市長おっしゃるならば、じゃあ市民病院をどうするかということ、市民全体に、極端に言うと住民投票をしてでも、あるいはそのための条例を、こういう廃止条例をつくるぐらいなら、わけないじゃないですか。住民投票条例をつくるとか議会で決定できなければ、議会も一緒になって、住民の一人として住民投票制度をつくる。今でもできるんですよ。今でも住民投票制度をつかって、住民投票で、じゃあ市民病院をなくして和白なら和白に譲りましょうということになれば、それは私たちも従いますよ。そういうことが、今すぐできることをせんどいて廃止す

るなんておかしいじゃないですか。そういうことを私ははっきり申し上げたいわけです。

今まで宮本議員なり、前田議員なり、それぞれの方々が発言されたことについては重複を避けます。本当に反対討論された方々の反対の気持ちを賛成している多数の多くの方々はしっかり聞いてくださいよ。

そういう意味で、私はもうこれ以上申し上げません。とにかく市民のために絶対この病院を残してほしい。それなのに、なぜ今廃止条例を出すかということが問題なんですよ。しかも、20年2月1日まではこういう状態でいくといいながら、なぜにきょう廃止しなきゃいかんのか。そういうことを私ははっきり申し上げて、この市民病院を廃止する条例については反対の意思を表明します。よろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

いや、やっぱりさすが全国雄弁会の理事さんだけあって、すばらしい弁舌ですね。聞きほれておりました。

思い出しましたけれども、先日ここに黒と白の猫を置いて、黒も白もネズミをとるのはいい猫だと言われましたね。白も黒も自由に操るその話法をつくづく聞いていたところでございますし、私、繰り返しになるので避けたいと思っておりました。しかし、宮本議員が、いや、ある限りせろということでございますので、繰り返しになろうかと思いますが、私は第79号議案、そして第80号議案も関連しますので、あわせて賛成のほうの討論をいたしたいと思えます。いいでしょうか。

これまで私は一貫して、医師不足の現状、つまり2004年から始まった新臨床制度により大学の医局に医師が集まらなくなったと。そして、医局に頼っている自治体病院はどこも医師確保が至難のわざになってきている。そういうような中で、救急医療再開問題、地域医療問題、看護師さんたちの職場確保問題をどのようにしたほうが一番いいのか。縮小せずに残すためにはどのようにしたら一番いいのかということで一生懸命考えてまいりましたし、常にそのことを市長は一般質問でも主張してきたところであります。

また、平成10年、古い議員は覚えておられると思えますけれども、平成10年の武雄市議会の中でも議論されましたように、北方町は武雄地区休日急患センターへの協力はしてきましたが、市民病院の経営参加には赤字を理由にきっぱりと断ったところであります。私はもちろん、嬉野国立病院の存続については署名もいたしましたし、一緒にやってきました。しかし、武雄市民病院で抱えるにすればこの問題は重た過ぎるということで、北方は入らなかったわけでございます。

しかし、議事録を読んでびっくりしたんですけれども、当時、武雄市議会では市民病院で救急医療をするから、そのため休日急患センターは必要ないと言われたんですね。それ

くらいならまだいいです。議事録見たらはっきりしますけど、そういうところは北方、山内に下げていっちょけど、こういう暴論が吐かれておるのも議事録にちゃんと載っております。大変残念な話であります。

今、武雄市民の間には、旧執行部と議会の責任をどう考えているのか、今まで何をしてきたのかとの憤りの声がかんたんかんたん広がっていることは皆さんも御承知のとおりと思います。救急医療早期再開の声も日に日に高まっておりますし、最近ではどうしているのかという憤りの声さえ聞こえてまいります。

先日の議会で申しましたけれども、うちのすぐ近くの人が、もちをのどに詰まらせて亡くなられました。わずか10分足らずの距離なんです。そしてまた、これは聞いた話ですけども、武雄市民病院の前を救急車がサイレンを鳴らして通り過ぎたと、そして白石まで行かれました。あと30分早ければと言われたのも現実であります。身の上話ではありません。だから、これはこれといたしましても、こういう現状は、やはり北方、山内、武雄、それぞれ温度差があるかもしれませんけれども、こういう声に対しては謙虚に考えていただきたい、そういうふうに思っております。

本題に入りますけれども、今回、九州大学大学院の信友教授外7人で、武雄市民病院移譲先選考委員会を、グループワーキングを含め9回の会議を開いてもらい、慎重に審査していただきました。それによりますと、救急医療への対応策で池友会の提案に具体性があったとして優劣が決められております。私も文化会館で2つの病院の話聞いていて、全くそのとおりだと思っておりました。終末医療については、確かに敬愛会が勝っていたと思っております。しかし、池友会は地域連携について医師会とも十分話し合うと説明されていたと思えます。病診連携——病院と診療所ですね、病病連携については、池友会のほうがむしろその必要性について十分力説されたと思っております。

しかし、なぜか新聞報道にはそれを不安視されていたようですけれども、このことには納得がいきません。地域連携のあり方にはいろいろあると思えますけれども、地域連携のあり方として高度医療、つまり3次医療も池友会が行う、こう言われました。このことによって嬉野医療センターにお願いしないと、そういう場面もあるかもわかりません。だからといって、地域連携を不安視されたとするなら私は納得がいかないわけでございますし、一緒に説明会に行った人も、地域連携は池友会のほうがむしろ勝っていたと言っておりました。また、新臨床研修医制度ができたこれからは、研修医を育てる病院を中心とした地域連携が必要となってくるのであります。

6月議会でも紹介いたしましたけれども、民間の病院です。沖縄の中頭病院は、紹介率は実に97.85%、そういう見事な地域連携をとられておりました。これからの地域連携の姿だと思います。自分のところでお医者さんをつくって、そして連携する病院に回していく、これが将来の姿だろうということで、私と谷口議員と松尾議員の3人で大変すばらしいと思っ

て見てきたところでございます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください。

○29番（黒岩幸生君）（続）

それはそれとしても、あとは一日も早い救急医療の再開と、地域住民が安心できる医療の拡充ができるように、執行部は一丸となって頑張ってもらいたいと思っております。

別の観点から主張をいたしますけれども、今日、私たちを取り巻く医療界の状況を眺めてみますと、池友会には少しの補助金もなく民設民営——民間でつくって民間で運営していくんですね、民設民営をしていただくわけですが、調べてみてわかりますけれども、多くの自治体では、民営化するにしても病院施設を無償貸与したり、さらには費用負担してまでも救急医療、小児医療、アレルギー対策などの地域医療を守るため努力されております。私もこの3月定例議会でこういう病院は紹介をいたしたところであります。

先ほど千葉県の東金市が挙がりましたが、最近の実例として、ことしの7月7日の時事通信によりますと、千葉県の銚子市長は次のように言っております。公設公営での存続はできないと判断した。今後は公設民営または民間譲渡による存続を図りたい——存続を図りたいんですね、民間譲渡で存続を図りたいと。千葉県銚子市の市長さんです。病院は9月末で一たん休止し、地域医療を守るため新しい形態の再開を目指すと言っております。

さらにもう少し前ですが、これも千葉県の話でございます。6月11日の時事通信によりますと、浦安市川市民病院、344床あるんですけども、ここの形態もやはり民設民営に切りかえると方針を決められた。民設民営、民間で自由につくって民間で運営するというんですね。7月から運営を継承する法人の選定作業を始めるとされております。

ここで特徴的なことは、病院施設が老朽化しているため、また地域医療を守るため、同じ場所に建てることを前提に、市側、つまり浦安市川、市側が建設費を負担するんです。建設費を負担までして4年後の市民病院を目指すとのことであります。

また、民設民営化する理由として、医療ニーズに柔軟に対応でき、経営責任を明確にすることができると言われております。

さらに、公募要領によりますと、建物は、今言いましたように現在地に建てかえる。建設費は97億円を上限に自由に建てていいということですね。97億円を上限に市で補助すると。土地は無償貸与するとなっております。これだけいろんなことで金も出されております。

このことをどう思われるか、ぜひともじっくり考えていただきたいと思っております。病院施設を無償貸与するばかりか、救急医療などをしてもらうため、補助金を出したり、老朽化した病院を建てかえてまで地域医療を守ろうとするこのような自治体の姿勢をどのように思われるのか、ぜひとも考えをお伺いしたいと思います。

このような考え方をもちますれば、武雄市の医療財産は本当に、看護師さんいろいろあり

ますけれども、何だったか。少なくとも私は、私だけですけれども、少なくとも私は今回の場合は市民病院移譲というよりも、池友会の企業進出、企業誘致、そういう側面も持っていると思いますし、武雄市の発展に大きく寄与してくるものと思っております。また、医療を充実させるためにも、地元医師会とも十分に地域連携できるものと確信し、賛成するものであります。

繰り返しますが、九州大学大学院の信友教授外7人で構成された武雄市民病院移譲先選考委員会は、公平公正な判断をされたと確信し、賛成するものであります。

最後に、いろいろ話題がありますので、議決の重みについて一言申し上げたいと思います。

議会制民主主義において多数決は仕方のないものだと思っております。また、決定後、少数は多数に従わなければならないことも皆さん御承知のとおりであります。こういうことはないと思いますけれども、そういうことはないと思いますが、万一、議員がいろんな指導をしたり、議員みずからが奇策を用いて決定を覆そうとするならば、それは議会制民主主義を冒瀆するものであり、議会制民主主義を破壊するものであると警告をし、賛成討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

28番富永議員

○28番（富永起雄君）〔登壇〕

私は、この第79号議案には反対するという討論をいたします。

というのは、さっきも審議のときに市長にもお話したように、早急過ぎるということなんですよね。結局、選考委員会の信友委員長ですかね、あの人の考えと私、医者じゃないから中身はあんまりわかりません。しかし、不安とですね、あんなのはよくわかります。もう二度と言うまいと思っておりましたけど、やはりコメントの中に不安があるということは素人でもわかると思いますよね、救急医療は本当に大丈夫かなと。慢性期型で10年間はどうかなと、10年間は絶対市は契約をするということになっております。長期的に見たら和白病院のほうはちょっと不安だということも書いてあります。

ということで、和白病院のほうも文化会館でこの間ありました。あと、佐賀の内田記念病院と一緒にありましたけど、そのとき私は和白病院のほうに質問いたしました。それは差額ベッドの件です。差額のベッドは確かにあると言われました。2万円もあったそうです。入り手がいないから1万2,000円にしたと。2,000円から4,000円、6,000円、8,000円、1万2,000円あると。それも、2人部屋、4人目部屋から差額ベッドを取ると。前の議会のときも、差額ベッドで約10億円ばかり利益が出る和白病院だということも聞いております。それと慢性療養型ですかね、それはやはり排除といったらおかしいですけど、遠慮してもらいたい言い方をしておられます。ということは、結局患者さんに負担がかかると思うんですよね。

そしてまた、市長のコメントには、ちょっとだけ私も前回言いましたけど、公的資金を投入すると、不採算部分には必要に応じてされると言われておりましたけど、救急とかあんなのはやっぱり不採算があるから、そこには多分下手したら、全然要らんと言んさあばってんが、やはり請求をされたら公的資金は投入をなされるんじゃないかと私は思っております。

あとは、医師会のいろんな、武雄杵島地区医師会が緊急声明を、きょう折り込みされておりましたけど、やはりこんなトラブルがあったら、和白病院に決定しましても和白病院と地元の医師会のほうがなかなかうまくいかんんじゃないかと、地域医療のために発展をしないんじゃないかと不安であります。

とにかく、10月30日に出た病院経営検討幹事会のほうでも、私は幹事を今までしておりました。職員さんは何も言んされんねということで、はっきり、やはり立派なこと、また心配しているいろんなことを言われております。私は職員さんには感謝をいたしております。

ということで、私は和白病院に決定するのは多数決の原理、黒岩議員が言われたように従います。従いますけど、救急病院の医師の先生方が来られたときから、さっきも審議の中で言いましたけど、少し時間を置いてもらいたいですよね、はっきり言って。それはやっぱり、早急に準備をするからということで言われましたけど、買収をせんで準備はまだ1年半あります。進められると思います。とにかくやってもらって、救急病院のあり方とか、医師の派遣の方法とか、あと看護師さんの雇用の問題とか、いろんなとをこの半年とか1年間ぐらい見詰めて、はっきり結論を出して、そのときに初めて、ああこれだったら廃止をしていいと言われたら、また少しは考えが違ってもわかりませんが、早急にそうやって廃止をと先にするというので、その辺について反対の皆さん方の御賛同を得たいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

25番 牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

第79号議案に賛成の立場で討論いたします。富永議員がああいう形で出てこられまして、監査委員が出てきましたので、私も……（「監査委員じゃなかよ」と呼ぶ者あり）ああ、失礼しました。

今まで、反対意見の中でいろんな意見が出ておりました。最大の原因という言葉が使われました。原因というのはいろんな原因があります。直接的原因、間接的原因。例えば、今まで出てきた中で、反対者が言われていた中で、直接的原因というのは、例えば執行部の動きということをおっしゃっております。しかし、間接的原因というのは大きくあります。私が思う一番大きなこの根本原因の一つは、例えば今、武雄市民病院は佐賀大学医学部から派遣を受けています。何で長崎大、九大から来てもらえないのか。やっぱりそういう体質もあると思うんですね。いろんなそういうふうな構造的な問題を徐々に変えていく、それが今まででき

ていなかったと。そして、今までもそういう話は議会の決算委員会でも多々出ておりました。でも、なかなか出てこない。そういう（「出とらん」と呼ぶ者あり）出ましたよ、私言いましたもん。覚えています。言いましたよ、間違いなく。

そういうことがある中で、例えばこういうのがよくありますね。「きのう誕生日やったとばってんが」て。「ああ、早う言うとかぎ何かやったとけのう」と。でも、実際は何もやらないですね、後になって聞いて。これは本当かどうかわからないですけれども、独法にしたらお医者さんを多く派遣しますとか、今後何もしなくてもお医者さんはいっぱい派遣しましたとにというのを聞きますけど、私自身は全く聞いておりませんでした。やっぱりきちんと、例えば今、派遣をいただいているところが、ローリングなしに10年間医師の増員をいたしますというのがあったら話も違っていたと思います。そういうのはございませんでした。だから、そういうふうな担保がなくて、じゃあ何しようかてしたときに、やっぱりいろんな手段を考えなきゃいけないわけですね。例えば、商売の話なんですけれども、Aという問屋さんのところからだけしか商品を生入れていない。でも、その問屋さんは小売店さんを一生懸命手伝うと。そういうときに、Bという問屋さんからとろうとしたら、Aという問屋さんは、そがんすっぎんた、うちは引き揚ぐっばんたとされても困るわけですね。いろんな構造的問題があると思います。

直接的原因、間接的原因、先ほど29番議員も言われました。私もいろんな番組——テレビ番組ですけれども、あと新聞、雑誌等見てきました。やっぱりほとんど多くの方は新臨床制度を言われておりました。新臨床制度は全く関係ないということを言われている方も多いですけれども、関係は非常に多いと思います。ほとんどの番組が言われています。やっぱり私もそういうことで心配なんです。

あと、例えばもう1つ、この前プロポーザルがあって、2つの病院さんが呼ばれました。やっぱり心配するのは、例えばゆめタウンとか大型店が出てきたら地元の商店街が疲弊するんじゃないかということがよく聞かれております。しかし、医療ではあんまりそういうのはあっちゃならんことですね。佐賀記念病院さんの話も聞きましたけれども、ああ、これはすごいなと、何でもしますよと。時間も延長しております、差額ベッドもありません。こうなのが反対に、私は聞いたときに、地元の医療をされている方に直接影響を与えるんじゃないかというふうな心配をしました。

先ほど3次医療の話が出ました。2.5次医療。聞いた話ですけれども、今まで武雄市民病院に運ばれている方の数%はやっぱり2.5次、3次が必要な方だったと聞いております。年間700人のうちの3%としても、三七、二十一人はそういう3次医療が必要な方。ひよっとしたらもっと多いかもしれません。そういう3次医療とかをやる、2次医療をやるところが近くにあれば全然違うと思います。やっぱりそれが市民の安心・安全につながっていくのではないかと思っております。

そして、医療は財政を用いるべきではないということなんですけれども、それはいろんな考え方があります。私自身は財政もやっぱり考えなきゃいけない。例えば、8年前——10年前でいいです。10年前に国立療養所が市民病院に移るときに、そのときの財政状況、今の財政状況、例えば今の財政状況だと福祉にかかる経費は倍々になっております。交付税は減っております。市長もおっしゃられたように、市民病院としてやっていただきたいのはやまやまなんですけれども、そういうのもやっぱり考慮はしなきゃいけない。それは当たり前のことだと思っております。これは大切かけん、そがんと関係あもんかじゃなくて、やっぱり我々議員議員はそういうのも加味していかなくちゃいけない。何か減れば何かふえる。何か減るといいうのも必ずあることであります。

我々自身、市民病院になってから、決算委員会等々を通じていろんな意見を言わせていただってきました。今言いましたように、直接的原因、間接的原因というのが重なり合って、今度の民間移譲に行ったと思っております。先ほど身内の話が出ましたけれども、身内があと30分早かったらと、万一のことがあったらと、やっぱり武雄市内に、武雄に一番アクセスがいいところ、どこかわかりませんが、そういうのがあったときに、市民にとってはやっぱり安心な生活が送られると思います。

第79号議案、賛成の意見で討論させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございませんので、起立により採決を行います。

第79号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第79号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 17時43分 |
| 再 | 開 | 17時56分 |

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第5. 第80号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲についてを議題といたします。

提出者から補足説明があればその説明を求めます。

〔13番「議事進行」〕

13番前田議員

○13番（前田法弘君）

その説明に入る前にであります、この第80号議案の病院移譲についてでありますけれども、これを、もう今議案配付されている分には、池友会というふうに相手方が明記されております。この議案について審議をするには池友会の何ら知識も持ちません、資料も持ちません。その資料の要求を、議長よろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 17時57分 |
| 再 | 開 | 18時29分 |

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど13番議員の議事進行につきまして、執行部のほうに資料の提出を求めました。先ほどいただきましたので、それを皆さんに配付させていただきたいと思っております。

なお、議案審議に入ってから資料提出のお願いをされてもなかなか時間的にもロスがございますので、なるべく事前に、1週間前には告示をしておりますので、そういった中での資料提出のお願いをしていただきたいと思います。必要な場合はお願いしたいと思います。

〔資料配付〕

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

第80号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲についての補足説明を申し上げます。

本議案は、武雄市立武雄市民病院を移譲するため、その相手先及び移譲の時期を定める議案でございます。移譲先は医療法人財団池友会、移譲の時期は平成22年2月1日といたしております。

移譲先の選定に当たっては、武雄市民病院移譲先選考委員会による計5回の審議が行われ、優先交渉権者が選定されたところであります。なお、審議の内容を充実させるため、医療に関する事項及び経営に関する事項を集中的に審議するワーキンググループによる検討も行われ、詳細に審議、検討が行われたところでございます。

選考委員会の答申においては、両法人とも武雄市民病院を引き継ぐにふさわしい法人であるとされましたが、医師等の確保や救急医療への対応を高く評価された医療法人財団池友会を優先交渉権者として決定されました。これを受け、医療法人財団池友会を武雄市民病院を移譲する法人とするため、本議案を提出いたしております。

今後は、引き受け法人と譲渡に関する具体的な協議を諮っていくこととしており、市民に信頼される病院が開設できるよう相互に協力し合うこととしております。

以上で第80号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう

お願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第80号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

移譲先が決定して、その議案が第80号で出たわけですが、この移譲先選考委員会の概要の中で、私びっくりしたんですけれども、第4回の選考委員会の概要の中で委員長がこういうことを言われております。これについて市長の見解をお聞きしたいと思います。

「医師会は地域を守るという発想が弱かった。競争相手が来るから嫌だと言う。何で医師会として引き受けなかったのか。福岡県は全部医師会が手を挙げましたよ。」、こういう話をされております。私はここに、結局、佐賀県武雄市の市民のこれからの医療をどういう方向で担うか問われているときに、市長は、さきの79号廃止議案で廃止の条例を可決されましたけれども、その裏にこういう選考委員会の中で、もう紛れもなく私も佐賀県武雄市の住人してみたら、結局、私たちの将来の方向性を県外である福岡県にお住まいの信友委員長が、まさに佐賀県や私たちをこういう言葉で表現されていることに対して、本当に不信感を私は抱くわけであります。「福岡県は全部医師会が手を挙げましたよ」と言われております。ここにあるように、これまでの武雄市民病院を運営した歴史と、何の知識もないまま選考委員会が進められたと。そしておまけに、先ほどの79号議案で選考委員の名簿も公表されません。応分の期間と言われました。相当の期間でしたか。じゃ、相当の期間とは何でしょうか。いつそれを発表するということでしょうか、答弁を求めたいと思います。

そこで、結局、その話し合いがないわけですよ。地元の関係者、まして先ほど私、反対討論で言いました。昨年12月20日に市長が諮問した市民病院専門審議会が答申しましたように、本当に市民が議論しようということを足げにされたと言いましたが、結局、話し合いがない。だから、こういう私たちの未来のことを福岡県人である委員長が進めるのは本当おかしいと、もうまさに言えるんじゃないでしょうか。私は、これは前の議案審議の中でも宮本議員が言われていましたよね。本当に福岡県の方が現場のことがよくわからない、市民の感情もわからないのに、こういう話をされていると。これについて市長の見解を求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私から答弁をいたします。

信友委員長に関しては、識見、今までの経験、私は委員長に足る人材だったといったことで、私は深く感謝をしております。福岡県だからといって地元のことがわからないであるとか、それは私は信友先生、委員長に対してちょっと失礼な言い方ではないかなというふうに

思う次第でございます。そして、何の知識もないままにということをおっしゃっておりますけれども、委員長は確かに福岡県にお住まいの方、九州大学に所属される方でありましてけれども、それを補完するものとして地元の方々も入っておられ、そこで委員会として5回の委員会、そして4回のワーキング会合も開かれております。そういった意味では、私は信友委員長の識見のもとリーダーシップを発揮していただいて、委員会が十分に議論していただいた、その一つのあらわれは、私、答申をいただくときに信友委員長から本当にいい委員さんを選んでいただきましたと、そして十分に議論ができて、委員会として気持ちよく優先権者と次点者を選ぶことができましたという感謝の言葉もございました。そういった意味からして、私は信友先生が、医師会のことをるる言われておりますけれども、これは信友さんの委員長としての個人的な見解でありますので、私がこのことに関してコメントをする立場ではございません。

それともう1つ、応分の間はいつくらいかというふうにありますけれども、私といたしましては、この件に関しては、これは信友先生がおっしゃっていることでもありますので、私としては信友委員長と話し、そして、選考委員会の了解をとっていただいて、可能な限り早く氏名も公表させていただきたいというふうに思っておりますので、最後にしますけれども、まず応分の間、当分の間と話された信友委員長と話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

6月2日に移譲先検討委員会の設置要綱がされておりますが、移譲先が決定したらこれは解散、いわゆる終わりのわけですけど、その要綱に照らしてどうなんですか。相当の期間を委員長にゆだねていると今答弁されましたけれども、この設置要綱との整合性は全然ないんじゃないですか、それについて。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

江原議員の指摘は非常に重要なものであるというふうに認識をしております。その上で、私の見解は先ほどきちんと申し上げればよかったんですけども、申し上げましたのは、信友委員長、そして各委員、これは各委員の氏名に関しては個人情報になります。したがって、これは選考委員会は確かに選考委員会終了後、解職をすると、職を失うということになっておりますけれども、委員をしたという事実、そして個人情報に属するという事は委員会を経た後もそれは何ら変更がございませんので、そういった意味から私は重ねて申し上げます

けれども、まず委員長と話をさせていただいて、各委員の了解をとって、その上で公表を求めてまいりたいと、かように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

何点かありますが、まず最初に、今の市長答弁についてですけれども、選考委員会は選定の優先順位を決めたら解散するとなるということは、私は同感です。解散した後、委員長というのは存在するんですか。何かね、それは選考委員長とするとき、いらっしゃるときに、そういう約束をしてあるというのは、それはわからんじゃないですけども、どこにそれじゃ、委員長ではない人に聞くわけですか。そして、開示します、いつから発表しますと。

それからもう1つは、問題として出てくるのは、武雄市民病院の民間への売却問題というのは市にとって随分大きな重要な政策的課題ではあるわけですよ。だから、健康とか医療にとっても死活的に重要な問題だからということで、市民の選考委員会で第8条で示されていることは、武雄市が不開示の根拠にしている武雄市情報公開条例の8条そのものは公文書の開示について規定しているだけであって、選考委員の名前及び会議の内容を不開示にするということは何もしていないわけですよ。ですから、それをずっと拡大解釈して何でも、闇の中とは言いませんけれども、情報を公開しないというのは、これは少し市民に対して失礼なことじゃないかという気がします。しかも議会はそういうものを総合的に踏まえて、少なくとも議会の見識と良識でその判断をしなきゃいかんわけですよ。特に今のような議案は、そういう立場においてやらにゃいかんのに、そういうのを不開示にする理由というのはないような気がするんですけどね。本当に的確な判断ができない、それを阻害する要因になっているわけですけども、市長はその点についてはもう専門家だから十分御存じだと思いますけれども、何で武雄市の条例の、いわゆるそういう公開条例というものが基本にあるわけですから、しかも憲法の知る権利というのがあるわけですよ。そういう点からすると、名前も開示できないなんていうのは、それはちょっと理解できないと私は思います。

それからもう1つは、選考委員長さんの見識について、私はちょっと前の質疑者と考えを異にしますが、例えば、じゃ、和白病院については将来的には不安が残ると、現在のとりあえず救急体制については、それは確かに評価はよかったけれども、後のことについては市民の後の財政負担まで係るじゃないかということを指摘してあるというのは、立派な見識を持った選考委員長だと私は思いますよ。しかし、もう1つ条件としてあるのは、そういったようなことをおっしゃいながら、一方では、佐賀県内で何で地元の医師会が手を挙げんだったかということ福岡県の人は思っているとおっしゃっているから、恐らく前の質疑者もそういうことに対してちょっとお感じになったことがあったんじゃないかと思いますが、しかし、実際問題として、135床以上の経験がなければだめだという、いわゆるライ

ンを引いてハードルをある程度高くしておるわけですよ。武雄で135床以上あるのは園田病院だけですよね。精神科の特別の施設ですから。そういう施設だけで、そこが手を挙げて市民病院をやるということは考えられないわけですから、そういう意味からすると、私はハードルを高くしておいて何で武雄の人が、あるいは地元の医師会が手を挙げんだったかというような言い方をするのは、実際実情を知らん人の言うことですよ。だから、いわゆる改善する委員長さんが見識がなかったとは言いませんよ、事情については、はっきりそこらについては明確にする必要があるんじゃないかと。だから、そういう点についてのお尋ねをするわけですよ。

だから、私はまず、要するに何でそういうふうな氏名等の開示ができんのかと。そしてまた、それが圧力がかかるとか、そういう見識のない選考委員さんじゃなかったらと私は思うんですよ。よし、武雄市からそういう委嘱を受けたならば、本当に胸を張って選考しようと、そういう見識のある人たちが何でそういう何か圧力とかで抑えられるかですね、それが不思議でたまらんわけですけど、それは私の考えですけれども、そういうことで、もう選考委員会は解散しているわけですよ。決定しているわけだから。今、選考委員さんが決めたことを覆すわけじゃないわけですから、そういうことについては市民の前で明らかにすべきじゃないかということで強く開示を求めます。その点が1つです。

もう1つ、次は、3回しかありませんのでお尋ねをしておきますが、基本的なことですけども、例えば、先ほどの討論は、これは議案が違いましたけれども、例えば、今12名の医師団から5名に減ったときの状況の中で、私の記憶違いかわかりませんが、消化器外科が院長を含めて4名が3名になったということですかね。

それからもう1つは、これに関連して、じゃ、和白病院が引き受けたときに私が言うような体制ができるかどうかを聞きたいから申し上げているわけですけど、そして、整形外科が1名がゼロになった。消化器内科2名が1名になった。代謝・内分泌科が1名がゼロになったと。そして、呼吸器内科2名がゼロになった。放射線科が1名がゼロになった。そういう形の中で12名が5名に減った。そういうことで結局、救急体制がとれなくなって、いわゆる和白病院にそういうふうな医療担当が変わってもらうような形の議案がここに出てきたというふうな感じで私は受けとめたわけですけども、その間の経過はどうか。

それから、看護師さんについても私の調査では12名から5名になった段階の中で、要するに、実際実働は78名ですね。その時点では産休が4名と。そして、1人は外来のパート1名、これくらいのことは私たちも通常の状況の中で調査ができるわけですよ。ですけども、じゃ、実際にそれをどういうふうな対応をとって市民の病院としての形式を整えていくかという問題になると、それはやっぱり担当の部局がはっきりされて、それを完全にカバーする状況で和白病院がするとすれば、和白病院の委託の問題がそこに存在感というか、理由がいつてくるわけですけど、その点についても説明をしていただきたい、そういう気がいたします。

まずはその点お尋ねをいたします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

大きく6点だったと思います。前半の4点については私からお答えをし、医療関係については病院関係の担当からお答えをしていただきます。

まず、委員長が解職されて、あるいは委員会がなくなった後にこういったことを言っても意味がないのではないかというお尋ねだったと理解をしておりますけれども、個人情報というのは、それは委員会が、あるいは委員が解職をされてもそれは残るものであります。あくまでも氏名というのは個人情報保護法で言うところの守らなきゃならない4項目の中の一つでもありますし、私どもとしてはこれは大切な個人情報とっておりますので、これは委員会がなくなった後、あるいは委員長がその権限を失った後でも、それは個人として個人情報を有する個人に何うといったこと、それが了解がとれば、それはきちんと出さなきゃいけない。

そこで、あえて申し上げたいのは、本来ならば、ぎりぎり言うと、谷口議員の言うとおりで、法制的にいても。しかし、原則公開ということは私自身も政治姿勢でも思っておりますし、それは求められているということでも深く理解をしておりますので、あえて委員会ののりを超えた上で、私は個人情報を守らなければいけない、そして、それを開示しなければいけないといったことから、私はぎりぎりの話をさせていただいているところでございます。ぜひ御理解をいただければありがたいと思っております。

それと、選考委員長が将来的には不安が残るというコメントについては、これは会見の場でおっしゃったというふうに理解をしておりますけれども、あくまでも選考委員会が最終的に意見の一致を見たところでの、これは信友委員長もおっしゃっていると思います。委員会として池友会、そして第2優先権者として敬愛会を出しているといったことでありますので、これは委員長がコメントとして残されたものについては、それは委員長のコメントは重視しなきゃいけないというふうに思っておりますけれども、合議体の委員会として決めたこと、それが委員長が右代表しておっしゃっているということ、それはすなわち、2つの順位をつけていただいたというふうに私は理解をしております。

135床のハードルが高いといったことについては、これはたしか谷口議員だったと思っておりますけれども、御質問の中でそのとおりだとやっぱり思いました。したがって、私は答弁の中で、ちょっとこれは私が言い過ぎたかもしれません。公募要領の中には確かに135床ということは書いておりましたけれども、私はあえて答弁の中で、医師会の皆さんたちが連合体、あるいは連合法人として、医師法等に定められていることをクリアできれば、それはぜひ参画をしてほしいといったことは、この答弁の中でも真摯に私は答弁したところでありますの

で、ぜひそれも御理解いただきたいというふうに思っております。あと病院の内容ですので、担当より答えさせていただきます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

議案第79号でもお答えしましたけれども、昨年の12名から現在の5名になった段階での減った部分については、もう一回繰り返しますけれども、内科で1名、それから呼吸器科が2名、代謝・内分泌科が1名、脳外科が1名、外科が1名、整形が1名——申しわけございません。脳外科は昨年1名で、ことしの4月に2名になって、また1名に戻ったという関係で、放射線科が1名ということであります。こういう形で今5名体制になっていると。

ただ、今度派遣していただく医師がどの科とどの科というのはまだ何も協議はしておりません。これはきょう認めていただいた後、早急に向こうのほうに申し入れて、どういう科の先生が来るのかということについて協議をしたいというふうに考えているところです。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

最後に答弁いただいた分から再質疑いたしますけれども、派遣医師がどの医療の分野を請け負ってもらうかについてはわかっていないということですね。ですけど、ちょっと私はこの論議の中で聞いたのは、今度新しく先生が2人お見えになる、その方のための部屋を特別に用意せんといかんから、病院を造作した——造作っておかしいですね、した業者までが委員長のところに来てからそういう話をしたという話、それらしいことを聞いたんです。それは間違いなら確認してくださいよ。だから、その2人しかるべき人が見えるから2部屋を用意せんといかんと。しかるべき人なら、何科の先生ぐらいわかるはずですもんね。と思いますけれども、私の情報がもし間違っていれば、これは大変失礼ですからおわびしますけれども、そういうふうな状況が入って、実際部屋のどこどこをということは、場所の物色までされたということを私なりに聞いたんですが、そういうことがあったのかどうか。

だから、私が言いたいのは、何で部屋を用意したかを言うんじゃないですよ。していいんですよ。ですけども、しかるべき人というなら、何科のお医者さんぐらいわかるだろうということで聞いているわけですから、その点はひとつわかってください。

次に、移譲先が和白ということになったときに問題として出る点で幾つかお聞きしたいことがあるんですよ。これは議案審議に関係ありますから。市民病院は今135床ですね。和白病院というのは、今までのいわゆる病院の営業案内とかいろんなデータから見ますと、現実的には大体広い範囲から患者さんを集めて、この間のプロポーザルですか、プレゼンテーシ

ョンでも話があっただけのように、いわゆる医療圏そのものを、実は武雄の南部医療圏だけじゃなくて、何と申しますかね、北部もそうですけれども、長崎県の医療圏まで範囲にして、いわゆる狭い人口の中じゃなくて、もっと広い患者さんの要求があるようなポジションで考えていって十分成り立つんだという話をこの間されてきました。そういうことになる、南部医療圏だけじゃなくて、佐賀県全体の医療圏の混乱、あるいはまた長崎県を巻き込んだ、そういうふうな問題にまでなりかねないと思いますが、それくらい規模の大きい病院だということなんでしょうか。それとも、いわゆる採算の面で、例えば、地域の病院そのものが影響を受けるような、そういったような形のモンスター的病院じゃなからうかという気がして、私が言うのはモンスターが悪いというわけじゃないですよ。そういうふうな感覚を私は持たざるを得なかったわけですよ。

そういう場合、例えば、救急とかそういうのを体制とする病院であれば、大体通常は急性期とかそういう状況ですと、一、二週間程度、10日から2週間ぐらいで退院していきますね。そうすると、實際上、武雄市民病院で活用できるベッド数、これは院長が一番御存じですけども、実際に135床であっても、現実には周辺からそういう人たちを集めてくるとすれば、患者さんですよ、集めて表現が適切じゃないわかりませんが、実際上は二、三十床、30床から50床までぐらいの範囲しか武雄の市民が入れる病床がないような感じを私は受けるんですよ。それは院長がどう考えられるかですね。そういうふうな状況の中で、多久とか鹿島とか有田とかそういうところの患者さんの問題もあります。そうすると、武雄市民のためのベッドが、南部医療圏では制約されているわけですから、ベッドは。そうなったときに、少なくとも100床かそこらは武雄の病床が消えていって、武雄のお年寄りが入る場所もなくなるというような状況の形ができはせんかと思いますが、その点については院長はどうお考えか、これは答弁を院長してください。

もう1つ、次に、35床の内容をちょっと考えてみますと、今まで嬉野に入院しておった患者さんといいますか、そういう方々のいわゆる何と申しますかね、重症の患者さんがやっぱり、それはもう院長さんがいつもおっしゃっているとおりですよ。そういう状況だから、実際上、市民病院に入院をしておった軽度、あるいは中程度の患者さんはどこにいくんでしょうかね。その行き場所の問題もあるんじゃないかということをおもな心配をしているわけですよ。その点についてどういうふうにお考えになるかですね。いわゆる医療の専門家として、これは和白病院に決めるときに非常に重要な問題ですから、その点をお尋ねしておきます。

その次に、和白の経営戦略というのですか、この間おっしゃったように、いわゆる慢性期とかそういうところの患者さんはやはり採算上問題ある人は受けんというような感じを受けたんです、このプロポーザルというか、プレゼンテーションの中で。そうなったとき、やはりどうしても地域の問題に関係して、そういうふうな経営と採算だけを重視するような状況になりますと、先ほど前議案で富永議員の質問にもありましたように、例えば、個室と言わん

でも、差額ベッドの問題とか、そういう問題が全部出てきたとき、50億円とか70億円とかという病院の投資を回収するためには、当然やはり市民の健康保険料だって、あるいは病院に入院した人とか、かかった人は当然ある程度かけてもやむを得んと思ってかかるでしょうけれども、かかったらん人まで全体的にそういう医療費がかさ上げされてきたとき影響が出てくるのはこの地域じゃないかと、そういう気がするわけですが、その点についての心配がないかどうか、その点をお答えいただきたいと思います。

そういうふうな形の中で、今度市民病院に派遣される医者が、さっき問題がありましたように、年齢が60だろうが70だろうが、それは本当に市長がおっしゃったように、医療の技術とか能力とか、あるいは健康上の問題とか、意欲の問題で、年齢のことは言いませんよ、私も77ですからね、余り年齢のことは言えませんが、それでもなお意欲的なものは年齢は関係ないと思いますよ。ですけれども、そういうふうな状況で、問題は救急医療という現場を、本当に大変だと思いますよね、そういう状況は本当に院長が自分でもう本当に夜中も24時間体制で頑張っって自分の年齢でやられるかどうかを考えたとき、果たしてこの問題がすぐ武雄市の救急体制の役に立つかどうかということを、多分院長自身も心配されると思うんですよ。そういう点についてはどうお考えかですね。

あとまだ6点ぐらいありますから、その次に質問をしたいと思います。その点、回答をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

私からは部屋の関係でお答えしておきます。

富永議員のほうにお答えしたとおりで、これは私の指示で事務方に見積もりをとらせたものでありまして、何ら向こうからとか、院長からというのはございません。当然、どういう医師が来られてというのを想定したわけではなくて、どういう医師が来られても、仮に個室を与えるのであれば早急に整備をしなければならんということになりますので、そういう意味で、どれぐらいの予算がかかってどうなのかということは当然前もって知っておく必要があるだろうという判断のもとにやったわけでございますので、今、谷口議員がどなたから聞かれたのかはわかりませんが、谷口議員が今質疑されたのはちょっと誤解かなというふうに思っているところです。

以上です。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

今度来る池友会の病院の方針として、医療圏が広くて、うちの病院が135床しかないのに

武雄の患者さんが困るのではないかというお話ですが、私自身は全く池友会の先生方と接触がないのでわかりませんが、病病連携、病診連携というのを強力に訴えておられますし、私としてはそれを引き継ぎの段階でお願いして、まずは、過去の例を言いますと、うちの病院は平均在院患者が155床の時点で大体110床ぐらいの状況で、常に一般135、結核20のうち、結核が大体5名から6名ですから、一般の病床は10床から15床はいつも空床という状態でありますので、それが埋まればかえって経営としてはうまくいくんですけども、アメニティーの関係でなかなか埋まらなかったという状況があります。

そして、我々のところでは旧武雄市内からの患者さんが大体70%以上、現在の新しい武雄市から見れば、大体もう85%がその領域からの方々が来ておられます。私の私見ですけども、幾ら広いところからと言われましても、そういう方々が中心になっていただけないかと期待しておりますし、それ以上の患者さんが来ていただければ、病診連携という形でしていただくように僕自身としては頼んでいこうと思います。

以上です。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

谷口議員の質疑は、広域化したら市民が制約されるのではないかというのが最後の質疑でした。樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

私、質疑の意味が余り理解できません。広域化すれば武雄の市民が入れないのではないかというか、広域化でどういうふうにして患者さんを集めてこられるかというか、来ていただく方は大体すべて受け入れるというのが状況ですし、地域の先生方との連携を深めていけばそういうことは生じないと信じております。私自身は、池友会の先生方と全く接触しておりませんので、それはもう私自身としては現在までの状況をるる説明して、やはり市民病院ということを表に出して大事にさせていただくように頼むつもりではございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

ちょっと質疑の回数で、ちょっと問題が多過ぎますので、あとほかの方に質疑していただくことを期待して、ただ、今のアメニティーの関係で、受け入れ状況については余り心配していないとおっしゃったように私は聞いたんですけども、どの立場でのアメニティーの問題ですか。これは関係の考え方がいっぱいあるですよ。そういう点を、病診連携とおっしゃいますけど、今の状況の中で、例えば、けさの新聞各紙の報道を見ましても、武雄杵島地区医師会は本当に今までの信頼関係がきちんと構築されない限り、やっぱり重要な決意をしているとおっしゃっているわけですよ。しかし、今まで、先ほど申しましたように、実

際に武雄市の、いわゆる医療を守ってきたのは、もちろん市民病院も一生懸命やってもらいましたよ。ですけれども、医師会の協力とか連携があって初めてうまくいっておったわけですよ。ところが、今度の和白病院といわゆる武雄杵島地区医師会、佐賀県の医師会との連携が、あなたがお考えになるように、本当に病診連携とか病病連携とか、そういうふうな連携の体制がとれるようになるためには非常に大きな問題があるような気がします。それは結局、問題は武雄市の持つ体質にもあるわけですよ。要するに、本当に医師会と連携をとって市民の医療を守るという立場であれば、基本的に和白病院が決まってから話し合いを第三者にするという発想そのものが間違っていると思いますよ。そういうふうな新しい武雄市民病院のイメージを構築するために必要なものは何かというと、そういったような、いわば医師会との話し合い、協議、それからいろんな意見交換というものが実際に前段であって、こういう形になっていけば、医師会同士だって今まで協力はそれだけしてもらっているわけですから、当然あなたがおっしゃるような、いわゆる病診連携とか病病連携とかということは、当然今までのようにやってもらえると思うんですけれども、現実問題として、今の市民病院の置かれている立場と、それから、新しく民間に移譲するという状況の中で、果たしてそういうのが期待できるかどうかという問題を非常に心配しているわけですよ。それについての考え方も承っておきたいと思います。これは市長にもお尋ねしておきたいと思います。

それから、実際に平均135床の中で、110床程度はそうだとおっしゃいますけれども、そこらの想定の仕事とか、いわゆる病院の患者さんの現在の受け入れ状況から考えてみて、果たしてそれがあなたのおっしゃるような状況なのかどうか、もう一遍精査をしてほしい。その上で回答してほしいという気がします。私はそういう気がいたしてなりません。

そして、受け入れの状況とか、そういうことで院長は今まで和白とは何ら接触がなかったからよくわからんとおっしゃいますけど、それは電話の接触はあっているわけですからね。次に院長におなりになっておられる方ですから、電話の接触はあっているでしょう。

もう1つは、佐賀医大とか、あるいは地域の嬉野とか西有田の病院とかに連絡をされたけれども、医者がたまたまいなかったということで、和白病院のお医者さんと呼んで手術をしたという事例がもう既に出てきているわけですよ。それは命を助けてもらったんですから、和白の先生に対して失礼なことは言いませんけれども、そういうふうな体質がいろいろ問題が今後出てくるんじゃないかという気がするものですから、あえてお尋ねをしているわけです。その点についてお答えをいただきたい。

それからもう1つは、先ほどの問題ですけれども、本当に武雄市が開かれた状況であるとすれば、確かにいわゆる先ほど選考委員長さんの信友先生は非常に見識ある立派なお方だと思いますから、私はむしろ積極的に、本当は今議会があっていると、こういうことで、せめて選考の経過と名前ぐらいはやっぱり市民の方にわかってほしいと、議会にだけでもわかってほしいということで、市長が休憩時間に電話していらっしゃるぐらいの、そういう気持ち

はなかったかどうかですね、私はどうしても気になってしょうがないわけですよ。そういう点について再度、重ねてお尋ねをしておきます。

○議長（杉原豊喜君）

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

先ほどアメニティーということを行いましたけど、うちの病院の場合、国立療養所武雄病院の改装によっていろんな病室をしております。それで、6床室という部屋結構ありまして、そこは1人当たりの患者さんの占める平米数が非常に狭いので、患者さんにとっては、特に6人部屋の真ん中に入院された方に結構不満が多いという、そういう広さの問題でございます。それがアメニティーという意味です。

それと、今まで私はもうこの2000年の2月1日から、地域の先生方との協力なしにはうちの病院はないということで、この小さい病院であるにもかかわらず、紹介患者数が大体30%を常に超えてきたという状況を非常に私としては地域の先生方に感謝するとともに、誇りに思ってきた次第です。今後もしできればそういう形になるように、新しいところにもお願いしてやっていけるようにしなくちゃならないと、そういうふう感じております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

病診連携のお話が出ました。これは本当に必要なことだというふうに思っております。地域の医療パスも含めて、その病診連携については、私の考えについては、三者協議会をぜひ立ち上げていきたいというのは再三申し上げております。これは医師会の皆さん、そして今度池友会、そして私どもで三者の協議会をつくった上で、その中で具体的な病診連携を含む方策についてもきちんと議論していきたい。その中で、これは選考委員会からも出ておりますけれども、市民タウンミーティングであるとか、あるいはもう直接その場でお話をいただくとか、あるいは公開のシンポジウムであるとか、さまざまな意見をお聞かせ願う場合は私自身はつくりたいというふうに思っております。その上で、私はその中で個別具体的にきちんと話をしていかなければいけないと思っておりますし、話をお聞きしたいというふうには思っております。とりもなおさず、医師会の皆様の御協力なくしては、一番だれが損をするか、だれにマイナス面を強いるか、これは市民であります。医師会の皆さん、そして、分野はたがえども、我々は市民の医療を守る立場、これは何ら変わりはありません。そういった意味で、我々は本当に医師会の皆さんたちにまた協力を求めていきたいと、このように考えております。

そして、電話でもしなかったかといったことについては、これは電話でできるような話で

はございません。選考委員会がもうそういうふうに重い決断をしてあるわけです。それを軽々しく電話でどうこうということは私は少なくともできない。私は、私でなければ執行権を有する副市長でもきちんと行って、こういったことで議会で重く受けとめて、そして私ももこういうふうに思っていますといったことを各委員に、委員長も委員の一人でございます。もう委員長という職はありません。個人情報をも有する信友さん以外の方々にもきちんと私は直接会って話をすべき、個人情報の問題というのはそれぐらい私は重いというふうに理解をしております。

したがいまして、再三申し上げますとおり、議会終了後、信友さんは名前が出ておりますけれども、信友さん初め委員の皆さんのところに向いて、了解をとって個人情報の問題をクリアした上で氏名は公表していきたいと、かように考えております。

〔30番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

3回の回数は終わっていますので、私があえて申し上げるのは、今市長に申し上げた件で、発言について誤解してあるとは思いませんけれども、電話をかけてでもすぐでも対応してほしいということを行ったのは、電話先で話して了解をとれという意味じゃないんですよ。それくらい審議をするのに必要な資料が欲しいと、そのためにいわゆる選考委員長さんのそういうふうな考え方と選考委員さんの了解が必要だとすれば、手をすぐ打ってほしいということをお願いしたわけですから、そこらについては議長、そこらのお取り計らいだけをお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員の議事進行については、電話でもするぐらいの気構えで、急いでとにかくそういう対応をしてくれということですね。それは執行部のほうに申し入れをさせていただきたいと思います。

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

80号議案に対して質疑を進めていきたいと思っております。

先ほど随分時間をかけて武雄市民病院に対する池友会の和白病院のプロポーザルの資料が届きました。そこで、そこからまず質疑していきたいんですけども、平成21年春というのは来年の春ですね、来年の春、新武雄病院（仮称）、看護専門学校、職員寮、着工予定。平成22年2月、経営権の移譲。22年の春、同時に新武雄病院のオープン予定と。もう来年の春に着工するというわけですね。それで、選考委員会の委員長の会見の中で、池友会和白病院の言う施設完結型というのが中身は何なのか。

もう1つは、佐賀記念病院の敬愛会が地域完結型と。施設完結型と地域完結型で、長期的に見れば武雄の保健福祉医療の中では敬愛会のほうがいいんだと。短期的にはマンパワーで池友会のほうに重きを置いて判断したというのを先ほど79号議案のところでも指摘をしましたね。その施設完結型と地域完結型の違い、そこを答弁いただきたいと思います。

もう1つは、移譲後の体制について、このプロポーザルでは市の行う保健福祉施策については全面的に協力しますと。これは中身がよくわかりませんが、移譲の条件の、何番目でしたかね、移譲の条件の8、市の保健医療福祉施策への協力を積極的に行うこと、はい、そうしましょうという内容でしょう。中身が見えてきません。

では、武雄市が行政の課題として住民健診とかいろんなことをやっていますけれども、そういう保健医療福祉施策へ協力を積極的に行う、このことと、和白病院が言う市の行う保健福祉施策については全面的に協力しますと。しませんとは言えませんからね。そこはどういうふうになっているのか答弁してください。

もう1つは、さっき委員長の答弁の中で、医療の広域化の問題を言われましたね。考えていないということですね。しかし、このプロポーザルのパンフレットを見ますと、8階建て、1万7,000平米、5,200坪、ヘリコプターが飛んでいますので、これはヘリポートもつけるということでしょう。完成予想図というのがありますね。このプロポーザルではなくて、プレゼンテーションの中で、いわゆる医療圏の中に離島も入っていたという話を聞きました。南部医療圏の範囲じゃないですね。南部医療圏の範囲だったら何もヘリポートつくる必要ないでしょう。かえって時間がかかるかもしれませんね。そうすると、和白病院が考えているのは、県が目指す南部医療圏じゃなくて、もっと広域な、離島まで視野に入れた、そういう計画を、完成予想図を見ますと、御丁寧に国道34号線に近いアクセスのよい場所を予定している、そこまで情報を収集されとったんでしょうね。そこら辺では院長が言う南部医療圏の中での和白病院の位置づけと、和白病院自身が考えている医療の広域化、一部高度医療も導入するというんでしょう。

そうしますと、佐賀県の第5次保健医療計画の救急医療の再編ネットワークでありますよね。佐賀県の場合、第3次医療は佐賀県立好生館と佐賀大学附属病院と、あと久留米の聖マリアですか、佐賀県はその4つを3次救急医療を置いていますよね。そうすると、和白の計画というのは、県の保健医療計画との中でどう整合性を持たせようとしているのかね、武雄の医療計画と、あるいは南部医療圏と、もう1つ佐賀県の第5次保健医療計画の中でどういう位置づけを占めようとしているのかですね。それはさっき谷口議員が指摘されたように、院長は広域化は考えられないみたいな答弁をされましたけれども、このプロポーザルを見ている範囲ではそうは言えないだろうと。

もう1つは、これに70億円を投資すると。70億円かけた投資をどう回収するのかということになっていきますと、いろんなパンフレットを見ますと、いろいろここで質疑はありまし

たけれども、70億円かけた投資というのを医業収益と医業外収益、医業外収益という場合には、まず差額ベッドが出てきますね。最低4,000円とか、最高2万1,000円とかいう話がありましたけれども、そういったことも現実に和白病院がやっている経営の中で、医業収益と医業外収益との比率は当然市としても資料を持っておられると思うんですよ、割合はね。そうすると、ここで言う8階建ての新武雄市病院というわけですけども、市民にどういうふうな医療負担が出てくるのか、医療費の高騰ということも信友委員長は言っておりますので、どういう形で医療費の高騰が生まれてくるのかですね、そのことはさっき谷口議員が言ったように、武雄の国保とかそういったことに影響してくるわけですから、答弁をいただきたいと思います。そのことが市民の納得を得られるのかという危惧もされております。

そうしますと、先ほど来論議になっていましたように、慢性疾患の患者が武雄市内の疾病構造の60%を占めるという中で、終末期医療だとか、あるいは慢性疾患の患者を受け入れにくいとか、採算を重視しますと、公的医療部分と民間の70億円をかけて、採算を重視した病院というのは違いが出てくるはずですよ。そこら辺の心配は持たれていないのか、これはもう市長に聞いておきたいと思います。そういうところですかね、第5次保健医療計画との整合性の問題も答弁いただきたいと思います。

もう1つは、11項目出されている中で、⑥の中で、先ほど79号議案についても言いましたけれども、引き続き移譲後の病院に勤務を希望する職員については全員を採用すると。これは移譲する側からすると当然の条件として出しますよね。プロポーザルする側からしましても、はい、そうしますと。しませんとは言えませんよね。問題は、ここに出ていますけれども、現在勤務中の職員の皆様については引き続き当院での勤務を希望します、待遇につきましては池友会の基準とします、池友会も給与表を持っていますよね。経験年数だとかいろんな資格要件だとかあると思いますよ。武雄は、79号議案で言いましたけれども、医療職3の給与表を持っていますね。それと比較した場合に、これは今後の検討課題と言われるかもわかりませんが、大きく違った場合には、それは和白病院を排除する——排除というのはおかしいけど、和白病院との契約が成り立たないということから外すんですか。そこは明確にしていきたい。武雄の医療職3の給料表と、池友会の持っているここで言われている基準、池友会の基準、これはどうなさるのか答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

私のほうから職員の給与の問題についてお答えをいたしたいと思います。

職員の給与の問題につきましては、おっしゃるとおりに今、市の医療職3表を使って看護師等については給与を支給しておりますけど、池友会のほうの基準、決めていらっしゃる給与制度ですね、これについてはまだお聞きしておりません。できるだけ早目にお聞きをして、

現在の医療職に近いもので交渉をしていきたいと、話し合いをしていきたいと思っているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

私のほうから何点か、医療費の高騰につながるのではないかという質問でしたけれども、医療の内容については詳しくはコメントできませんけれども、それぞれの病院、それから開業医の皆さん、医療人として患者に最善の治療行為をしていただいているものと思っております。その範囲内で治療行為が行われている以上、適正な医療費支払われるものと思っております。

それから、国保への影響も心配されているようでございますが、私どもといたしましては、患者の受診行動、それから受診内容、受診機関などさまざまな要因があることから、一概に現段階では判断できないものと考えております。

それから、慢性疾患への対応のことでございますが、基本的には御存じのように、武雄市民病院の135床は急性期の一般病床でございます。さらに、今度の選考委員会では、池友会、それから佐賀記念病院、それぞれの提案内容からそれぞれの特徴を調査して、提案内容を聞き取りして、それぞれの内容を分析して判断していただいております。その中で、急性期を特徴とする病院、それから慢性期、どちらかといえば療養型の病院、特徴がはっきりしたわけでございます。その認識をした上で、委員さんたちが判断していただいているところでございます。したがって、そういう選択をされた後で、それぞれいろいろな問題が発生するかもしれませんけれども、そういう問題につきましては、今後私ども、それから医師会の皆さん、それから新しい池友会の皆さんと一緒に議論をしていきたいと考えております。

それから、慢性期患者の対応の受け入れの件ですけれども、19年度からの第5次保健医療改正のポイントの一つとして、医療機能の分化・連携の推進で、基本的に医療圏内で医療が完結できるシステムの構築をすることになっております。すなわち、医療機能の分化・連携を推進することとなっております。先ほどからありますように、池友会の提案では地域医療の連携推進を強く掲げておられます。そういうことで、慢性期患者についても態様が急変した場合は当然受け入れられて、その後、連携を推進していかれるものと考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

施設完結型という表現でございますが、これは信友委員長のお言葉でございます。信友委

員長が両方の特徴を総体的に比較する上で、施設完結型と地域完結型という表現を総体的な特徴として表現されたものと思っております。ただし、私としては、池友会においても地域連携を積極的に推進するというような表現が使われておりますので、そういう意味では、池友会においても地域連携型の特徴もあるのではないかと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

答弁漏れていますよね。県の第5次保健医療計画の中で和白さんはどういう位置づけなのかというのをさっき質問したでしょう。その中で、県が掲げている再編システム等々ありますよね。その立場から医療圏を守るという発言ですね。医療圏を守るんだったら、このプロポーザルにある70億円の投資、8階建てのヘリポートまでつけたね。これ医療圏を守るのであれば、過大投資じゃないですか。投資したものは回収せにゃいかんとよ。回収する方法としては医業外収益をいかに上げるかと。私は乱診乱療を言っているわけじゃないですよ。ちゃんとした治療をやって、それは法に基づいてちゃんとした治療をやるでしょう。そこから外れると乱診乱療と批判されますからね。それは医者としてちゃんとモラルを守ってやると思いますよ。問題は、投資した金額を回収するには、あと医業外収益しかないでしょう。診療報酬は公立病院に行こうと民間病院に行こうと一緒なわけですから。今からは混合診療も導入されていきます。保険外の治療も入ってきますよ。どちらを選びますかと。患者が選ぶことになる。公立病院はそういうことないかもしれませんが、大きな民間病院になっていきますと、混合診療も導入する、保険外の薬も導入する、あるいは差額ベッドで医業外収益を上げていく、そのこの違いがあるんですよ。

ですから、ここに私気になっているのは、パンフレットにもありましたけれども、8階建ての建物をつくって、70億円を投資して、そして、その医療圏は長崎県の離島まで入ったと言うでしょう。そういう中で、第5次保健医療計画との間で矛盾しませんかと、整合性とれなくなるんじゃないですかと、ですから、和白はどういう位置づけになっておるんですかと。大田副市長は医療圏を守ると言ったでしょう。そうでない場合には、選考委員会の最終答申書の中にある武雄市の責務、1から4までありますけれども、この契約内容にそれらが盛り込まれますか。医療圏の問題、第5次保健医療計画の中で和白がどういう位置づけになるのかね、そのこの整合性を私聞いたわけですよ。再度答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

基本的には、現在のところ武雄市民病院の機能そのものを新しい池友会に引き継いでもらうという基本的な考え方ですので、第5次医療圏は現在の武雄市民病院をベースとして計画

してありますので、引き継ぐ結果として何ら第5次保健医療計画に矛盾することはないものと考えております。

ただ、今後、圏域を超える構想も提案されておりますので、今後池友会と協議する中で、さらにまた保健所なり県なりの担当部局と調整しながら、矛盾しないように協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

移譲先選考の内容について、読めば、目を通せば通すほど、大変な問題があるなと思います。大田副市長の答弁と樋高院長の答弁も、まさに整合性ありませんよ。そして、信友委員長が述べている第4回の選考委員会の概要には、委員長は市民の目線で答申が耐えられるものかどうか、市民が評価してくれるものかどうか、それが一番気になりますねと。そういう意味で、市長は答弁で言われました。今後評価委員会、第三者委員会をつくっていくと。これは物事を最初決めて、あと皆さん、話しに来てください、そういうやり方でしょう。

さきの6月2日につくりましたこの設置要綱についても、第3条で委員会は委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱すると。医療関係者、経済関係者、行政関係者、その他市長が適当と認める者と。ところが、結局、地元の医師会や、あるいは県内の医師会の方々がみずから、市長が周りの意見を聞かなく、そういうやり方に対して協力できないということの結果、市長は6月17日の第1回の選考委員会の結果を見ますと、医療福祉関係者4人となっていますよね。経済関係者3人。結局、医療関係者、信友委員長、九大の先生、じゃ、福祉関係者がここに挿入されて、まさに強引にやられた。

こういう事務の進め方で、果たして信友委員長も、この第4回の選考委員会で述べているように心配をされておりますが、お聞きするのは、和白病院がプロポーザルのときに出されましたこの資料、前議会で出されましたけれども、当グループへの武雄市民病院移譲後の計画を示されております。平成20年8月、もう来月です。「決定後、当グループよりできるだけ早く必要な医師7～8名、医療技術部、看護部、事務部十数名を派遣し、救急車及び時間外救急患者の受け入れを開始」と。これ選考委員会の答申では、新しい病院の経営理念に武雄市民病院のイメージ維持を掲げること、②、平成22年1月31日までの約1年6カ月において、武雄市の意向を十分に尊重して円滑な武雄市民病院の運営に協力し——協力ですよ、だから私どもはこの間の質疑の中で、救急再開をやるべきだと。医師の派遣をやるべきだと。それは福岡和白病院しかない。ところが、先ほどもありましたように、8月にお二人見ると。今質疑の中でも、いわゆるお二人の先生の部屋までつくろうと、まさに伊藤市民病院事務長は契約をやると言われました。見積契約をやっていると。まさに見積もって、もう進めるということでしょう。これは結局、救急再開というにしきの御旗を掲げながら、本丸を

すべて和白病院が牛耳るということじゃないですか。医療技術部、看護部、事務部十数名を派遣しということですから、もうひさしを貸して母屋を乗っ取るということじゃないですか。ところが、選考委員会の委員長のこの答申には、武雄市民病院の運営に協力しですよ、ですから、大田副市長が言われているような、そういう福岡和白病院の思いは全くかけ離れているではありませんか。

私は、ここに福岡和白病院の移譲計画もありますが、そして、来年、21年の春には新武雄病院（仮称）、看護専門学校、職員寮、着工予定と書かれていますよ。何ら協力ではないじゃないですか。救急再開をにしきの御旗にやられておりますが、救急再開どころではなく、医師の派遣を、私たちはそういうことかなと一方で思っておりますが、和白病院の施設の関係者の方の思いは全く違うんじゃないでしょうか。

だからここで、この80号議案は施行の期日は平成22年の2月1日以降の話を今しているわけですよ。平成22年の2月、和白病院は経営権の移譲を示されております。そして、22年の春から夏にかけて新武雄病院（仮称）オープン予定とされております。私はここに、平成20年8月の、この和白の計画はプロポーザルで示されたわけですが、今の大田副市長の答弁と伊藤市民病院事務長の答弁、そして樋高院長の答弁は全く整合性ないと思いますよ。このことについての見解を求めたいし、先ほどもう1回、最初の質疑、3回しかありませんので、3回目ですので、先ほど言いました設置要綱で、委員の任期の問題を言いました。第4条で、委員の任期は優先交渉権者の公表が終了するまでとすると。これ先ほど市長も答弁されましたけれども、もうまさに任期が切れた段階で、先ほど公表について相談を持ちかけたりいろいろと言われておりますが、まさに設置要綱と照らし合わせても、全く答弁に整合性ないじゃないかということを改めて申し上げますので、それに対する認識を、答弁を求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

2点あったと思います。まず、プロポーザルのこの資料の中の、多分、右肩のところをおっしゃっていると思いますけれども、このように書いてあります。「池友会は平成20年8月決定後、当グループよりできるだけ早く必要な医師7～8名、医療技術部、看護部、事務部十数名を派遣し、救急車及び時間外救急患者の受け入れを開始、平成21年春、新武雄（仮称）看護専門学校、職員寮、着工予定、平成22年2月、経営権の移譲、平成22年春から夏、新武雄病院（仮称）オープン予定」となっております。これはあくまでもプロポーザルの中身であります。したがって、今後どのように協力をしていただくかについては、もうこれは再三申し上げている次第でありますけれども、具体的な中身を議会終了後、議会御議決

の後、きちんと詰めていきたいというふうに思っております。これはプロポーザルの資料であります。その中で私たちが思うのは、これは非常にありがたいと思うんですね。ここまでして武雄の市民医療を担っていただくということ、これは私は本当に、これは見解の相違かもしれませんが、私はありがたいと思っております。こういう医師不足の中に、7人から8名の医師を送っていただく、これは医療用語でコメディカルと言うらしいですけども、関連の人たちも送っていただく。救急車時間外、救急患者の受け入れを開始する、本当にありがたいと私自身は思っております。これが乗っ取りということについては、非常に私はそういう表現は不相当だと、私自身は認識をしております。

その上で、選考委員会の信友委員長の話が出ておりますけれども、大きく2つお考えいただきたいと思えます。1つは、あくまでも選考委員会の委員長としての見解は私に対する答申書であります。答申書の中身が選考委員長の正式な表明であり、記者会見の場、あるいは私に直接お話し、これは記者さんたちもおられました。私におっしゃったのは、それは補足的な話であると、これはそういうふうに認識をしております。あくまでも第1優先権者の池友会、次に敬愛会ということは、これは最終的な答申をもう一回ごらんいただきたいというふうに思っております。その上で、委員の任期の話が出ました。終了するまでじゃないかと、おかしいじゃないかと、整合性がないじゃないかとおっしゃいました。これも先ほど答弁したとおり、個人情報というのは委員会が終了、あるいは解職をされた後でもずっとついていく話であります。これは私も同じであります。市長をいつかの時点でやめたということについて、そのときの市長としての個人情報等については、それはやめた後でもついてくる、私は個人情報というのはそれだけ重要な個人に付着する、附属するものだというふうに思っておりますので、そういった大事な情報については、さきに答弁したとおり、私は各委員に出してほしいということは積極的に呼びかけてまいりたい。そういう意味では、私は何ら整合性がここでおかしいとかという話ではなくて、むしろ公開をしたいという熱い思いをぜひ感じ取っていただきたいなというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

質疑をさせていただきます。

もう朝から言っておりますように、この第80号議案は、出す必要のないものを広報のために出していると。どれだけ市民に広報できるかなと、内容がわかるかなというふうに先ほどから聞いておりますけれども、余りわかるような内容じゃないと思っております。

それで、私がまず、ここに議案に出す必要がないものだったら私はもう出ていきたいんですよ、はっきり言えばですね、何も意味ないから。しかし、市民の方に少しでもわかればいいということで、まあ渋々おるような格好なんですよね。

そこで、まず今回の、ここに武雄市民病院の移譲を行う相手方、移譲の時期を定めたいと。私は、優先交渉権が得られたから、当然いろんな交渉、人件費というですかね、給料の問題、最終的な医療体制、そして敬愛会が差額ベッドがないというから、例えば5,000円の差額ベッドを2,000円に下げてもらおうとかいろんな交渉がされて、その後、交渉が済んで折り合ったと。だから、ここに移譲相手先として認めてくださいと。それで出すならわかるですよ。交渉権を得た人と交渉しないで、ここを認めてくれということ自体が、まずちょっと順番がおかしい。まあ、いつも順番はおかしいですけども、ここは特におかしいですね。

だから、私は、この間プロポーザルを聞いて敬愛会がいいなと思ったんですよ、はっきり言って。今までの武雄市の医療というですかね、同じような方が来れるなど。もうこれは、ヘリコプターで離島から運んでこられる方は、今までの武雄市民病院の仕事じゃないですよ、はっきり言って。やはり今、85%がこの辺の方ということだから、この辺の方に役立つことですよ。この間のプロポーザルでも、敬愛会のほうが拍手が明らかに多かったやなかですか、はっきり言って。

だから、私はこのやり方がですね、交渉相手と話もちゃんと、ろくにせんで、ここに出しておるといことが、まずおかしいということに対して質問したいと思います。

〔29番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

余り言うまいと思いましたが、やはり我々が議会で、動議まで出されて1つずつ決めていった、決めていってルールをつくっていった話したのを、一番最後、全く必要ないと。聞くのもおかしいという言い方されれば、今まで9時から始めたのは何だったのかということになりますから、質疑は質疑ですから意見は言わせぬように。質疑でしょう。だから、そういうふざけたやり方は、議長とめてくださいよ。（「質疑に関連した話でしょう。そのやり方がおかしいと……」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員、きょうの朝、議決をして決まったでしょう、審議をするということ。（「それは今回の質疑の話でしょう」「質疑じゃないでしょう」「質疑じゃなからうが」「議事進行」と呼ぶ者あり）

暫時休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 19時53分 |
| 再 | 開 | 19時56分 |

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

6 番議員、発言に今後十分注意をして発言をしていただくよう求めます。

執行部の答弁を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私が答弁を申し上げます。

この議案について私なりに理解をすると、質疑の趣旨がちょっとよくわかりませんでしたので、私なりに理解をすると、この議案のまず位置づけ、そして全体の中の順番がおかしいのではないかと御指摘、御質問だったということで理解をして、その上で御答弁申し上げたいんですけれども、その意見については、さまざまな意見があつて私はいいと思います。我々としては2点、実は重きを置いております。1点目は姉妹都市条例であるとか、合併の脱退の話であるとか、私自身はそれらよりもさらに今回の話は大事な話であるということだと私は理解をして、これを事件議案として提出をしております。（107ページで訂正）私は議会制民主主義の皆さんたちと同じ申し子だというふうに思っております。選挙を経てここに我々いる立場でありますし、議会並びに市民に対して重要なところで節目節目にきちんと丁寧に説明をしていくということは、私に課せられた執行権者としての私の責務だというふうに思っておりますので、これが議案としては成り立たないのではないかとといったことについては、私はそれは異を唱えたいというふうに思っております。

そしてもう1点、全体の流れを申し上げますと、今回の議決終了後に、これも答弁等で申し上げますけれども、協定書の締結に入ります。入った上で、これはなぜ入るかという、やはり私どもとしては、池友会に対して議会の議決をいただきましたということで公的に私は認証を議会の議決の証明書を発出させていただきたいというふうに思っています。その上で具体的に公募要領に掲げた移譲条件の確認等をしてまいります。その上で21年の3月の定例会において、当初予算に予算として計上していくことで今考えております。これは重要な資産の取得及び処分については予算で定めなければいけないと、地方自治法等で決められていますので、これにのっとり本予算でぜひ計上していきたいというふうに思っております。そして21年の4月に、今度は資産の譲渡について契約をしなければなりません。これは土地、建物等の譲渡価格について、きちんと金額を入れた上での契約になります。そういうことで、私どもといたしましては、順番に節目節目に応じて、これは事件議案なのか、あるいは条例なのか、あるいは予算なのかといったことについては、これは形も私は問題だと思ふんです。我々としてはこういうふうになりたいと、させてほしいというのを議会で説明をさせていただくと。これは単なるアピールとか広報じゃありません。議会の重み、そして権威をぜひ私どもの今回の決定に与えていただければという思いで私どもは提案をさせていただいております。どうか宮本議員、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

ちょっとまた話がぶり返すかもしれませんが、合併のときと同じということで、合併のときの資料ですよ。今回、これですよ。はるかに違うような気もするんですけどね。

そしたら、本当は、だから、優先交渉権者と話をして、話がつかなかったら、次点と話をせんといかんと思うんですよ。でも、この契約を決めたら、次点者と話ができなくなるでしょう。そしたら、次点の意味がなくなるんじゃないですかね。結局、こちらが給料は幾らですと、こっちは武雄市の給料に近づけますよ、先ほど言ったように、個室の料金は幾らですよ、幾らまではできますよと、それが交渉じゃないんですかね。それで、よりいいほうを、プロポーザルでわからなかった部分が詳細に詰めることでわかってくるんじゃないですかね。そこが1点です。だから、こうすれば次点と話せないんじゃないかということがまず1点です。

そしたら、ちょっとこういうことをずっと言ってもあれですので、この間、病院のバスツアーをされると言われたですよ、8月ごろ。それは両方を見に行くような話だったと思うんですよ。そして両方見て比べてくださいと多分言われたと思うんですよ。だから、そのバスツアーはどうなっているのかですね。

それと、3つ目に、20年の8月にできるだけ早く七、八名の方が来られるということですが、そしたら今おられる5名が全部ないと救急はできないですよ。この間8名になったとき救急やめたわけだから。そしたら、その5名がちゃんといるという確証があるのかですね。

それともう1点は、市民の皆さんやったら、ヘリで迎えに来てもらえると言われているんですよ。そいぎ、どこまでヘリで迎えに来られるのか、ちょっと誤解されている方もおられるみたいです、自分の家までヘリで迎えに来てくれるんじゃないかなと。そして、何か話を聞くと、武雄にヘリはとまってないという話ですもんね。だから、遠くから来られると。そしたら、もう救急車でいったほうが早いんじゃないですかと。そこもわからないんですよ、私は。どういうときにヘリを使ってですよ、書いてあるですかね。だから、その辺も市民にちょっと誤解があるんですよ。だから、そこら辺、明確に教えてください。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

まず1点目でございますが、宮本議員の理解されている内容と私どもがしようとしている内容がちょっとかみ合わないんですけども、私どもとしての考え方、今後の予定なんですけれども、まず、選考委員会から優先交渉権者の池友会を決めていただきました。その後、市役所としての最終決定機関である庁議、市長が参加する庁議で池友会を移譲先とすることを決定いたしました。その決定に当たって、重要な事項ですので、議会の皆様の判断を仰ぐ

ということで、この議会に提案しております。その後、交渉をしていきますけれども、交渉に当たっては、市役所の意思決定、さらに重みをつけるために議会の意思決定が必要であると判断いたしました。今後池友会と交渉していきますが、協定書を結び、その後、売買、土地の価格、それから建物価格が決定すれば契約になります。その前の段階として、市としての意思決定に必要だったために、今回市役所の意思決定、それから議会としての意思の決定を仰いだわけでございます。さらに、その契約に至らなかった場合については、次点者と交渉することになる可能性が残っております。

次に、バスツアーの件ですが、バスツアーにつきましては、私の記憶する限り、市長は決定した池友会が所管する病院、4つの病院がありますが、そのいずれかにバスツアーを企画すると市長は答弁したと思っております。

さらに、ヘリがどこに迎えに来るのかという話ですが、これについては、池友会のほうからヘリを飛ばしたいという提案があった段階でございます。今後ヘリが飛ばせる条件が整っているのか、それからどういう飛ばし方をするのか、どういう条件でヘリを飛ばすのか、いろいろ話を聞きながら、さらに制度的に可能かどうか、関係機関とも調整しながら進めたいと思っております。

以上でございます。

〔30番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

すみません、非常に重要な質疑があつている中で、ちょっと気になる点が1点あります。議長に取り計らいをお願いしますけれども、市長が先ほど合併の問題なんかよりもはるかに重要な今回の問題とおっしゃいましたけれども、合併のときは本当に「湯陶里」となったために、武雄市民はそれじゃいかんというて脱退したときの議案の問題ですよ。重要じゃないで、そういう表現しちゃいかんと思いますが、議長はどう思われますか。取り計らいをお願いします。（発言する者あり）発言取り消ししてもらわんと。

○議長（杉原豊喜君）

ただいま議事進行について市長に申し入れをいたしましたところ、合併のときよりはるかに重要な案件ということではなくして、合併のときと同じような案件という意味で申し上げたつもりということでございますので、そこら辺を訂正させていただきたいということでございます。それを許可したいと思います。

〔30番「私は了解」〕

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

樋高院長を初め、今、佐賀大学から招聘しました医師については、今後とも当市民病院において地域医療に尽力していただくものというふうを考えているところでございます。

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

1つは、結局は第80号議案の位置づけといたしますか、法的な根拠、議決権、あるいは議決の重み、これは朝9時からずっと論議してきた中身ですよ。ですから、私、一番最初提案しましたように、この第80号議案については法的根拠はないんだと。あるいは拘束力はないと。ただ、重要な案件で、市民の皆さん方に知らせたいということで事件決議にするんだと。これは議運のメンバーみんな知っていますよ。だから、動議出したんですよ。市長が首かしげる必要はない。

そこで聞きますけれども、結局、市長の演告が変わったというのは、市長が先ほど宮本議員に答弁した、議決をいただきましたと。池友会、和白病院と協定を結ぶこと、交渉すること、議会の議決をいただきましたと。そして交渉を進めていきたいと。これは大田副市長も言いましたよね。市役所の意思決定というのはずっと庁議の段階でわかりますよ、それは。議案として成案化していく過程はね。それを煮詰めて議会に出すわけでしょう。議会に出したときには議決は当然出てきますよ、議案であれば。議決で採択するか否決するか継続にするかということはないわけですからね。そうしますと、市長は議決をしたということを相手側に伝えたい。そして、大田副市長も、重みを持たせるためだと。議決という重み、池友会に決まりましたよ、和白との交渉権を議会が認めてくれましたよと。でしょう。そこが本音でしょう。だから、市長演告の中でも、優先交渉権者であります医療法人財団池友会と移譲に関する協定書を交わすことにいたしておろという文章が、医療法人財団池友会と移譲に関する協定書を交わすことにしておろというふうに変ってきたわけですよ。そうですね。わざわざこれ差しかえる必要ないわけでしょう。優先交渉権者でとなってしまうと、じゃ、その交渉の中身の違いによっては次点者に行くわけですから。大田副市長、そうですね。あなた笑っていますけれども、交渉に至らなかった場合、次点者と交渉するというわけでしょう。次点者と2つしかないですからね。池友会か敬愛会しかないわけでしょう。そこはどうなんですか。

ですから、そういった意味では、私は和白との交渉の仕方といたしますか、本末転倒だと指摘せざるを得ません。対等平等に交渉していく上では、きちんと11項目の、公募要領に基づく11項。先ほど古賀副市長は、給料に関しては、基準と比較してみて、医療職に近い内容で交渉していく。医療職に近い内容ということはそのままじゃいかんということでしょう。医療職3の給与表どおりにはいかない。それに近いということは安くなるかもしれん。幾らか引き上げて、医療職3の給与表に近づけていくという内容ですね。高いから引き下げるとい話じゃないでしょう。

そういうことも考えますと、相手と交渉していく上では対等平等でなくちゃいかんではよ

うし、あるいは、きちんと11項目がどういうふうに反映されていくのか、そうした執行権の範囲内で池友会との交渉がうまくいったのか、あるいは決裂したのか、その結果においては仮契約書を結んで議会に報告する、これが従来のあるやり方ですね。議会の意見を聞く、あるいは市民の意見を聞くという方法は、議案として以外にたくさんにあります。その方法をとらずに議決を持ち込んだというのは、先ほどの市長の答弁でわかりました。答弁を改めて認識を示していただきたいと思いますけれども。

もう1つは、これは江原議員の質疑に対して、20年の8月、医師の派遣は先ほどから論議があります。医療技術部、看護部、事務部十数名を派遣し、救急車及び時間外救急患者の受け入れを開始すると。これはプロポーザルで和白が言っていることですね。これは市長は非常にありがたいと。歓迎したいと。そうすると、医療技術部も条例定数がありますよね。看護師も定数があります。そうすると、8月の時点から派遣するとなると、身分は市の職員になりますね、医師も含めて。ボランティアじゃないわけですから。給与も市の直営でやるというわけですから、22年1月31日までは医業収益の中で出していかなきゃいかんですね、事務職は別でしょう。そうすると、これは和白のプロポーザルどおりにいくとすれば、また市長は歓迎しておられますので、あるいは市の職員としてこれを採用するという手続を踏まれるんですか。このこと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

私は先ほどありがたいというふうに申し上げて、何もこれをそのまま我々が受け入れると。いったことについては一言たりとも申し上げておりません。今後、池友会の公開説明会、あるいはプロポーザルと置きかえてもいいかもしれませんけれども、これについて具体的な詰めをしていきたいというふうに申し上げております。そういった意味で、ぜひそれを御理解賜ればありがたいというふうに思っております。

その上で、今後身分のあり方でありまして、これは定数がございまして、それとの関係があります。そういうのを含めて職員にも任期つき採用であるとか、あるいは非常勤であるとか、さまざまな形態があります。しかし、我々が考えなければいけないのは、この池友会と、そして私どもの武雄市民病院のスタッフ、これは今度プラスになりますので、このプラスの皆さんたちがどれだけマンパワーとして適切かどうかということ、それがどれだけ市民医療にこたえられるかどうかということを中心に考えなければいけないというふうに思っておりますので、これについても職員の身分、そして給与等についても今後詳細な詰めを急いでいきたいと。それを踏まえた上で、7月中旬に2名の採用、そして8月の半ばまでに5名、そして9月から、これは演告でも申し上げましたけれども、救急医療の再開を果たし

てまいりたいと、このように考えております。

〔22番「議決もすると。議決をした後、交渉に入る」〕

ちょっと答弁漏れがございました。申しわけございません。

議決を経た後に正式な交渉に入っていきたいというふうに思っております。あくまでも正式な交渉については議決後と考えております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

第80号議案についての質疑をいたします。

この資料といいますか、プロポーザルのときの資料をいただきました。このプロポーザルの資料ですが、これらを一々説明していただきたいとは思っていましたが、もうかなり時間も参りました。これを一々聞きますのは非常に苦痛な議員もいらっしゃるかもわかりません。しかし、ちょっとここで私、どうしても聞いておきたい。この和白病院なる病院でございますが、本拠地が北九州で、そして福岡における和白病院としての活動の実態、それらについては市長、また院長は調査等をされたのでしょうか。いろんな意味で福岡県内においても和白病院という、池友会についてはいろんなお話があるようでございます。そういうことも踏まえた上でその選考委員会にかけられ、それを選考委員会を選んだわけですから、この決定をここで見るというふうに判断をされたのでしょうか。

それから、この公募の中に経営点検表というのがございました。この点検項目に何か問題があれば再調査をするということでしたが、以前答弁をそういただいておりますが、このことについて何ら差しさわりはなかったのか、要するに医療監視の件でありますとか、重加算でありますとか、いろんなここは違反事項等を書く欄がございます。そういうところには何も問題はなかったのでしょうか。まずそれを伺います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

和白病院池友会の評判というか、私自身がいろんなことを聞いているかといった御質問でよろしいでしょうか。

この件に関しますと、間接的、あるいは直接、さまざま聞いております。褒めたたえる方もいらっしゃるれば、いろんなことをけなしたりとか、これは医療機関ではよくある話だというふうに私は思うんです。皆さんが本当に100%この難しい医療環境の中で、100%の人が、これはふさわしいと、いいということは、これは現実問題としては、私はあり得ないというふうに思っております。そして、患者さんになったかどうか、あるいは御親戚の方がそれに

なったかどうかでも全然それは見解が異になると思います。それをもって私が判断を軽々にしないために選考委員会をつくった。その中で公正中立に議論をしていただいたといったことについて御理解をしていただきたいというふうに思っております。

1つエピソードを申し上げたいと思います。

新行橋病院の理事長の鶴崎さんが今回プロポーザルでお見えになって直接話されていましたが、たしか去年の12月に10周年の記念式典があったときに、1,200人の市民の方々がそこに集まったと。体育館ではとどまらず、武道館まで人が入っていったといったこと、これを聞いたときに、私、実はその前に非常にいろんなうわさを聞いていました。だけど、本当にそういう病院だったら、そういう市民の皆さんたちがそこに押し寄せるんだろうかといったこと、本当に歓迎されてその行橋市長であったり、医師会の方々であったりということを知り及んでおりますので、私自身はあくまでも、これこそがこういうふうに10周年の記念式典でそういうふうにやれること自体、そして人が集まること自体、私は市民的な病院だというふうに思っておりますので、それを見聞きしたときに、私はちょっと自分の認識も変えたということだけはぜひ申し添えたいというふうに思っております。

いずれにしても、いろんなうわさ等々があります。それは今後私ども、議会、そして私たち、そして医師会の皆さんたちが、悪いところは直しましょうと、直してくださいと、いいところはさらに伸ばして行って、市民のため、市民医療のために尽くしていただく、それが肝要ではないかというふうに私自身は考えております。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

経営点検表に該当する項目があったかなかったかの問い合わせでございますが、この内容につきましては、企業に関する情報ですので、情報公開条例に基づいて公開できないものと思っております。私どもからは何らかこの2法人が適切でないという情報が入っておれば、詳しく中身を調べて判断してくださいというお願いをしたところであります。その結果、答申書の中身、答申書では、両法人とも経営方針、理念を初め、いずれも武雄市民病院を引き継いでいくにふさわしい法人であると評価されたところでございます。この点で御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

今、副市長、何て言んさったですかね。経営点検表のところ、移譲に適した医療機関であるということで、結局、調べとらんわけでしょう。調査はしてなかったわけでしょう。して

ないわけですね。そして、もししたにしても、それは公開何とかで言えないということですね。福岡の医師会とか医療機関とか、福岡県とか、そういったところには問い合わせはしていないわけですね。まずそれ1つ。

それと、この資料でございますが、6月2日に公募をして、6月25日にこのプロポーザルがあったわけでありまして。そのプロポーザルのときの両病院の内容は、大変に格段の差があったわけですが、この池友会のこれであれば1ページのところで、一番右下のやつ、新武雄病院という、このパース、完成予想図ですね。これを公募、開始が2日でプロポーザルが25日だった。20日程度でこういうパースが、完成予想図というのができ上がるというのは、大変に財力と色々な資金力、またそういう企業に対しての力をお持ちの病院なんだなというものがよくわかります。これが6月2日からだったのか、それがちょっと不思議に思うのが、いつでしたか、サガテレビのニュースでありました。ちょうどその25日、医療法人池友会の福岡和白病院、鶴崎理事長の話の中に、2年ぐらい前に我々のほうにこういった形であるので、どういうふうに思われますかという話がありました。民間移譲については、要するに2年ぐらい前にこの話は聞いていた。そして、プロポーザルのときに鶴崎理事長さんがおっしゃったのは、2年前ということはおっしゃいませんでした。ずっと手前のことでした。何でおっしゃらなかったのか、それが不思議でなりません。そこは市長のほうは御存じですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

見方もいろいろあるもんだなと思いつつ伺っておりました。それはいいことだと思います。

まず、新武雄病院（仮称）の予想図につきましては、これはいろんなパンフレットが議員も御案内だとは思いますが、これだけ研究熱心でられますので御案内だと思います。その中の、たしか新小文字か行橋のパースをそのまま当てはめて、これは前田議員が私よりもはるかに上手だと思いますけれども、マックでも、この程度だったら数時間で私はできるというふうに思っております。これはあくまでもイメージです。そこの中で、例えば、この材質を使うであるとか、これは何平米であるとか、こういった耐震のものであるとか、そういったものについてはかなり手間暇がかかると思いますので、もしそれが出れば議員の御指摘というのも私もうなずきますけれども、これは見解の相違かなというふうに思っております。

それと、2年ぐらい前に、サガテレビで報道されましたけれども、これについては、私も議会で市長着任してから、冬だったと思っておりますけれども、これも前田議員の御質問だったか、平野議員だったか、ちょっとすみません、それは失念しましたけれども、それは池友会と交

渉を持っているということで、それは議会でも公式の場で私は申し上げた次第であります。それを、私はちょっとサガテレビは見ておりませんので、その番組は見ておりませんので、それは確認できませんけれども、それは鶴崎さんが出ておられるとするならば、2年くらい前というのは、私もそれくらいだと思いますけれども、自分の思いを述べられたということであって、私は向こうから来られましたので、市民病院についてはこういう状況になっていきますといったことについて、みずからトップの言葉で説明をした。それが、鶴崎さんが自分の言葉で申し上げられたんじゃないかなというふうに思っております。それをプロポーザルのときに言った、言わないという話はさほど私は重要な問題ではないというふうに思っております。これが重要な問題でないからこそ、私は選考委員会の中できちんと議論がされていくというふうに、私はそういう議論ですね、そういう経緯であるとか、そういう思いであるとか、そういったことを遮断するために選考委員会で公正中立な議論をしていただいたというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

経営点検表の関係でございますが、同法人が経営点検表のどの項目に該当があったかどうかは、私のほうからは御答弁できませんが、委員会としては提出された点検表に基づいて判断していただいたものと思っております。

さらに、実際その資料では判断できないということで、追加資料を求められましたので、追加資料を求めた結果、その資料でいいということで最終的な判断をしていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

ここに第3回の委員会の概要ですけれども、一番下のところの追加資料について、医療訴訟問題はヒアリングしていなかったですよ云々のところがあります。件数というか、委員長さんが追加資料ですねと答えて、また委員長さんが、高度先進医療をやれば多くなるんだと、だから、医療訴訟は高度先進医療のいい指標である。先ほど市長も同様なことをおっしゃったような気がいたします。別の問題ですよ。要するに、そういう高度医療をするということは、武雄も今の市民病院も高度医療をしているんでしょうね、そういう意味では、訴訟があってみたりするという。だから、その問題はそういうふうにして、この委員会の中でも疑義が唱えられたところもあるんじゃないかということをおきかかったわけでありまして。

この和白病院さんが新しく国道34号線に近いアクセスのよい場所を、5,200坪もの土地を予定しているということではありますが、具体的にはこの場所等について、お話をもうお聞きになっているのでしょうか、それともこれからお話をされていくのか、市としてはどういう場所を設定されるのか、お尋ねをします。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

プロポーザルの提案の内容といたしましては、先ほど議員からありましたように、国道34号線に近いアクセスのよい場所を予定されているようでございます。

今後、議決後、相手方と協議、話し合いをしていくわけでございますが、その協議の中で具体的な希望される場所を詳しく聞きながら、お互い協力して、土地の選定に当たっていきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

できるだけ市民に知らせられることがあれば、この数枚の資料の中から知らせるしかないもんで、この内容からまた質問したいと思えます。質疑したいと思えます。

1ページ目の新武雄病院（仮称）の理念、5番目、2次医療圏杵藤広域圏区域及び武雄市の基幹病院・市民病院を目指しますということで、2次医療に特化したようなことを書いてあります。でも、その横には、将来的には地域救命センターを目指しますということで、武雄市民病院の目指すことと将来的には変わっていくんじゃないかなと。途中で、最初しますよというて、しばらくしておったら全然違う話になっているんじゃないかなと。その辺についてのお考えですよ、それをお聞きしたいと思えます。

そしてもう1点は、5ページの地域医療支援病院としてということで、診療所から80%以上が紹介ということで、直接行くのが20%しかいないという、本当にこんなのかなと。ちょっとここにうそがあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、この2点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

まず1点目の、将来的には地域救命救急センターを目指しますという表現があっていることに関してでございますが、基本的には何度も申し上げておりますように、武雄市民病院、一般病床135床を持つ武雄市民病院の機能を引き継いでもらうのが主でございます。この将来的な話については、それにプラスアルファをした機能を池友会が希望を持っておられると

ということでございます。5次医療計画でも、南部医療圏に地域救命救急センターが欲しいというようなこともありました。その関係もありまして、今後計画を担当する部局、県の部局とか、それに関係する機関とか協議していく必要があるものと考えております。

それから、地域医療支援病院を目指してという表題があります。その中に紹介率80%以上、それから逆紹介率60%以上という表現がございます。これにつきましては将来の目標、意気込みを80%以上ということで述べてあります。実態としては、現在では新行橋病院、若干低いようございますが、これを目指して頑張っていただけのもだと思います。ということは、池友会としては地元の医療機関の皆様、開業医の皆様、医師会の皆様と強く連携していきたいという医師のあらわれではないのかと考えております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第80号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第80号議案に対する討論を開始いたします。

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第80号議案につきまして反対の討論を申し上げたいと思っております。

まず第1に、地方自治法第96条に照らしましても、この議決事項につきましても、法的効果を持たないという形で、まさに法的拘束を持たない。その議案提案されている市長の政治姿勢がもろにあらわれていると思っております。まさに移譲先選考を市長が強引に進める、この政治姿勢は許すわけにはいきません。

第1に、市長が進める市民病院廃止スケジュールを先に決めて、後で肉づけをしていることに対して、このような市長の政治姿勢は、私を初め市民の皆さんは受け入れることができません。

2つ目に、移譲先選考については、市長は委員会設置要綱をつくって公平中立に選考をしてみようとされておりますが、この間の経緯は医療関係者の批判を交わすために、委員会の構成もメンバーを変えて強引に進めていること自体がますます地域の医療を壊しているのではありませんか。この成績には、まさに大きいものがありますし、大ではないでしょうか。まして、質疑の中でも明確になりましたが、福岡の和白病院のプレゼンテーションでの私たち市民への説明は、まさに佐賀県の第5次医療保険計画に紛れもなく矛盾するものではないでしょうか。まさに福岡和白病院を先に決めて進めている市長の強引な政治手法は、市民の多くの批判を招いているのではありませんか。

第3に、プレゼンテーションでもありましたけれども、私の手元に届いたある手紙を紹介したいと思います。

佐賀記念病院の先生が言われたプレゼンテーションの中でありましたが、佐賀県の医療は佐賀県で守りましょう、この言葉に私は感銘を受けましたという市民の声をいただきました。さきの質疑で私も指摘いたしました、信友委員長は佐賀県、そしてまた武雄市の医療環境について本当に認識をお持ちだったのでしょうか。認識不足は否めなかったと申し上げるものであります。やはり市民の目の前で、そしてまた、武雄市民病院をこれまで培ってききました中核医療機関として地域医療の推進に努められてきた医療関係者の思いは、紛れもなく市長の政治姿勢と相反するものではないでしょうか。

私は、この間の市民病院の市長の進めているこの半年の流れは、市民の反感を買うものではないかと指摘をし、第80号議案の反対討論にかえるものであります。

○議長（杉原豊喜君）

16番樋渡議員

○16番（樋渡博徳君）〔登壇〕

第80号議案に対して賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

間もなく7人のドクターが派遣されて救急医療の再開のめどが立ったということで喜んでるところでございます。

その7人のうち60歳前後のドクターが2人おられるということで心配しておられるという方もおいでのようですけど、それは心配御無用かと思います。なぜならば、私がちょうど60歳前後でございます。そういう意味で、その心配はありません。

それと、皆さん反対の意見として、市長の手腕、スピードが速過ぎる、強引過ぎるというふうなことで、まだ1年半も先のことではないかという意見の方もおいでのようですけど、私は速過ぎると決して思っておりません。どっちかということ、遅過ぎるぐらいじゃなかろうかと思うくらいであります。市長も樋渡、私も樋渡ですけど、樋渡は先に行きながら物事を考えるわけですね。ちゃんと先も見ておるわけですね。

そういうわけで、皆さん、例え話ですけど、車を運転されると思います。ガス欠になってからガソリンスタンドを探す人はおられないと思います。やはり5分の1、6分の1残したくらいのところまでガソリンスタンドは探して入れられると思います。そういう例え話でございますけれども、急ぎ過ぎる、速過ぎる、性急過ぎるという意見もありましょうが、何年後かにはきっと、あのときやっと思ったけんよかったにゃという日が来ることを私は念願して、賛成の意見といたします。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

何回も同じことを言っていますけれども、きょうは全く何回も同じになると思います。

議決を必要としないと、そして広報をしたいということで、それもいいと思います。ただこれが何か、ちょっと私からすると、いいように利用されているような気もするんですね。だから、契約だけを決めるというのがあっていいでしょう。でも、やはり市民の多くの方は、優先交渉権者と次点があって、おのおの詳細を話し合っ、きちっとした協定を結んで、それを市民の方に、こういう差額ベッドは幾らなんですよと、ここでいいですかというような確認をして、いや、それは高過ぎると、そしたらこっちの、少々遅くても、嬉野まで車を出してくれば、例えば、ちょっと待っても差額ベッドの安いほうがいいと。そういう選択肢が必要じゃないかと思います。特に、武雄に1つしかない2次医療だから、最後はヘリコプターで地域の救命センターになられても困るんですよ。だから、私はまずこのやり方というですかね、優先交渉権者と十分に話し、そして、だめなら次点者と話し、どうかすれば両方に同じような条件を出して、その答えを出させて、市民の方に判断させる時間があって契約されるべきだと思い、反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

賛成の意見を述べさせていただきます。

ここに実は一つの資料があります。平成19年度研修プログラム別マッチ結果ということがあります。これは新臨床医制度の中で、大学を卒業して2年間の研修を受けるという方々が全国の病院と医者との間のマッチングですね、これは国の厚生労働省の分ではありますが、その資料の中を御紹介したいと思います。

医療法人財団池友会福岡和白病院は、募集定員12名に対して当該プログラムを希望順位登録をした学生は25名、つまり、12名の定員に対して25名の方が希望されたということであり、それに対して佐賀県内のほかの研修医を受け入れる病院はあるわけであり、例えば、佐賀大学は別にしまして、佐賀県立病院好生館は募集定員10名に対して当該プログラムを希望された方は12名、ほかにも唐津赤十字病院、これは2名の募集定員に対して希望された方は1人、それから、独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター、これは4人に対して1人、独立行政法人国立病院機構佐賀病院、5人に対して希望された方は1人ということになります。ということはどういうことかという、（発言する者あり）何かあったら後でお話を聞きたいと思います。12名に対して25名という、例えば、病院研修2年間、自分の医者としてのスタートを2年間研修を決めていく。非常に重要な問題ですよ。ですから、どの病院を選ぶのかというのは物すごく真剣にされると思うんですよ。とすると、この数字そのものがある面では病院の評価ではなかろうかと私は思います。

そういう意味では、実は池友会のほかにも、小文字病院とか新行橋病院、それから福岡新

水巻病院というところもこの研修医の受け入れをされております。ですから、この数字を見れば、院長も本当に研修医を受け入れてやりたかったと思うんですよ。しかし、現状としてなかなかできなかった。だから、私はそういう意味では、福岡和白病院を初めとする医療法人財団池友会というのの一定の信頼性がここに示されているのではないかというふうに思います。

医療に関しては、私は全く素人であります。ですから、この点についてはやはりそういう部分で専門家の中での具体的なシビアな部分の医療環境の中でされていることについては、私は評価をしたいと思いますし、さっき第3次医療という話でありました。第3次をするから、1次も2次もしないということはあるわけですね。そういう意味では、3次をするというのは、それだけの医療水準がなければできないわけでありまして。また、それだけの設備投資その他も大変必要になってくるわけでありまして。1つは、2次病院として引き受けていこうということであれば、十分私はそれに信頼するに足りるものがあるということでもあります。いろんな反対意見の中では、確固とした根拠もなく発言をされているところもありますが、しかし、私はこういう具体的な評価のある部分を出していただければいいのではないかというふうに思います。私は具体的にはこの数字を挙げて、池友会の病院ということについての評価をしたいというふうに思っております。

ということで賛成をさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は第80号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲について、移譲の相手方を池友会和白病院、移譲の時期を22年2月1日とするというこの議案については、反対の立場から討論いたしたいと思います。

きょうの議案質疑でもかなり突っ込んで論議されましたけれども、10月30日の第9回幹事会の報告、これまでは幹事会の結論は独立行政法人と民間移譲は並列的だったと。これまでの幹事会の議論から急に方向性が変わっている。どういう方向に変わったかということ、それは民間移譲が優位とする記述の内容が変わってきている、これは正直な報告書ですよ。この10月30日以前何が起こったかと、直前に。それは市長が市内の開業医に和白病院への民間移譲で話をまとめてくれと、これは証言もすると言っておられますので、近いうちにそれははっきりするんじゃないですか。さらには、11月13日、これは私の質問に対する答弁で、樋高院長に対して和白病院の院長から電話があったと。武雄との関係を持ったと。じゃ、どういう関係なのかという質問に対して、医療上の関係が生まれてくると、そういう関係が生まれたと明らかに答弁をされました。12月の議会での和白病院の市長の接触、これも12月13日、市長みずから接触していることを認められました。時系列的に見ていけば、最初から民

間移譲、しかも和白病院、ずうっと時間を追って見ていきますと、仕組みられた流れだったんじゃないかと、こう指摘をせざるを得ないと思うわけであります。

もう1つは、第80号議案が法的根拠がない、あるいは拘束力を持たない、上程する以前にそう説明がされましたけれども、しかし、実際には議会の皆さんの議決をいただいたと、その重みで和白病院と協定を結んでいきたいと。これは私は本末転倒だと思うんです、議案として上程する場合は。それは何かといいますと、例えば、公募要領にある11項目移譲条件、これを話し合いの協議を進めていく中で、選考委員会の最終答申にあるように、市の責務、4項目されていますよね。この責務に照らしてどうなのかと、その前には選考委員会の最終答申にあることを言いましたけれども、これは実効性において遵守すべき事項並びに実効性の担保はどうなのかと。かなり懸念されている内容なんですよ、最終答申は。そういう懸念されている内容であるだけに、協議を進めていく中で市の責務として求められておる中身が和白でいいのかどうかと、民間移譲でいいのかどうかと、そういうことがきちんとわかった上で議会に諮るべきじゃないかと、このことが私は大事な点だと思います。

もう1つは、これが守られなければ、第2番目の交渉権者と協定を結んでいくんだと、これは大田副市長の先ほどの答弁ですね。そうであるならば、どうしてここで議決をしなきゃいけないのかと。整合性に欠ける、根拠に欠けると指摘せざるを得ません。いずれにしても、私は市民病院の公的役割、しっかり守っていく。市民病院を守ると同時に地域医療を守っていく。大手の民間病院の採算性を重視した医療というのが、果たして市民の求める医療にかなうのかどうか。これは他の福岡県内の和白病院の実態を見ても、市民への負担増、あるいは市民の納得を得られるのかどうか、あるいは都市部とは違って農村部の高齢化が進んでいく農村部の疾病構造、そこにしっかり立脚した病院であるならば、あるいは和白が考えている病院の経営とは違うかもしれません。そういうことを考えますと、やはり公的病院の役割ということをしっかり守っていくことが地域の疾病構造に見合った地域医療を進めることになるんだと。このことの市の責任を明確にして、第80号議案に対する反対の討論いたします。

○議長（杉原豊喜君）

10番吉川議員

○10番（吉川里巳君）〔登壇〕

第80号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲について、これは移譲先の相手方を池友会にするという部分と、移譲の期日を平成22年の2月1日にするというふうなことでございます。この案件につきまして賛成の立場で討論をいたします。

今回の武雄市民病院の一番大きな課題は何かといいますと、数年前から問題になっている医師不足であります。それは16名いた医師が12名になり、9名になり、減ってきていると。ここが最大の課題であります。

今回の池友会のプレゼンテーションの資料を見てみますと、この7ページに医師の充足数194.35%、約200%の医師がいると。必要数が101人に対してお医者さんが197人いるということであります。この1点からしても、この池友会が移譲先に決まるというのは妥当な判断であるというふうに考えております。多くの市民の皆さんが望んでおります市民の医療を受ける権利を守る意味からも、また、巨額な財政負担を回避する意味からも、今回、選考委員会の皆さんがお示しをされた具体的医師不足の対策を提案なされた、また、救急医療の再開のめどを発表された民間の池友会が最適であるというふうに考えております。これまでの武雄市民病院の流れを考えますと、やはり医療の質、量ともにすぐれた病院に持っていくことは、全体最適を図っていくことが武雄市の執行部並びに議会の最大の役目であり、それを単に一部の部分最適だけでそれを先送りしようとする、そういった時間の余裕は全くないということを訴え、この案件に賛成の討論といたしたいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございませんので、起立により採決を行います。

第80号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第80号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 第81号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第5回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第81号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第5回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正では、先月の大雨による被害に対し、早急に対応するため、所要の経費をお願いいたしております。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4,817万3,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ196億7,560万円とするものでございます。

地方債の補正では、地方債の追加をお願いしております。これは補正予算書4ページに示しておりますように、災害復旧に要する事業に充当するためのものでございます。

それでは、今回の補正の主な内容について、補正予算説明書のほうで説明させていただきます。

補正予算説明書の(5)ページをごらんください。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費では、大雨による武雄町、橘町、朝日町の一部の地区の浸水家屋に対し、し尿くみ取り量の2分の1相当額を助成するため、所要額をお願いいたしております。

11款. 災害復旧費、1項. 農林施設災害復旧費では、農地12カ所、農業用施設14カ所の災害復旧に要する経費をお願いいたしております。

(6)ページをごらんください。

11款. 災害復旧費、2項. 土木施設災害復旧費では、道路6カ所、河川2カ所の災害復旧に要する経費をお願いいたしております。

以上、歳出の概要について申し上げましたが、これらを賄う財源として分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金及び市債を計上し、なお不足する分については予備費で調整をいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第81号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第81号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第81号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年7月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 21時4分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 牟田勝浩

〃 議員 山口良広

〃 議員 末藤正幸

〃 議員 石橋敏伸

会議録調製者 末次隆裕